

移転申請書

移転コード付与及び原簿更正記事情報抽出基準書

令和7年4月

目 次

1. 概要

- 1. 1 主旨
- 1. 2 移転コード付与及び原簿更正記事抽出基準書の構成
- 1. 3 発注と納品及び早期受付情報の提供について
- 1. 4 各種帳票・リストの作成
- 1. 5 秘密の保持
- 1. 6 コード表等の管理情報の貸与

2. 作業処理フローおよび作業概要

3. 移転コード付与基準

- 3. 1 移転申請書の構成
 - 3. 1. 1 一般記載事項：申請書共通
 - 3. 1. 2 個別記載事項
 - 3. 1. 3 特許庁受付記載事項
 - 3. 1. 4 審査業務課登録室記載事項
- 3. 2 移転コードの付与
 - 3. 2. 1 移転コードとは
 - 3. 2. 2 移転コードの構成
 - 3. 2. 3 移転コード付与条件

4. 項目コード付与基準

4. 1 固定部入力指示

4. 2 通常申請書の可変部入力指示

- 4. 2. 1 様式：本権にかかる移転申請書【一般承継】（移転コード：X 3 1 1 1、）
- 4. 2. 2 様式：本権にかかる持分移転申請書【一般承継】（移転コード：X 3 1 1 5、）
- 4. 2. 3 様式：本権にかかる移転申請書【一般承継以外】（移転コード：X 3 1 1 3、X 3 1 1 4）
- 4. 2. 4 様式：本権にかかる持分移転申請書【一般承継以外】（移転コード：X 3 1 1 7 X 3 1 1 8）
- 4. 2. 5 様式：専用実施権（使用権）に関する移転登録申請書【一般承継】（移転コード：X 4 2 1 1、）
- 4. 2. 6 様式：専用実施権（使用権）に関する持分移転登録申請書【一般承継】（移転コード：X 4 2 1 5、）
- 4. 2. 7 様式：専用実施権（使用権）に関する移転登録申請書【一般承継以外】（移転コード：X 4 2 1 3、X 4 2 1 4）
- 4. 2. 8 様式：専用実施権（使用権）に関する持分移転登録申請書【一般承継以外】（移転コード：X 4 2 1 7、X 4 2 1 8）
- 4. 2. 9 様式：通常実施権（使用権）に関する移転登録申請書【一般承継】（移転コード：X 5 2 1 1、）
- 4. 2. 10 様式：通常実施権（使用権）に関する持分移転登録申請書【一般承継】（移転コード：X 5 2 1 5、）
- 4. 2. 11 様式：通常実施権（使用権）に関する移転登録申請書【一般承継以外】（移転コード：X 5 2 1 3、X 5 2 1 4）
- 4. 2. 12 様式：通常実施権（使用権）に関する持分移転登録申請書【一般承継以外】（移転コード：X 5 2 1 7、X 5 2 1 8）
- 4. 2. 13 様式：質権（根質権）に関する移転登録申請書【一般承継】
（移転コード：X 6 3 1 1、X 4 3 1 1、X 5 3 1 1、X 6 3 4 1、X 4 3 4 1、X 5 3 4 1）
- 4. 2. 14 様式：質権（根質権）の持分に関する移転登録申請書【一般承継】
（移転コード：X 6 3 1 5、X 4 3 1 5、X 5 3 1 5、X 6 3 4 5、X 4 3 4 5、X 5 3 4 5）
- 4. 2. 15 様式：質権（根質権）に関する移転登録申請書【一般承継以外】
（移転コード：X 6 3 1 3、X 4 3 1 3、X 5 3 1 3、X 6 3 4 3、X 4 3 4 3、X 5 3 4 3）
- 4. 2. 16 様式：質権（根質権）の持分に関する移転登録申請書【一般承継以外】
（移転コード：X 6 3 1 7、X 4 3 1 7、X 5 3 1 7、X 6 3 4 7、X 4 3 4 7、X 5 3 4 7）
- 4. 2. 17 様式：質権（根質権）に関する一部移転登録申請書【一般承継以外】
（移転コード：X 6 3 1 4、X 4 3 1 4、X 5 3 1 4、X 6 3 4 4、X 4 3 4 4、X 5 3 4 4）

- 4. 2. 18 様式：質権（根質権）の持分に関する一部移転登録申請書【一般承継以外】
（移転コード：X 6 3 1 8、X 4 3 1 8、X 5 3 1 8、X 6 3 4 8、X 4 3 4 8、X 5 3 4 8）
- 4. 2. 19 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 3 1 3 1）
- 4. 2. 20 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 4 2 3 1）
- 4. 2. 21 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 5 2 3 1）
- 4. 2. 22 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除
（移転コード：X 6 3 3 1、X 4 3 3 1、X 5 3 3 1、X 6 3 3 4、X 4 3 3 4、X 5 3 3 4）
- 4. 2. 23 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 3 1 3 2）
- 4. 2. 24 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 4 2 3 2）
- 4. 2. 25 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 5 2 3 2）
- 4. 2. 26 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除
（移転コード：X 6 3 3 2、X 4 3 3 2、X 5 3 3 2、X 6 3 3 5、X 4 3 3 5、X 5 3 3 5）
- 4. 2. 27 様式：商標分割移転登録申請書（移転コード：4 1 T 0 1）
- 4. 2. 28 様式：商標分割登録申請書（移転コード：4 1 T 0 2）
- 4. 2. 29 様式：専用実施権（使用権）にかかる設定登録申請書（移転コード：X 4 2 0 1）
- 4. 2. 30 様式：通常実施権（使用権）にかかる設定登録申請書（移転コード：X 5 2 0 1）
- 4. 2. 31 様式：本権にかかる質権設定登録申請書（移転コード：X 6 3 0 3）
- 4. 2. 32 様式：専用（通常）実施（使用）権にかかる質権設定登録申請書（移転コード：X 4 3 0 3、X 5 3 0 3）
- 4. 2. 33 様式：本権にかかる根質権設定登録申請書（移転コード：X 6 3 0 4）
- 4. 2. 34 様式：専用（通常）実施（使用）権にかかる根質権設定登録申請書（移転コード：X 4 3 0 4、X 5 3 0 4）
- 4. 2. 35 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 4 2 3 0）
- 4. 2. 36 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 5 2 3 0）
- 4. 2. 37 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 6 3 3 0）
- 4. 2. 38 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 4 3 3 0、X 5 3 3 0）
- 4. 2. 39 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X 6 3 3 3）

- 4. 2. 40 削除：平成19年9月の信託法の改正による削除（移転コード：X4333、X5333）
- 4. 2. 41 様式：専用実施権（使用権）にかかる変更登録申請書（移転コード：X4221）
- 4. 2. 42 様式：通常実施権（使用権）にかかる変更登録申請書（移転コード：X5221）
- 4. 2. 43 様式：質権にかかる変更登録申請書（移転コード：X6321、X4321、X5321）
- 4. 2. 44 様式：根質権にかかる変更登録申請書（移転コード：X6350、X4350、X5350）
- 4. 2. 45 様式：商標権変更登録申請書（移転コード：41L88）
- 4. 2. 46 様式：放棄による本権の抹消登録申請書（移転コード：X1801）
- 4. 2. 47 様式：契約解除による仮登録抹消登録申請書（移転コード：X3803）
- 4. 2. 48 様式：契約解除による専用（通常）実施（使用）権の抹消登録申請書（移転コード：X4803、X5803）
様式：契約解除による質権（根質権）の抹消登録申請書（移転コード：X6803）
- 4. 2. 49 様式：放棄による仮登録抹消登録申請書（移転コード：X3805）
- 4. 2. 50 様式：放棄による専用（通常）実施（使用）権の抹消登録申請書（移転コード：X4805、X5805）
様式：放棄による質権（根質権）の抹消登録申請書（移転コード：X6805）
- 4. 2. 51 様式：防護標章権の抹消登録申請書（移転コード：42805）
- 4. 2. 52 様式：特許（実用新案）権の一部抹消登録申請書（移転コード：X1802）
- 4. 2. 53 様式：商標権の一部抹消登録申請書（移転コード：41802）
- 4. 2. 54 様式：意匠権の一部抹消登録申請書（移転コード：32802）
- 4. 2. 55 様式：防護標章権の一部抹消登録申請書（移転コード：42802）
- 4. 2. 56 様式：辞任による管理人抹消登録申請書（移転コード：X7421）
- 4. 2. 57 様式：解任による管理人抹消登録申請書（移転コード：X7422）
- 4. 2. 58 様式：登録名義人の表示変更（更正）登録申請書【住所（免許税あり）】
変更（移転コード：X3531、X4531、X5531、X6531、X7531）
更正（移転コード：X3631、X4631、X5631、X6631、X7631）
- 4. 2. 59 様式：登録名義人の表示変更（更正）登録申請書【住所（免許税なし）】
変更（移転コード：X3532、X4532、X5532、X6532、X7532）

変更（移転コード：X 3 6 3 2、X 4 6 3 2、X 5 6 3 2、X 6 6 3 2、X 7 6 3 2）

4. 2. 6 0 様式：登録名義人の表示変更（更正）登録申請書【氏名（名称）】

変更（移転コード：X 3 5 3 3、X 4 5 3 3、X 5 5 3 3、X 6 5 3 3、X 7 5 3 3）

変更（移転コード：X 3 6 3 3、X 4 6 3 3、X 5 6 3 3、X 6 6 3 3、X 7 6 3 3）

4. 2. 6 1 様式：登録名義人の表示変更（更正）登録申請書【国籍・地域】

変更（移転コード：X 3 5 3 4、X 4 5 3 4、X 5 5 3 4、X 6 5 3 4、X 7 5 3 4）

変更（移転コード：X 3 6 3 4、X 4 6 3 4、X 5 6 3 4、X 6 6 3 4、X 7 6 3 4）

4. 2. 6 2 様式：本権にかかる一部移転申請書【一般承継】（移転コード：X 3 1 2 1）

4. 2. 6 3 様式：本権にかかる持分一部移転申請書【一般承継】（移転コード：X 3 1 2 2）

4. 2. 6 4 様式：専用実施権（使用権）に関する一部移転登録申請書【一般承継】（移転コード：X 4 2 2 5）

4. 2. 6 5 様式：専用実施権（使用権）に関する持分一部移転登録申請書【一般承継】（移転コード：X 4 2 2 6）

4. 2. 6 6 様式：通常実施権（使用権）に関する一部移転登録申請書【一般承継】（移転コード：X 5 2 2 5）

4. 2. 6 7 様式：通常実施権（使用権）に関する持分一部移転登録申請書【一般承継】（移転コード：X 5 2 2 6）

4. 2. 6 8 様式：質権（根質権）に関する一部移転登録申請書【一般承継】

（移転コード：X 6 3 2 5、X 4 3 2 5、X 5 3 2 5、X 6 3 2 7、X 4 3 2 7、X 5 3 2 7）

4. 2. 6 9 様式：質権（根質権）の持分に関する一部移転登録申請書【一般承継】

（移転コード：X 6 3 2 6、X 4 3 2 6、X 5 3 2 6、X 6 3 2 8、X 4 3 2 8、X 5 3 2 8）

4. 2. 7 0 様式：本権の共有の特約等の事項の変更登録申請書（移転コード：X 3 1 4 1）

4. 2. 7 1 様式：信託にかかる本権の移転登録申請書（移転コード：X 3 1 3 3）

4. 2. 7 2 様式：信託にかかる本権の持分移転登録申請書（移転コード：X 3 1 3 4）

4. 2. 7 3 様式：信託にかかる本権の変更登録申請書（移転コード：X 3 1 3 5）

4. 2. 7 4 様式：信託にかかる本権の一部変更登録申請書（移転コード：X 3 1 3 6）

4. 2. 7 5 様式：信託にかかる本権の持分変更登録申請書（移転コード：X 3 1 3 7）

4. 2. 7 6 様式：信託にかかる専用実施権（使用権）の設定登録申請書（移転コード：X 4 2 3 3）

4. 2. 7 7 様式：信託にかかる専用実施権（使用権）の移転登録申請書（移転コード：X 4 2 3 4）

- 4. 2. 7 8 様式：信託にかかる専用実施権（使用権）の持分移転登録申請書（移転コード：X 4 2 3 5）
- 4. 2. 7 9 様式：信託にかかる専用実施権（使用権）の変更登録申請書（移転コード：X 4 2 3 6）
- 4. 2. 8 0 様式：信託にかかる専用実施権（使用権）の一部変更登録申請書（移転コード：X 4 2 3 7）
- 4. 2. 8 1 様式：信託にかかる専用実施権（使用権）の持分変更登録申請書（移転コード：X 4 2 3 8）
- 4. 2. 8 2 様式：信託にかかる専用実施権（使用権）の抹消登録申請書（移転コード：X 4 2 4 0）
- 4. 2. 8 3 様式：信託にかかる通常実施権（使用権）の設定登録申請書（移転コード：X 5 2 3 3）
- 4. 2. 8 4 様式：信託にかかる通常実施権（使用権）の移転登録申請書（移転コード：X 5 2 3 4）
- 4. 2. 8 5 様式：信託にかかる通常実施権（使用権）の持分移転登録申請書（移転コード：X 5 2 3 5）
- 4. 2. 8 6 様式：信託にかかる通常実施権（使用権）の変更登録申請書（移転コード：X 5 2 3 6）
- 4. 2. 8 7 様式：信託にかかる通常実施権（使用権）の一部変更登録申請書（移転コード：X 5 2 3 7）
- 4. 2. 8 8 様式：信託にかかる通常実施権（使用権）の持分変更登録申請書（移転コード：X 5 2 3 8）
- 4. 2. 8 9 様式：信託にかかる通常実施権（使用権）の抹消登録申請書（移転コード：X 5 2 4 0）
- 4. 2. 9 0 様式：信託にかかる質権の設定登録申請書（移転コード：X 6 3 3 6, X 4 3 3 6, X 5 3 3 6）
様式：信託にかかる質権の変更登録申請書（移転コード：X 6 3 3 6, X 4 3 3 6, X 5 3 3 6）
様式：信託にかかる質権の一部変更登録申請書（移転コード：X 6 3 3 6, X 4 3 3 6, X 5 3 3 6）
様式：信託にかかる質権の持分変更登録申請書（移転コード：X 6 3 3 6, X 4 3 3 6, X 5 3 3 6）
- 4. 2. 9 1 様式：信託にかかる根質権の設定登録申請書（移転コード：X 6 3 5 4, X 4 3 5 4, X 5 3 5 4）
様式：信託にかかる根質権の変更登録申請書（移転コード：X 6 3 5 4, X 4 3 5 4, X 5 3 5 4）
様式：信託にかかる根質権の一部変更登録申請書（移転コード：X 6 3 5 4, X 4 3 5 4, X 5 3 5 4）
様式：信託にかかる根質権の持分変更登録申請書（移転コード：X 6 3 5 4, X 4 3 5 4, X 5 3 5 4）
- 4. 2. 9 2 様式：信託にかかる質権の移転登録申請書（移転コード：X 6 3 3 7, X 4 3 3 7, X 5 3 3 7）
様式：信託にかかる根質権の移転登録申請書（移転コード：X 6 3 5 5, X 4 3 5 5, X 5 3 5 5）
- 4. 2. 9 3 様式：信託にかかる質権の持分移転登録申請書（移転コード：X 6 3 3 8, X 4 3 3 8, X 5 3 3 8）
様式：信託にかかる根質権の持分移転登録申請書（移転コード：X 6 3 5 6, X 4 3 5 6, X 5 3 5 6）
- 4. 2. 9 4 様式：信託にかかる質権の抹消登録申請書（移転コード：X 6 3 5 3, X 4 3 5 3, X 5 3 5 3）

様式：信託にかかる根質権の抹消登録申請書（移転コード：X 6 3 6 1, X 4 3 6 1, X 5 3 6 1）

4. 2. 9 5 様式：信託の登録申請書（移転コード：X 3 Z 0 2, X 4 Z 0 2, X 5 Z 0 2, X 6 Z 0 2）

4. 2. 9 6 様式：信託の抹消登録申請書（移転コード：X 3 Z 0 3, X 4 Z 0 3, X 5 Z 0 3, X 6 Z 0 3）

4. 3 特殊申請書の可変部入力指示

4. 3. A 様式：特許（実用新案）権の一部抹消仮登録申請書（移転コード：X 1 G 9 9）

4. 3. B 様式：商標権の一部抹消仮登録申請書（移転コード：4 1 G 9 9）

4. 3. C 様式：意匠権の一部抹消仮登録申請書（移転コード：3 2 G 9 9）

4. 3. D 様式：防護標章権の一部抹消仮登録申請書（移転コード：4 2 G 9 9）

4. 3. 1 様式：本権にかかる仮登録申請書（移転コード：X 3 G 9 9）

4. 3. 2 様式：専用実施権（使用権）の仮登録申請書（移転コード：X 4 G 9 9）

4. 3. 3 様式：通常実施権（使用権）の仮登録申請書（移転コード：X 5 G 9 9）

4. 3. 4 様式：質権の仮登録申請書（移転コード：X 6 G 9 9、X 4 G 9 9、X 5 G 9 9）

4. 3. 5 様式：嘱託書【処分の制限】（移転コード：X X F 9 9）

4. 3. 6 様式：嘱託書【本権類似意匠登録又は防護標章に係る予告登録（訴提起）】

（移転コード：X 1 H 9 9、3 2 H 9 9、4 2 H 9 9）

4. 3. 7 様式：嘱託書【本権に係る予告登録（訴提起）】（移転コード：X 3 H 9 9）

4. 3. 8 様式：嘱託書【専用実施権（使用権）に係る予告登録（訴提起）】（移転コード：X 4 H 9 9）

4. 3. 9 様式：嘱託書【通常実施権（使用権）に係る予告登録（訴提起）】（移転コード：X 5 H 9 9）

4. 3. 1 0 様式：嘱託書【質権（根質権）に係る予告登録（訴提起）】

（移転コード：X 6 H 9 9、X 4 H 9 9、X 5 H 9 9）

4. 3. 1 1 様式：嘱託書【会社更生法のかかる登録】（移転コード：X X J 9 9）

4. 3. 1 2 様式：嘱託書【破産終結（宣言）決定】（移転コード：X X K 9 9）

4. 3. 1 3 様式：嘱託書【和議開始等の登録】（移転コード：X X L 9 9）

4. 3. 1 4 様式：嘱託書【通常移転申請書扱いの登録】

- 4. 3. 15 様式：嘱託書【仮登録移転申請書扱いの登録】（移転コード：XXG99）
- 4. 3. 16 様式：通知書【工場（鉱業）抵当法にかかる登録】（移転コード：XXI99）
- 4. 3. 17 様式：通知書【通常移転申請書扱いの登録】
- 4. 4 通常申請書（国際商標）の可変部入力指示
 - 4. 4. 1 様式：専用使用権にかかる移転登録申請書【一般承継】（移転コード：64211）
 - 4. 4. 2 様式：専用使用権にかかる移転登録申請書【一般承継以外】（移転コード：64213）
 - 4. 4. 3 様式：本権にかかる信託登録申請書（移転コード：63131）
 - 4. 4. 4 様式：専用使用権にかかる設定登録申請書（移転コード：64201）
 - 4. 4. 5 様式：本権にかかる質権設定登録申請書（移転コード：66303）
 - 4. 4. 6 様式：通常使用権にかかる変更登録申請書（移転コード：65221）
 - 4. 4. 7 様式：契約解除による専用使用権の抹消登録申請書（移転コード：64803）
様式：契約解除による質権（根質権）の抹消登録申請書（移転コード：66803）
 - 4. 4. 8 様式：放棄による専用使用権の抹消登録申請書（移転コード：64805）
様式：放棄による質権（根質権）の抹消登録申請書（移転コード：66805）
 - 4. 4. 9 様式：専用使用権者の表示変更登録申請書（移転コード：64533）
- 4. 5 特殊申請書（国際商標）の可変部入力指示
 - 4. 5. 1 様式：嘱託書【処分の制限】（移転コード：6XF99）
- 5. 原簿更正記事抽出基準
 - 5. 1 置換処理
 - 5. 2 氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書
- 6. 原簿更正記事情報作成基準
 - 6. 1 原簿更正記事情報作成基準
 - 6. 2 データの基本構成

- 6. 2. 1 通常移転申請書の申請書納品データの形式
- 6. 2. 2 特殊移転申請書の申請書納品データの形式
- 6. 2. 3 項目別原簿更正記事情報作成要領
- 6. 3 併合申請書における注意事項
- 6. 4 原簿構成記事情報作成用申請書見本
- 6. 5 データチェック基準
 - 6. 5. 1 申請書受入ファイル固定部データチェック
 - 6. 5. 2 通常申請時の可変部データチェック
 - 6. 5. 3 特殊申請時の可変部データチェック
- 6. 6 早期受付情報データ
- 6. 7 移転送付先情報データ
- 6. 8 手続補正書データ

7. 移転申請書（職権訂正データ）

- 7. 1 データの基本構成
- 7. 2 データの作成方法
- 7. 3 記録形式
- 7. 4 ファイル構造仕様

付録1：データ件数リスト例

付録2：付箋リスト例

付録3：置換処理報告書例

付録4：特殊申請 申請人判定表

付録5：国籍・地域コード一覧表、外字コード一覧表

付録6：特殊申請の「目的タイトル」（アイテムID：037）及び「記事（タイトルなし）」（アイテムID：044）付与基準

付録7：ファイルデータ構造仕様

付録8：その他

1. 概要

1. 1 主旨

移転コード付与及び原簿更正記事情報抽出基準書は、特許庁ペーパーレス対応の登録システムにおける、移転業務にて扱う移転申請書の移転コード付与及び原簿更正記事情報の抽出、作成規則を規定する仕様書である。

1. 2 移転コード付与及び原簿更正記事情報抽出基準書の構成

移転コード付与及び原簿更正記事情報抽出基準書の構成を表1－1に示す。

表1－1 移転コード付与及び原簿更正記事情報抽出基準書の構成

項番	構成項目	内容
1	概要	以下の項目を定義する。 1. 本移転コード付与及び原簿更正記事情報抽出基準書の主旨 2. 本移転コード付与及び原簿更正記事情報抽出基準書の構成 3. 発注と納品 4. データの保管 5. 各種帳票・リストの作成 6. 秘密の保持 7. コード表等の管理情報の貸与
2	作業処理フロー及び作業概要	作業処理フロー及び作業概要を示す。
3	移転コード付与基準	以下の項目を定義する。 1. 移転申請書の構成 2. 移転コードの付与

4	項目コード付与基準	以下の項目を定義する。 1. 固定部の指示 2 通常申請書の指示 - 通常申請書毎の、様式単位に下記の3セットを繰り返し定義する。 (1) 電子化レイアウト (2) 入力指示 (3) 申請書レイアウト 3 特殊申請書の指示 - 特殊申請書毎の、様式単位に下記の3セットを繰り返し定義する。 (1) 電子化レイアウト (2) 入力指示 (3) 申請書レイアウト 4 通常申請書（国際商標）の指示 - 通常申請書（国際商標）毎の、様式単位に下記の3セットを繰り返し定義する。 (1) 電子化レイアウト (2) 入力指示 (3) 申請書レイアウト 5 特殊申請書（国際商標）の指示 - 特殊申請書（国際商標）毎の、様式単位に下記の3セットを繰り返し定義する。 (1) 電子化レイアウト (2) 入力指示 (3) 申請書レイアウト
---	-----------	--

5	原簿更正記事情報抽出基準	以下の項目を定義する。 - 置き換え処理について - 氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様
6	原簿更正記事情報作成基準	以下の項目を定義する。 - 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項 - データの基本構成 - 通常移転申請書の申請書受入データの形式 - 特殊移転申請書の申請書受入データの形式 - 項目別原簿更正記事情報作成要領 - 併合申請書における注意事項 - 原簿構成記事情報作成用申請書見本 - データチェック基準 - 申請書受入ファイル固定部データチェック - 通常申請時の可変部データチェック - 特殊申請時の可変部データチェック - 早期受付情報データ - 移転送付先情報データ - 手続補正書データ
7	移転申請書（職権訂正データ）	以下の項目を定義する。

		7. 移転申請書（職権訂正データ） 7. 1 データの基本構成 7. 2 データの作成方法 7. 3 記録形式 7. 4 ファイル構造仕様
8	付録	付録1：データ件数リスト例 付録2：付箋リスト例 付録3：置換処理報告書例 付録4：特殊申請 申請人判定表 付録5：国籍・地域コード一覧表、外字コード一覧表 付録6：特殊申請の「目的タイトル」（アイテムID：037）及び「記事（タイトルなし）」（アイテムID：044）付与基準 付録7：ファイルデータ構造仕様（移転受付登録番号一覧ファイル、移転申請書受入ファイル、移転送付先情報データファイル、手続補正書データファイル） 付録8：その他（立入検査の実地等）

1. 3 発注と納品及び早期受付情報の提供について

発 注		納 品	
1 場所	審査業務課登録室	1 場所	同左
2 発注物件	(1) 移転申請書送付表 (2) 移転依頼書・移転送付票 (3) 発注書類 a 日付相違 b パンチ漏れ c 再パンチ d 移転申請書副本 e 手続補正書副本 (4) 発注ファイル	2 提出・納入物件	(1) 移転申請書データ、手続補正書データ、 移転送付先情報データ、移転申請書（職権訂 正）データ (2) 早期受付情報データ (3) 移転データ納品リスト a 移転データ案件リスト b 移転データ合計件数リスト c 移転データ合計文字数リスト (4) 置換処理報告書 (5) 付箋リスト (6) 移転データチェックリスト (7) 納品報告書（1ヶ月分）、 (8) 機密情報借用書（受領書） 機密情報返却・廃棄報告書 (9) 完了報告書 (10) 納品書
3 発注日	毎日※（4）発注ファイルは対象案件が発生したときのみ。	3 納品日	毎日 ※移転申請書（職権訂正）データは発注が発生した場合のみ。

1. 4 各種帳票・リストの作成

提出用帳票・リスト及び件数データの作成については付録例を参考に、受託業者の責任において作成する。

なお、電子計算機処理が必要なリスト出力用プログラムについても受託業者の責任において作成する。

(1) データ件数リスト

納品データをインプットとして付録例のように序の指定する項目についてデータ件数リストを作成する。

(2) 置換処理報告書

置換処理を行ったデータについて、置換処理報告書に原票文字および置換文字（平仮名）を記入し、受付日、受付番号順に作成する。なお、置換処理を行う前にあらかじめ特許庁に問い合わせること。

(3) 付箋リスト

本仕様書に基づいて電子化する際、原票に不鮮明、欠落の箇所があったり、判断しにくい内容があった場合、電子化内容を記した付箋リストを受付日、受付番号順に作成する。

1. 5 秘密の保持

(1) 本仕様以外にいかなる場合でも当該書類・データおよび帳票類を使用してはならない。

(2) 当該発注および提出・納品に関する書類・データおよび帳票類はその取り扱いを厳重に注意する。

1. 6 コード表等の管理情報の貸与

(1) 国籍・地域コード、移転コード等、本仕様に必要な管理情報の提供を特許庁は行う。

(2) 受託業者は、前記(1)を使用する場合は担当者の指示に従う。

3. 移転コード付与基準

3. 1 移転申請書の構成

移転申請書の記載事項は①申請書共通の一般記載事項、②個々の申請書特有の個別記載事項、③特許庁受付記載事項、④審査業務課登録室記載事項に大別される。

[移転申請書例]

収入 印紙	①ーイ	転居による登録名義人の表示変更登録申請書	
	①ーホ	①ーロ	平成30年 3月 9日
(金 円)			
①ーハ	特許庁長官 XXXX殿		
①ーニ	1. 特許番号 第XXXXXX号		
②ーイ	2. 変更に係る表示		
	変更前の表示		
	住所	アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド、イースト・ノース・ストリートXX番	
	変更後の表示		
	住所	アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド、イースト・ストリートXXXX番	
	3. 登録の目的		
	登録名義人の表示変更 ①ーリ		
①ーヘ	4. 申請人		
	住所	アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド、イースト・ストリートXXXX番	
	名称	トッキョ・シュツガン・コーポレーション	
	代表者	パテント サミエル	
	国籍・地域	アメリカ合衆国	
①ート	5. 代理人		
	住所	〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町XX番XX号	
	氏名	(11111111) 出願 代次郎	
①ーチ	6. 添付書面の目録		
	(1)XXXXXX	1 通	

以下、上記移転申請書例をもとに移転申請書の構成について解説する。

3. 1. 1 一般記載事項：申請書共通

①ーイ 申請書の表題

移転申請書の種類（登録の原因、目的）を示す、移転申請書のタイトル。

①ーロ 申請年月日

移転申請書を提出する日付。（任意記載項目。但し、受付差出日の押印有）

①ーハ 宛先

「特許庁長官 ××××殿」の形式で記載される。××××は特許庁長官名であるが、記載されない場合もある。

①ーニ 特許（登録）番号

移転申請の対象により、以下の項目が記載される。

申請対象	記載項目
特許権	特許番号
実用新案権	実用新案登録番号
意匠権	意匠登録番号
商標権	商標登録番号
国際商標	国際登録番号

申請は一申請書につき一件が原則である為、特許（登録）番号（以降、登録番号と称する）の記載は通常一件である。しかし、登録の目的が同一でかつ、同一法（特許、実用新案、意匠、商標）に対する申請の場合、複数件の移転申請を一申請書で行うことができる。これを併合申請と称する。この場合、登録番号は複数件記載される。併合申請の申請書の様式例を以下に示す。

様式例①

収入印紙 15000 円 × 件数	特許権移転登録申請書
	平成××年××月××日
特許庁長官 ××××殿	
1. 特許番号	
① 特許番号	第×××××××号
② 特許番号	第×××××××号

様式例②

収入印紙 15000 円 × 件数	特許権移転登録申請書
	平成××年××月××日
特許庁長官 ××××殿	
1. 特許番号	
特許番号	第×××××××号外××件 別紙目録の通り

〔別紙目録の例〕

目	録
① 特許番号	第×××××××号
② 特許番号	第×××××××号
:	:

①一ホ 登録免許税額

登録に課される税の金額。OLで提出された移転申請書については、別途送付票が添付されるため、送付票に記載された登録免許税を入力する。

①一へ 申請人の住所（居所）、氏名（名称）

申請人の住所及び氏名が記載される。申請人が法人の場合は名称に法人名が記載され、代表者が別に記載される。また、申請人が外国人の場合はその国籍・地域が記載される。申請人本人が申請する場合は申請人の押印が必要であるが代理人により申請を行う場合は不要である。

移転申請を、登録権利者（権利の譲受人）と登録義務者（権利の譲渡人）が申請人として連名で行うとき、これを双方申請と称する。
双方申請の場合の申請書の様式を以下に示す。

様式例① 双方申請

7. 申請人（登録権利者）

住所 ××××××××××××××××××××××××××××××××

氏名 ×××××

8. 申請人（登録義務者）

住所 ××××××××××××××××××××××××××××××××

氏名 ×××××

移転申請は、登録の申請が保持し得ることが明らかな場合や、登録の種類によってはその性格上の理由等から、登録権利者あるいは登録義務者単独による申請が認められる。これを単独申請と称する。単独申請の場合の申請書の様式を以下に示す。

様式例② 登録権利者による単独申請

7. 申請人（登録権利者）	
住所	××××××××××××××××××××××××××××××
氏名	×××××
8. 登録義務者	
住所	××××××××××××××××××××××××××××××
氏名	×××××

様式例③ 登録義務者による単独申請

7. 登録権利者	
住所	××××××××××××××××××××××××××××××××
氏名	×××××
8. 申請人（登録義務者）	
住所	××××××××××××××××××××××××××××××××
氏名	×××××

上記以外にも、申請人の住所、氏名の記述様式は申請の種類によって多数ある。その詳細については5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」を参照のこと。

①ート 代理人の住所（居所）、氏名（名称）

代理人により移転申請する場合、代理人の住所及び氏名が記載される。代理人が法人の場合は名称に法人名を記載し、代表者が別に記載される。また、代理人識別番号の記載（任意記載項目）及び押印も必要である。

①ーチ 添付書面の目録

当該登録の申請が真正、適法になされていることを証明する為に申請書に添付されている書面の目録。

①ーリ 登録の目的

申請書には、登録を申請する事項（例えば、特許権の移転にあつては「本特許権の移転」）が記載される。

その他の一般記載事項

1 権利の表示

質権、専用実施権、通常実施権、専用使用権、通常使用権等に関する申請の場合、登録原簿の権利の表示の記録事項と同一に記載される。

3. 1. 2 個別記載事項

②ーイ 変更に係る表示（更正に係る表示）

表示変更（更正）登録申請の場合、表示変更（更正）する事項の変更（更正）前後の表示を記載する。

個別記載事項は、申請書の種類により多数存在する。様式その他の詳細については4. 「項目コード付与基準」を参照のこと。

3. 1. 3 特許庁受付記載事項

③ーイ 申請書受付印

移転申請書を特許庁で受領した際に押される印。受付年月日が含まれる。

③ーロ 受付番号

受領済の移転申請書を管理する為に付与する一連番号。

3. 1. 4 審査業務課登録室記載事項

イ 信託番号

信託番号（信託登録原簿登録時に付与される信託登録案件管理番号）が、信託登録申請書に記載される場合がある（必須項目ではない）。

ロ データエントリに関する指示

- ① 特殊な項目の場合、記事（項目コード 通常申請：＃４３、＃４４ 特殊申請：Ｕｘｘ）でデータエントリするよう指示する旨が記載される場合がある。
- ② 特殊な案件の場合、移転コードを審査業務課登録室が指定し、その移転コードでデータエントリするよう指示する旨が記載される場合がある。
また、一度データエントリした案件で移転コードが適切でない場合、移転コードを指定し再度データエントリを指示する旨が記載される場合がある。
- ③ 上記以外にも、特殊な案件に対してデータエントリ方法を指示する旨が記載される場合がある。

3. 2 移転コードの付与

3. 2. 1 移転コードとは

移転コードとは、電算機処理時に電子化されたデータの移転申請書の種類（性質）を識別するためのコードである。

3. 2. 2 移転コードの構成

移転コード			
四法コード	事項欄種別	移転種別	原因コード
数字	数字	英数字	数字
1桁	1桁	1桁	2桁

図 3. 2 - 1 移転コード構成図

(1) 四法コード

申請書の特許（登録）番号の記載により、判定する。

- 1：特許
- 2：実用新案
- 3：意匠
- 4：商標
- 6：国際商標（マド・プロ）

(2) 事項欄種別

申請書の登録の目的対象であるところの「権利」が記載されている登録謄本の事項欄である。申請書の表題、権利の表示および登録の目的の記載により、判定する。

- 1：第1表示部：登録番号、出願日、発明の名称、設定登録日等の設定登録時の基本情報を保持する。
- 2：第2表示部：意匠の場合、類似意匠登録記事。商標の場合、防護標章登録記事を保持する。
- 3：甲区：本権の権利者情報を保持する。
- 4：乙区：専用実施（使用）権及び専用実施（使用）権を目的とする質権の情報を保持する。
- 5：丙区：通常実施（使用）権及び通常実施（使用）権を目的とする質権の情報を保持する。
- 6：丁区：本権を目的とする質権の情報を保持する。
- 7：管理人記録部：本権、専用実施（使用）権及び通常実施（使用）権の管理人情報を保持する。
- 8：追加特許番号記録部あるいは連合商標登録番号記録部（未使用）
- 9：閉鎖登録記録部：本権の抹消、回復にかかる情報を保持する。

(3) 移転種別コード

申請書の登録の目的である。申請書の表題、権利の表示および登録の目的の記載により、判定する。

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| 1：本権移転 | D：回復 |
| 2：専用実施（使用）権あるいは通常実施（使用）権
の設定、移転 | F：処分の制限 |
| | G：仮登録 |
| 3：質権の設定、移転 | H：予告登録（訴提起） |
| 4：管理人の辞任、解任 | I：工場抵当 |
| 5：表示変更 | J：会社更生 |
| 6：登録・表示の更正 | K：破産 |
| | L：団体変更、和議、その他 |
| 8：権利の抹消 | M：裁定 |
| | T：商標分割 |

(4) 原因

申請書の登録の目的が発生した原因を示す。申請書の表題および登録の目的の記載により判定する。

移転種別毎原因別に‘0 1’から‘9 9’まで付与する。詳細は3. 2. 3「移転コード付与条件」を参照のこと。

3. 2. 3 移転コード付与条件

移転コード付与条件を以下に表記します。

四法は特許（登録）番号の記載により判定すること。本表では判定省略値を表示（‘x’表示）します。

本表をもってしても、移転コードが不明の場合は、特許庁担当係まで問い合わせること。

表3. 2. 3-1 移転登録に関する申請

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1	移転登録申請書	記載なし	本 x x 権の移転	x 3 1 1 1	一般承継 ^{注1}	4. 2. 1
				x 3 1 1 3	特定承継 ^{注2}	4. 2. 3
		順位第N番専用実施（使用）権	本専用実施（使用）権の移転	x 4 2 1 1	一般承継	4. 2. 5
				x 4 2 1 3	特定承継	4. 2. 7
		1. 順位第N番通常実施（使用）権 2. 順位第N番専用実施（使用）権についての順位第N番通常実施（使用）権	本通常実施（使用）権の移転	x 5 2 1 1	一般承継	4. 2. 9
				x 5 2 1 3	特定承継	4. 2. 1 1
		順位第N番質権	本質権の移転	x 6 3 1 1	一般承継	4. 2. 1 3
				x 6 3 1 3	特定承継	4. 2. 1 5

注1 一般承継は、申請人＝「承継人」「相続人」で表現されていることにより判別する。

注2 特定承継は、申請人＝「登録権利者」「登録義務者」で表現されていることにより判別する。

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1	（但し、代位による（根）質権移 の転登録申請書及び（根）質権分割 移転登録申請書は、表4. 1－6 に従いコード付与）	順位第N番根質権	本根質権の移転	x 6 3 4 1	一般承継	4. 2. 1 3
				x 6 3 4 3	特定承継	4. 2. 1 5
		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番質権	本質権の移転	x 4 3 1 1	一般承継	4. 2. 1 3
				x 4 3 1 3	特定承継	4. 2. 1 5
		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番根質権	本根質権の移転	x 4 3 4 1	一般承継	4. 2. 1 3
				x 4 3 4 3	特定承継	4. 2. 1 5
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番質権	本質権の移転	x 5 3 1 1	一般承継	4. 2. 1 3
				x 5 3 1 3	特定承継	4. 2. 1 5
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番根質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番根質権	本根質権の移転	x 5 3 4 1	一般承継	4. 2. 1 3
				x 5 3 4 3	特定承継	4. 2. 1 5
2	一部移転登録申請書	記載なし	本 x x 権の一部移転	x 3 1 2 1	一般承継	4. 2. 6 2
				x 3 1 1 4	特定承継	4. 2. 3

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
2 の 続 き		順位第N番専用実施（使用）権	本専用実施（使用）権の一部移転	x 4 2 2 5	一般承継	4. 2. 6 4
				x 4 2 1 4	特定承継	4. 2. 7
		1. 順位第N番通常実施（使用）権 2. 順位第N番専用実施（使用）権についての順位第N番通常実施（使用）権	本通常実施（使用）権の一部移転	x 5 2 2 5	一般承継	4. 2. 6 6
				x 5 2 1 4	特定承継	4. 2. 1 1
		順位第N番質権	本質権の一部移転	x 6 3 2 5	一般承継	4. 2. 6 8
				x 6 3 1 4	特定承継	4. 2. 1 7
		順位第N番根質権	本根質権の一部移転	x 6 3 2 7	一般承継	4. 2. 6 8
				x 4 3 4 4	特定承継	4. 2. 1 7
		順位第N番専用実施（使用）権についての順位N番質権	本質権の一部移転	x 4 3 2 5	一般承継	4. 2. 6 8
				x 4 3 1 4	特定承継	4. 2. 1 7
		順位第N番専用実施（使用）権についての順位N番根質権	本根質権の一部移転	x 4 3 2 7	一般承継	4. 2. 6 8
				x 4 3 4 4	特定承継	4. 2. 1 7
		1. 順位第N番通常実施（使用）権についての順位N番質権 2. 順位第N番専用実施（使用）権についての順位第N番通常実施（使用）権に対する順位N番質権N番質権	本質権の一部移転	x 5 3 2 5	一般承継	4. 2. 6 8
				x 5 3 1 4	特定承継	4. 2. 1 7

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
2 の 続 き		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番根質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番根質権	本根質権の一部移転	x 5 3 2 7	一般承継	4. 2. 6 8
				x 5 3 4 4	特定承継	4. 2. 1 7
3	持分移転登録申請書	記載なし	本 x x 権中の x x の持分移転	x 3 1 1 5	一般承継	4. 2. 2
				x 3 1 1 7	特定承継	4. 2. 4
		順位第N番専用実施（使用）権	本専用実施（使用）権中の x x の 持分移転	x 4 2 1 5	一般承継	4. 2. 6
				x 4 2 1 7	特定承継	4. 2. 8
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権	本通常実施（使用）権中の x x の 持分移転	x 5 2 1 5	一般承継	4. 2. 1 0
				x 5 2 1 7	特定承継	4. 2. 1 2
		順位第N番質権	本質権中の x x の持分移転	x 6 3 1 5	一般承継	4. 2. 1 4
				x 6 3 1 7	特定承継	4. 2. 1 6
		順位第N番根質権	本根質権中の x x の持分移転	x 6 3 4 5	一般承継	4. 2. 1 4
				x 6 3 4 7	特定承継	4. 2. 1 6
		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番質権	本質権中の x x の持分移転	x 4 3 1 5	一般承継	4. 2. 1 4
				x 4 3 1 7	特定承継	4. 2. 1 6

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
3 の 続 き		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番根質権	本根質権中の x x の持分移転	x 4 3 4 5	一般承継	4. 2. 1 4
				x 4 3 4 7	特定承継	4. 2. 1 6
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番質権	本質権中の x x の持分移転	x 5 3 1 5	一般承継	4. 2. 1 4
				x 5 3 1 7	特定承継	4. 2. 1 6
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番根質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番根質権	本根質権中の x x の持分移転	x 5 3 4 5	一般承継	4. 2. 1 4
				x 5 3 4 7	特定承継	4. 2. 1 6
		持分の一部移転登録申請書	記載なし	x 3 1 2 2	一般承継	4. 2. 6 3
				x 3 1 1 8	特定承継	4. 2. 4
4		順位第N番専用実施（使用）権	本専用実施（使用）権中の x x の 持分の一部移転	x 4 2 2 6	一般承継	4. 2. 6 5
				x 4 2 1 8	特定承継	4. 2. 8

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
4 の 続 き		1. 順位第N番通常実施（使用） 権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権	本通常実施（使用）権中の x x の 持分の一部移転	x 5 2 2 6	一般承継	4. 2. 6 7
				x 5 2 1 8	特定承継	4. 2. 1 2
		順位第N番質権	本質権中の x x の持分の一部移転	x 6 3 2 6	一般承継	4. 2. 6 9
				x 6 3 1 8	特定承継	4. 2. 1 8
		順位第N番根質権	本根質権中の x x の持分の一部 移転	x 6 3 2 8	一般承継	4. 2. 6 9
				x 6 3 4 8	特定承継	4. 2. 1 8
		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番質権	本質権中の x x の持分の一部移転	x 4 3 2 6	一般承継	4. 2. 6 9
				x 4 3 1 8	特定承継	4. 2. 1 8
		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番根質権	本根質権中の x x の持分の一部 移転	x 4 3 2 8	一般承継	4. 2. 6 9
				x 4 3 4 8	特定承継	4. 2. 1 8
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番質権	本質権中の x x の持分の一部移転	x 5 3 2 6	一般承継	4. 2. 6 9
				x 5 3 1 8	特定承継	4. 2. 1 8

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
4 の 続 き		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番根質権	本根質権中の x x の持分の一部移 転	x 5 3 2 8	一般承継	4. 2. 6 9
		2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番根質権		x 5 3 4 8	特定承継	4. 2. 1 8
5	移転及び信託登録申請書	記載なし	本 x x 権の移転及び信託の登録	x 3 1 3 1		削除
		順位第N番専用実施（使用）権	本専用実施（使用）権の移転及び信 託の登録	x 4 2 3 1		削除
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権	本通常実施（使用）権の移転及び信 託の登録	x 5 2 3 1		削除
		2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権				
		順位第N番質権	本質権の移転及び信託の登録	x 6 3 3 1		削除
		順位第N番根質権	本根質権の移転及び信託の登録	x 6 3 3 4		削除
		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番質権	本質権の移転及び信託の登録	x 4 3 3 1		削除

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
5 の 続 き		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番根質権	本根質権の移転及び信託の登録	x 4 3 3 4		削除
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番質権	本質権の移転及び信託の登録	x 5 3 3 1		削除
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番根質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番根質権	本根質権の移転及び信託の登録	x 5 3 3 4		削除
6	移転及び信託抹消登録申請書	記載なし	本 x x 権の移転及び信託の登録の 抹消	x 3 1 3 2		削除
		順位第N番専用実施（使用）権	本専用実施（使用）権の移転及び 信託の登録の抹消	x 4 2 3 2		削除

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
6 の 続 き		1. 順位第N番通常実施（使用）権 2. 順位第N番専用実施（使用）権についての順位第N番通常実施（使用）権	本通常実施（使用）権の移転及び信託の登録の抹消	x 5 2 3 2		削除
		順位第N番質権	本質権の移転及び信託の登録の抹消	x 6 3 3 2		削除
		順位第N番根質権	本根質権の移転及び信託の登録の抹消	x 6 3 3 5		削除
		順位第N番専用実施（使用）権についての順位N番質権	本質権の移転及び信託の登録の抹消	x 4 3 3 2		削除
		順位第N番専用実施（使用）権についての順位N番根質権	本根質権の移転及び信託の登録の抹消	x 4 3 3 5		削除
		1. 順位第N番通常実施（使用）権についての順位N番質権 2. 順位第N番専用実施（使用）権についての順位第N番通常実施（使用）権に対する順位N番質権	本質権の移転及び信託の登録の抹消	x 5 3 3 2		削除

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
6 の 続 き		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番根質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番根質権	本根質権の移転及び信託の登録の 抹消	x 5 3 3 5		削除
7	商標権分割移転登録申請書	記載なし	本商標権の分割移転	4 1 T 0 1		4. 2. 2 7
8	商標権分割登録申請書	記載なし	本商標権の分割	4 1 T 0 2		4. 2. 2 8

表3. 2. 3-2 専用（通常）実施権（使用権）及び質権の設定登録に関する申請

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1	専用実施（使用）権設定登録 申請書	記載なし	専用実施（使用）権の設定	x 4 2 0 1		4. 2. 2 9
2	通常実施（使用）権設定登録 申請書	1. 記載なし 2. 順位第N番専用実施（使用） 権	通常実施（使用）権の設定	x 5 2 0 1		4. 2. 3 0
3	質権設定登録申請書 （但し、追加担保に伴う質権設定 登録申請書は、表4. 1-6に従 いコード付与）	記載なし	質権の設定	x 6 3 0 3		4. 2. 3 1
		順位第N番専用実施（使用）権	質権の設定	x 4 3 0 3		4. 2. 3 2
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権	質権の設定	x 5 3 0 3		4. 2. 3 2
4	根質権設定登録申請書 （但し、追加担保に伴う根質権設 定登録申請書は、表4. 1-6に 従いコード付与）	記載なし	根質権の設定	x 6 3 0 4		4. 2. 3 3
		順位第N番専用実施（使用）権	根質権の設定	x 4 3 0 4		4. 2. 3 4
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権	根質権の設定	x 5 3 0 4		4. 2. 3 4

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
5	専用実施（使用）権設定及び 信託登録申請書	記載なし	専用実施（使用）権の設定及び 信託の登録	x 4 2 3 0		削除
6	通常実施（使用）権設定及び 信託登録申請書	1. 記載なし 2. 順位第N番専用実施（使用） 権	通常実施（使用）権の設定及び 信託の登録	x 5 2 3 0		削除
7	質権設定及び信託登録申請書	記載なし	質権の設定及び信託の登録	x 6 3 3 0		削除
		順位第N番専用実施（使用）権	質権の設定及び信託の登録	x 4 3 3 0		削除
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権	質権の設定及び信託の登録	x 5 3 3 0		削除
8	根質権設定及び信託登録申請書	記載なし	根質権の設定及び信託の登録	x 6 3 3 3		削除
		順位第N番専用実施（使用）権	根質権の設定及び信託の登録	x 4 3 3 3		削除
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権	根質権の設定及び信託の登録	x 5 3 3 3		削除

表3. 2. 3-3 専用・通常実施（使用）権、質権及び本権の変更登録に関する申請

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1	専用実施（使用）権変更登録 申請書	順位第N番専用実施（使用）権	本専用実施（使用）権の「x x」を 「x x」と変更	x 4 2 2 1		4. 2. 4 1
2	通常実施（使用）権変更登録 申請書	1. 順位第N番通常実施（使用） 権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権	本通常実施（使用）権の「x x」を 「x x」と変更	x 5 2 2 1		4. 2. 4 2
3	質権変更登録申請書	順位第N番質権	本質権の「x x」を「x x」と変更	x 6 3 2 1		4. 2. 4 3
		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位第N番質権	本質権の「x x」を「x x」と変更	x 4 3 2 1		4. 2. 4 3
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位第N番質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 第N番質権	本質権の「x x」を「x x」と変更	x 5 3 2 1		4. 2. 4 3
4	根質権変更登録申請書	順位第N番根質権	本根質権の「x x」を「x x」と 変更	x 6 3 5 0		4. 2. 4 4
		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位第N番根質権	本根質権の「x x」を「x x」と 変更	x 4 3 5 0		4. 2. 4 4

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
4 の 続 き		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位第N番 根質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 第N番根質権	本根質権の「x x」を「x x」と 変更	x 5 3 5 0		4. 2. 4 4
5	商標権変更登録申請書	記載なし	変更申請による団体商標の商標 登録への変更	4 1 L 8 8		4. 2. 4 5
6	本権の共有の特約等の事項の変 更登録申請書	1. 記載なし 2. 順位第N番特定承継による本 権の移転	本権の共有の特約等の事項の変更	x 3 1 4 1		4. 2. 7 0

表3. 2. 3-4 抹消登録に関する申請

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別電子化要領参照項目
1	抹消登録申請書	記載なし	本 x x 権の登録の抹消	x 1 8 0 1		4. 2. 4 6
		順位第N番専用実施（使用）権	本専用実施（使用）権の登録の抹消	x 4 8 0 3	注7 契約解除	4. 2. 4 8
				x 4 8 0 5	注8 放棄	4. 2. 5 0
		1. 順位第N番通常実施（使用）権 2. 順位第N番専用実施（使用）権についての順位第N番通常実施（使用）権	本通常実施（使用）権の登録の抹消	x 5 8 0 3	契約解除	4. 2. 4 8
				x 5 8 0 5	放棄	4. 2. 5 0
		順位第N番（根）質権	本（根）質権の登録の抹消	x 6 8 0 3	契約解除	4. 2. 4 8
				x 6 8 0 5	放棄	4. 2. 5 0
		順位第N番専用実施（使用）権についての順位N番（根）質権	本（根）質権の登録の抹消	x 4 8 0 3	契約解除	4. 2. 4 8
				x 4 8 0 5	放棄	4. 2. 5 0

注7 契約解除は、申請人＝申請人（登録権利者）で表現されていることにより判別する。

注8 放棄は、申請人＝申請人で表現されていることにより判別する。

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別電子化要領 参照項目
1 の 続 き		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番（根） 質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番（根）質権	本（根）質権の登録の抹消	x 5 8 0 3	契約解除	4. 2. 4 8
				x 5 8 0 5	放棄	4. 2. 5 0
		表示第N番防護標章登録第N号	1. 本防護標章の登録の抹消 2. 防護標章第N号の登録の抹消	4 2 8 0 5		4. 2. 5 1
2	仮登録抹消登録申請書	記載なし	1. x x 権の移転の仮登録の抹消	x 3 8 0 3	契約解除	4. 2. 4 7
			2. x x 権の移転請求権保全の仮登録	x 3 8 0 5	放棄	4. 2. 4 9
		順位第N番専用実施（使用）権	の抹消	x 4 8 0 3	契約解除	4. 2. 4 8
			3. x x 権の条件付（始期付）移転の	x 4 8 0 5	放棄	4. 2. 5 0
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権	仮登録の抹消	x 5 8 0 3	契約解除	4. 2. 4 8
			4. x x 権の設定請求権保全の仮登録	x 5 8 0 5	放棄	4. 2. 5 0
			の抹消			
		5. x x 権の設定請求権保全の仮登録				
		の抹消				
6. x x 権の条件付（始期付）設定の	x 6 8 0 3	契約解除	4. 2. 4 8			
仮登録の抹消						
次頁に続く				x 6 8 0 5	放棄	4. 2. 5 0

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別電子化要領 参照項目
2 の 続 き		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番（根）質権	7. x x 権の変更の仮登録の抹消	x 4 8 0 3	契約解除	4. 2. 4 8
			8. x x 権の変更請求権保全の仮登録 の抹消	x 4 8 0 5	放棄	4. 2. 5 0
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番（根） 質権	9. x x 権の条件付（始期付）変更の 仮登録の抹消	x 5 8 0 3	契約解除	4. 2. 4 8
			10. x x 権の抹消の仮登録の抹消	x 5 8 0 5	放棄	4. 2. 5 0
		2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番（根）質権	11. x x 権の抹消請求権保全の仮 登録の抹消			
			12. x x 権の条件付（始期付）抹消の 仮登録の抹消			
			13. x x 登録の抹消の仮登録の抹消	4 2 8 0 5		4. 2. 5 1
		表示第N番防護標章登録第N号	14. x x 登録の抹消請求権保全の 仮登録の抹消			
			15. x x 登録の条件付（始期付）抹消 の仮登録の抹消			
			16. x x 登録の抹消及び x x 登録の 回復の仮登録の抹消			
			17. x x 登録の抹消及び x x 登録の 回復請求権保全の仮登録の抹消			
次頁に続く						

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別電子化要領 参照項目
2の 続き			18. x x 登録の抹消及び x x 登録の 条件付（始期付）回復の仮登録 の抹消			
3	一部抹消登録申請書	記載なし	1.本特許権の登録の一部抹消 2.本実用新案件の登録の一部抹消	x 1 8 0 2	四法は特・実のみ	4. 2. 5 2
			本商標権の登録の一部抹消	4 1 8 0 2	四法は商のみ	4. 2. 5 3
			本意匠権の登録の一部抹消	3 2 8 0 2	一部放棄に係る項目△ 類似意匠登録第N号	4. 2. 5 4
			本防護標章権の登録の一部抹消	4 2 8 0 2	一部放棄に係る指定 商品ならびに商品の 区分△第XX類△XX	4. 2. 5 5
4	x x 管理人抹消登録申請書	記載なし 順位第N番実施権 等	x x 管理人の抹消	x 7 4 2 1	申請人＝（XX管理人）	4. 2. 5 6
			x x 実施権者の x x 管理人の抹消 等	x 7 4 2 2	申請人＝（XX権者）	4. 2. 5 7

表3. 2. 3-5 登録名義人の表示変更・更正登録に関する申請

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別電子化要領参照項目
1	登録名義人の表示変更登録申請書	記載なし	登録名義人の表示の変更	x 3 5 3 1	住所変更・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 3 5 3 2	住所変更・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 3 5 3 3	氏名変更 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 3 5 3 4	国籍・地域変更 ^{注3}	4. 2. 6 1
		順位第N番専用実施（使用）権	1. 登録名義人の表示の変更 2. 専用実施（使用）権者の表示の変更	x 4 5 3 1	住所変更・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 4 5 3 2	住所変更・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 4 5 3 3	氏名変更 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 4 5 3 4	国籍・地域変更 ^{注3}	4. 2. 6 1
		1. 順位第N番通常実施（使用）権 2. 順位第N番専用実施（使用）権についての順位第N番通常実施（使用）権	1. 登録名義人の表示の変更 2. 通常実施（使用）権者の表示の変更	x 5 5 3 1	住所変更・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 5 5 3 2	住所変更・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 5 5 3 3	氏名変更 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 5 5 3 4	国籍・地域変更 ^{注3}	4. 2. 6 1
		順位第N番（根）質権	1. 登録名義人の表示の変更 2. （根）質権者の表示の変更	x 6 5 3 1	住所変更・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 6 5 3 2	住所変更・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 6 5 3 3	氏名変更 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 6 5 3 4	国籍・地域変更 ^{注3}	4. 2. 6 1

^{注3} 申請書に「非課税である旨の申出」の表示があれば、「免許税無」の移転コードとする。

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別電子 化要領参照 項目
1 の 続 き		順位第N番専用実施（使用）権に ついての順位第N番（根）質権	1. 登録名義人の表示の変更 2. （根）質権者の表示の変更	x 4 5 3 1	住所変更・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 4 5 3 2	住所変更・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 4 5 3 3	氏名変更 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 4 5 3 4	国籍・地域変更 ^{注3}	4. 2. 6 1
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番（根） 質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番（根）質権	1. 登録名義人の表示の変更 2. （根）質権者の表示の変更	x 5 5 3 1	住所変更・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 5 5 3 2	住所変更・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 5 5 3 3	氏名変更 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 5 5 3 4	国籍・地域変更 ^{注3}	4. 2. 6 1
	(XX 管理人の表示変更登録申請) *表題・目的で判断	記載なし	X X 管理人の表示の変更	x 7 5 3 1	住所変更・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 7 5 3 2	住所変更・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 7 5 3 3	氏名変更 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 7 5 3 4	国籍・地域変更 ^{注3}	4. 2. 6 1
2	登録名義人の表示更正登録 申請書	記載なし	登録名義人の表示の更正	x 3 6 3 1	住所更正・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 3 6 3 2	住所更正・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 3 6 3 3	氏名更正 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 3 6 3 4	国籍・地域更正 ^{注3}	4. 2. 6 1

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別電子化要領参照項目
2 の 続 き		順位第N番専用実施（使用）権	1. 登録名義人の表示の更正 2. 専用実施（使用）権者の表示の更正	x 4 6 3 1	住所更正・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 4 6 3 2	住所更正・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 4 6 3 3	氏名更正 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 4 6 3 4	国籍・地域更正 ^{注3}	4. 2. 6 1
		1. 順位第N番通常実施（使用）権 2. 順位第N番専用実施（使用）権についての順位第N番通常実施（使用）権	1. 登録名義人の表示の更正 2. 通常実施（使用）権者の表示の更正	x 5 6 3 1	住所更正・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 5 6 3 2	住所更正・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 5 6 3 3	氏名更正 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 5 6 3 4	国籍・地域更正 ^{注3}	4. 2. 6 1
		順位第N番（根）質権	1. 登録名義人の表示の更正 2. （根）質権者の表示の更正	x 6 6 3 1	住所更正・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 6 6 3 2	住所更正・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 6 6 3 3	氏名更正 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 6 6 3 4	国籍・地域更正 ^{注3}	4. 2. 6 1
		順位第N番専用実施（使用）権についての順位第N番（根）質権	1. 登録名義人の表示の更正 2. （根）質権者の表示の更正	x 4 6 3 1	住所更正・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 4 6 3 2	住所更正・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 4 6 3 3	氏名更正 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 4 6 3 4	国籍・地域更正 ^{注3}	4. 2. 6 1

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別電子 化要領参照 項目
2 の 続 き		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番（根） 質権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番（根）質権	1. 登録名義人の表示の更正 2. （根）質権者の表示の更正	x 5 6 3 1	住所更正・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 5 6 3 2	住所更正・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 5 6 3 3	氏名更正 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 5 6 3 4	国籍・地域更正 ^{注3}	4. 2. 6 1
	(XX 管理人の表示更正登録申請) *表題・目的で判断	記載なし	X X 管理人の表示の更正	x 7 6 3 1	住所変更・免許税有 ^{注3}	4. 2. 5 8
				x 7 6 3 2	住所変更・免許税無 ^{注3}	4. 2. 5 9
				x 7 6 3 3	氏名変更 ^{注3}	4. 2. 6 0
				x 7 6 3 4	国籍・地域変更 ^{注3}	4. 2. 6 1

表3. 2. 3-6 仮登録に関する申請及び（根）質権の処分に関する申請等

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1	一部抹消仮登録申請書	記載なし	1.本特許権の登録の一部抹消の 仮登録 2.本実用新案件の登録の一部抹消 の仮登録	x 1 G 9 9	四法は特・実のみ	4. 3. A
			本商標権の登録の一部抹消の仮登録	4 1 G 9 9	四法は商のみ	4. 3. B
			本意匠権の登録の一部抹消の仮登録	3 2 G 9 9	一部放棄に係る項目△ 類似意匠登録第N号	4. 3. C
			本防護標章権の登録の一部抹消の 仮登録	4 2 G 9 9	一部放棄に係る指定 商品ならびに商品の 区分△第XX類△XX	4. 3. D
2	x x 仮登録申請書 追加担保に伴う質権の設定登録申請書 x x による(根)質権の処分登録申請書 代位による（根）質権移転登録申請書 （根）質権分割移転登録申請書	* 仮登録申請書及び左記表題の 申請書については特殊移転コード (XXG99)を付与する。 事項欄は「登録の目的」中の 記載及び下記に示す「権利の 表示」により特定する。	1. x x 権の移転の仮登録 2. x x 権の移転請求権保全の仮登録 3. x x 権の条件付（始期付）移転の仮登録 4. x x 権の設定請求権保全の仮登録 5. x x 権の設定請求権保全の仮登録 6. x x 権の条件付（始期付）設定の仮登録 7. x x 権の変更の仮登録 8. x x 権の変更請求権保全の仮登録 9. x x 権の条件付（始期付）変更の仮登録 10. x x 権の抹消の仮登録	x x G 9 9		事項欄の 特定の項 参照

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
2の 続き			11. x x 権の抹消請求権保全の仮登録 12. x x 権の条件付（始期付）抹消の仮登録 13. x x 登録の抹消の仮登録 14. x x 登録の抹消請求権保全の仮登録 15. x x 登録の条件付（始期付）抹消の仮登録 16. x x 登録の抹消及び x x 登録の回復の 仮登録 17. x x 登録の抹消及び x x 登録の回復請 求権保全の仮登録 18. x x 登録の抹消及び x x 登録の条件付 （始期付）回復の仮登録 19.追加担保による質権の設定 20. x x による質権の処分 21. 代位による（根）質権の移転 22. （根）質権の分割移転			

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
	(事項欄の特定)	1. 登録番号		x 3 G 9 9		4. 3. 1
		2. 記載なし	1. (追加担保による) 質権の設定	x 6 G 9 9		4. 3. 4
		順位第N番専用実施(使用)権		x 4 G 9 9		4. 3. 2
			1. (追加担保による) 質権の設定	x 4 G 9 9		4. 3. 4
		1. 順位第N番通常実施(使用)権 2. 順位第N番専用実施(使用)権		x 5 G 9 9		4. 3. 3
		についての順位第N番通常実施(使用)権	1. (追加担保による) 質権の設定	x 5 G 9 9		4. 3. 4
		順位第N番(根)質権		x 6 G 9 9		4. 3. 4
		順位第N番専用実施(使用)権 についての順位N番(根)質権		x 4 G 9 9		4. 3. 4
		1. 順位第N番通常実施(使用) 権についての順位N番(根) 質権 2. 順位第N番専用実施(使用) 権についての順位第N番通常 実施(使用)権に対する順位 N番(根)質権		x 5 G 9 9		4. 3. 4

表3. 2. 3-7 登録に関する嘱託・通知

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1	登録嘱託書	*嘱託書・通知書については「登録の目的」により移転種別を判断し、特殊移転コード（x x x 9 9）を付与する。事項欄は「登録の目的」中の記載及び下記に示す「権利の表示」により特定する。	1.差押の登録 2.仮差押の登録 3.x x 権について譲渡、質権及び専用 x x 権の設定、通常 x x 権の許諾、その他一切の処分禁止の仮処分の登録 4.処分禁止の仮処分の登録 5.会社整理（等）の保全処分の登録 6.その他 （処分の制限の登録に係る嘱託） 【嘱託による登録の抹消の嘱託】 1.順位第N番差押の登録の抹消 2.順位第N番仮差押の登録の抹消 3.順位第N番仮処分登録の抹消 4.順位第N番処分禁止の仮処分登録の抹消 5.順位第N番保全処分登録の抹消に係る嘱託 6.その他（処分の制限の登録の抹消に係る嘱託）	x x F 9 9		4. 3. 5

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1 の 続 き			1. x x 権の設定（変更）の保全仮登録 2.その他 （民事保全法による保全仮登録） 【嘱託による登録の抹消の嘱託】 1.順位第N番 x x 権の設定（変更）の保全仮登録の抹消 2.その他 （保全仮登録の抹消に係る嘱託）	x x G 9 9 ＊注5	本権には使用しない 本権には使用しない	4. 3. 1 5
			1.本 x x 権の登録の抹消の予告登録 2.表示第N番 x x 登録の抹消の予告登録 3.本 x x 権の登録の回復の予告登録 4.表示第N番 x x 登録の回復の予告登録 【嘱託による登録の抹消の嘱託】 1.表示第N番本 x x 権の登録の抹消の予告登録の抹消 2.表示第N番 x x 登録の抹消の予告登録の抹消 次頁に続く	x 1 H 9 9		4. 3. 6

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1 の 続 き			3.表示第N番本 x x 権の登録の 回復の予告登録の抹消 4.表示第N番 x x 登録の回復の予告 登録の抹消			
			1.表示第N番類似意匠登録第N号 （の x x 登録）の抹消の予告登録 2.表示第N番類似意匠登録第N号 （の x x 登録）の回復の予告登録 【嘱託による登録の抹消の嘱託】 1.表示第N番類似意匠登録第N号 （の x x 登録）の抹消の予告登録 の抹消 2.表示第N番類似意匠登録第N号 （の x x 登録）の回復の予告登録 の抹消	3 2 H 9 9		4. 3. 6
			1.表示第N番防護標章権（の x x 登録）の抹消の予告登録. 2.表示第N番防護標章登録第N号 （の x x 登録）の抹消の予告登録 次頁に続く	4 2 H 9 9		4. 3. 6

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1 の 続 き			3.表示第N番防護標章権（の x x 登録）の回復の予告登録 4.表示第N番防護標章登録第N号（の x x 登録）の回復の予告登録 【嘱託による登録の抹消の嘱託】 1.表示第N番防護標章権（の x x 登録）の抹消の予告登録の抹消 2.表示第N番防護標章登録第N号（の x x 登録）の抹消の予告登録の抹消 3.表示第N番防護標章権（の x x 登録）の回復の予告登録の抹消 4.表示第N番防護表紙登録第N号（の x x 登録）の回復の予告登録の抹消			
			1.順位第N番 x x 登録の抹消の予告登録 2.順位第N番 x x 登録の回復の予告登録 次頁に続く			x x H 9 9 本権・類似意匠権 防護標章権を除く 事項欄の 特定の項 参照

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1 の 続 き			【嘱託による登録の抹消の嘱託】 1.順位第N番 x x 登録の抹消の予告 登録の抹消 2.順位第N番 x x 登録の回復の予告 登録の抹消			
	(事項欄の特定)	1. 登録番号 2. 記載なし		x 3 H 9 9		4. 3. 7
		順位第N番専用実施（使用）権		x 4 H 9 9		4. 3. 8
		1. 順位第N番通常実施（使用）権 2. 順位第N番専用実施（使用）権についての順位第N番通常実施（使用）権		x 5 H 9 9		4. 3. 9
		順位第N番（根）質権		x 6 H 9 9		4. 3. 1 0
		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番（根）質権		x 4 H 9 9		4. 3. 1 0
		1. 順位第N番通常実施（使用）権についての順位N番（根）質権		x 5 H 9 9		4. 3. 1 0
		次頁に続く				

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1 の 続 き		2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番（根）質権		x 5 H 9 9		4. 3. 1 0

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1 の 続 き			1.会社更生手続開始の登録 2.会社更生計画認可の登録 3.会社更生手続終結の登録 4.会社更生手続開始決定取消 (手続廃止、計画不認可) 登録の 抹消 5.会社更生法による否認の登録 【嘱託による登録の抹消の嘱託】 1.順位第N番会社更生手続開始の 登録の抹消 2.順位第N番会社更生計画認可の 登録の抹消 3.順位第N番会社更生手続終結の 登録の抹消 4.順位第N番会社更生手続開始決定 取消 (手続廃止、計画不認可) 登録の抹消 5.順位第N番会社更生法による否認 の登録の抹消	x x J 9 9		4. 3. 1 1

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1 の 続 き			1.破産の登録（破産宣告） 2.破産終結（破産取消、破産廃止） の登録 3.破産法による否認の登録 【嘱託による登録の抹消の嘱託】 1 順位第N番破産登録の抹消 2.順位第N番破産終結（破産取消、 破産廃止）登録の抹消 3.順位第N番破産法による否認登録 の抹消	x x K 9 9		4. 3. 1 2
			1.和議開始の登録 2.和議認可の登録 3.和議開始取消（和議廃止、和議 不認可、和議取消）の登録 【嘱託による登録の抹消の嘱託】 1.順位第N番和議開始の登録の抹消 2.順位第N番和議認可の登録の抹消 3.順位第N番和議開始取消（和議 廃止、和議不認可、和議取消） 登録の抹消	x x L 9 9		4. 3. 1 3

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1の 続き			本 x x 権の移転	注 4 参照		4. 3. 1 4
			専用実施（使用）権の x x 登録			
			通常実施（使用）権の x x 登録			
			（根）質権の x x 登録			
			登録名義人の表示変更			
			登録名義人の表示更正			
2	登録通知書		1.工場財団の所有権保存の登記 （工場財団目録記載変更登記）に より工場財団に属したので工場 抵当法の規定により通知する 2.鉱業財団の所有権保存の登記 （鉱業財団目録記載変更登記）に より鉱業財団に属したので鉱業 抵当法の規定により通知する 【通知による登録の抹消の通知】 1.工場財団の消滅により工場財団に 属しないこととなったので工場 抵当法の規定により通知する 2.鉱業財団の消滅により鉱業財団に 属しないこととなったので鉱業 抵当法の規定により通知する	x x I 9 9		4. 3. 1 6

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
2の 続き			本 x x 権の移転	注 6 参照		4. 3. 1 7
			専用実施（使用）権の x x 登録			
			通常実施（使用）権の x x 登録			
			（根）質権の x x 登録			
			登録名義人の表示変更			
			登録名義人の表示更正			
	(事項欄の特定)	1. 登録番号 2. 記載なし		x 3 x x x		
		順位第N番専用実施（使用）権		x 4 x x x		
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権 2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権		x 5 x x x		
		順位第N番（根）質権		x 6 x x x		
		順位第N番専用実施（使用）権 についての順位N番（根）質権		x 4 x x x		
		1. 順位第N番通常実施（使用） 権についての順位N番（根） 質権		x 5 x x x		

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
		2. 順位第N番専用実施（使用） 権についての順位第N番通常 実施（使用）権に対する順位 N番（根）質権				

＊注4 嘱託書の「登録の目的」の記載がこれらの文言に該当する場合は、「登録の目的」と「権利の表示」の記載により、通常の移転コード（XXX99以外）を付与する。その際、様式別電子化要領は通常移転コードの電子化要領に従う。ただし、最後に項目コード‘#43’にて嘱託人を入力する。尚、詳細は本表記載の様式別電子化要領参照のこと。

＊注5 嘱託書の「登録の目的」の記載がこれらの文言に該当する場合は、「登録の目的」と「権利の表示」の記載により、仮登録申請書の移転コード（XXG99）を付与する。その際、様式別電子化要領は仮登録申請書移転コードの電子化要領に従う。ただし、最後に項目コード‘#43’にて嘱託人を入力する。尚、詳細は本表記載の様式別電子化要領参照のこと。

＊注6 通知書の「登録の目的」の記載がこれらの文言に該当する場合は、「登録の目的」と「権利の表示」の記載により、通常の移転コード（XXX99以外）を付与する。その際、様式別電子化要領は通常移転コードの電子化要領に従う。ただし、最後に項目コード‘#43’にて通知人を入力する。尚、詳細は本表記載の様式別電子化要領参照のこと。

表3. 2. 3－8 信託にかかる登録申請書

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
1	設定登録申請書	記載なし	x x x xによる専用実施（使用）権の設定	x 4 2 3 3		4. 2. 7 6
			x x x xによる通常実施（使用）権の設定	x 5 2 3 3		4. 2. 8 3
			x x x xによる質権の設定	x 6 3 3 6		4. 2. 9 0
			x x x xによる根質権の設定	x 6 3 5 4		4. 2. 9 1
		順位第N番専用実施（使用）権	x x x xによる質権の設定	x 4 3 3 6		4. 2. 9 0
			x x x xによる根質権の設定	x 4 3 5 4		4. 2. 9 1
		順位第N番通常実施（使用）権	x x x xによる根質権の設定	x 5 3 3 6		4. 2. 9 0
			x x x xによる根質権の設定	x 5 3 5 4		4. 2. 9 1
2	移転登録申請書	記載なし	x x x xによる本 x x 権の移転	x 3 1 3 3		4. 2. 7 1
			x x x xによる本 x x 権の一部移転	x 3 1 3 3		4. 2. 7 1
		順位第N番専用実施（使用）権	x x x xによる本専用実施（使用）権の移転	x 4 2 3 4		4. 2. 7 7
			x x x xによる本専用実施（使用）権の一部移転	x 4 2 3 4		4. 2. 7 7

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
2 の 続 き		順位第N番通常実施（使用）権	x x x xによる本通常実施（使用） 権の移転	x 5 2 3 4		4. 2. 8 4
			x x x xによる本通常実施（使用） 権の一部移転	x 5 2 3 4		4. 2. 8 4
		順位第N番質権	x x x xによる質権の移転	x 6 3 3 7		4. 2. 9 2
			x x x xによる質権の一部移転	x 6 3 3 7		4. 2. 9 2
		順位第N番根質権	x x x xによる根質権の移転	x 6 3 5 5		4. 2. 9 2
			x x x xによる根質権の一部移転	x 6 3 5 5		4. 2. 9 2
		順位第N番専用実施（使用）権に 対する順位第N番質権	x x x xによる質権の移転	x 4 3 3 7		4. 2. 9 2
			x x x xによる質権の一部移転	x 4 3 3 7		4. 2. 9 2
		順位第N番専用実施（使用）権に 対する順位第N番根質権	x x x xによる根質権の移転	x 4 3 5 5		4. 2. 9 2
			x x x xによる根質権の一部移転	x 4 3 5 5		4. 2. 9 2
		順位第N番通常実施（使用）権に 対する順位第N番質権	x x x xによる質権の移転	x 5 3 3 7		4. 2. 9 2
			x x x xによる質権の一部移転	x 5 3 3 7		4. 2. 9 2

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
2 の 続 き		順位第N番通常実施（使用）権に 対する順位第N番根質権	x x x xによる根質権の移転	x 5 3 5 5		4. 2. 9 2
			x x x xによる根質権の一部移転	x 5 3 5 5		4. 2. 9 2
3	持分移転登録申請書	記載なし	x x x xによる本 x x 権中 x x の持 分移転	x 3 1 3 4		4. 2. 7 2
			x x x xによる本 x x 権中 x x の持 分の一部移転	x 3 1 3 4		4. 2. 7 2
		順位第N番専用実施（使用）権	x x x xによる本専用実施（使用） 権中 x x の持分移転	x 4 2 3 5		4. 2. 7 8
			x x x xによる本専用実施（使用） 権中 x x の持分の一部移転	x 4 2 3 5		4. 2. 7 8
		順位第N番通常実施（使用）権	x x x xによる本通常実施（使用） 権中 x x の持分移転	x 5 2 3 5		4. 2. 8 5
			x x x xによる本通常実施（使用） 権中 x x の持分の一部移転	x 5 2 3 5		4. 2. 8 5

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
3 の 続 き		順位第N番質権	x x x x による質権中 x x の持分移 転	x 6 3 3 8		4. 2. 9 3
			x x x x による質権中 x x の持分の 一部移転	x 6 3 3 8		4. 2. 9 3
		順位第N番根質権	x x x x による根質権中 x x の持分 移転	x 6 3 5 6		4. 2. 9 3
			x x x x による根質権中 x x の持分 の一部移転	x 6 3 5 6		4. 2. 9 3
		順位第N番専用実施（使用）権に 対する順位第N番質権	x x x x による質権中 x x の持分移 転	x 4 3 3 8		4. 2. 9 3
			x x x x による質権中 x x の持分の 一部移転	x 4 3 3 8		4. 2. 9 3

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
		順位第N番専用実施（使用）権に 対する順位第N番根質権	x x x xによる根質権中 x x の持分 移転	x 4 3 5 6		4. 2. 9 3
			x x x xによる根質権中 x x の持分 の一部移転	x 4 3 5 6		4. 2. 9 3
3 の 続 き		順位第N番通常実施（使用）権に 対する順位第N番質権	x x x xによる質権中 x x の持分移 転	x 5 3 3 8		4. 2. 9 3
			x x x xによる質権中 x x の持分の 一部移転	x 5 3 3 8		4. 2. 9 3
		順位第N番通常実施（使用）権に 対する順位第N番根質権	x x x xによる根質権中 x x の持分 移転	x 5 3 5 6		4. 2. 9 3
			x x x xによる根質権中 x x の持分 の一部移転	x 5 3 5 6		4. 2. 9 3
4	変更登録申請書	記載なし	x x x xによる本 x x 権の変更	x 3 1 3 5		4. 2. 7 3
			受託者 x x、x x、x xを x x、x xに変更	x 3 1 3 5		4. 2. 7 3

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
			x x x xによる質権の変更	x 6 3 3 6		4. 2. 9 0
			x x x xによる根質権の変更	x 6 3 5 4		4. 2. 9 0
		順位第N番専用実施（使用）権	x x x xによる本専用実施（使用）権の変更	x 4 2 3 6		4. 2. 7 9
			受託者 x x、x x、x xを x x、x xに変更	x 4 2 3 6		4. 2. 7 9
4 の 続 き		順位第N番通常実施（使用）権	x x x xによる本通常実施（使用）権の変更	x 5 2 3 6		4. 2. 8 6
			受託者 x x、x x、x xを x x、x xに変更	x 5 2 3 6		4. 2. 8 6
		順位第N番専用実施（使用）権に対する順位第N番質権	x x x xによる質権の変更	x 4 3 3 6		4. 2. 9 0
			受託者 x x、x x、x xを x x、x xに変更	x 4 3 3 6		4. 2. 9 0
		順位第N番専用実施（使用）権に対する順位第N番根質権	x x x xによる根質権の変更	x 4 3 5 4		4. 2. 9 0
			受託者 x x、x x、x xを x x、x xに変更	x 4 3 5 4		4. 2. 9 0
		順位第N番通常実施（使用）権に	x x x xによる質権の変更	x 5 3 3 6		4. 2. 9 0

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
		対する順位第N番質権	受託者 x x、x x、x xを x x、x xに変更	x 5 3 3 6		4. 2. 9 0
		順位第N番通常実施（使用）権に 対する順位第N番根質権	x x x xによる根質権の変更	x 5 3 5 4		4. 2. 9 0
			受託者 x x、x x、x xを x x、x xに変更	x 5 3 5 4		4. 2. 9 0
5	一部変更登録申請書	記載なし	x x x xによる本 x x 権の一部変更	x 3 1 3 6		4. 2. 7 4
			x x x xによる質権の一部変更	x 6 3 3 6		4. 2. 9 0
			x x x xによる根質権の一部変更	x 6 3 5 4		4. 2. 9 0
		順位第N番専用実施（使用）権	x x x xによる専用実施（使用）権の一部変更	x 4 2 3 7		4. 2. 8 0
		順位第N番専用実施（使用）権	x x x xによる専用実施（使用）権の一部変更	x 5 2 3 7		4. 2. 8 7
		順位第N番専用実施（使用）権に 対する順位第N番質権	x x x xによる質権の一部変更	x 4 3 3 6		4. 2. 9 0
		順位第N番専用実施（使用）権に 対する順位第N番根質権	x x x xによる根質権の一部変更	x 4 3 5 4		4. 2. 9 0

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
		順位第N番通常実施（使用）権に 対する順位第N番質権	x x x xによる質権の一部変更	x 5 3 3 6		4. 2. 9 0
		順位第N番通常実施（使用）権に 対する順位第N番根質権	x x x xによる根質権の一部変更	x 5 3 5 4		4. 2. 9 0
6	持分変更登録申請書	記載なし	x x x xによる本x x 権中x xの持 分変更	x 3 1 3 7		4. 2. 7 5
			x x x xによる本x x 権中x xの持 分の一部変更	x 3 1 3 7		4. 2. 7 5
			x x x xによる質権中x xの持分変 更	x 6 3 3 6		4. 2. 9 0
			x x x xによる質権中x xの持分の 一部変更	x 6 3 3 6		4. 2. 9 0
			x x x xによる根質権中x xの持分 変更	x 6 3 5 4		4. 2. 9 0

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
			x x x xによる根質権中 x x の持分の一部変更	x 6 3 5 4		4. 2. 9 0
		順位第N番専用実施（使用）権	x x x xによる本専用実施（使用）権中 x x の持分変更	x 4 2 3 8		4. 2. 8 1
			x x x xによる本専用実施（使用）権中 x x の持分の一部変更	x 4 2 3 8		4. 2. 8 1
6 の 続 き		順位第N番通常実施（使用）権	x x x xによる本通常実施（使用）権中 x x の持分変更	x 5 2 3 8		4. 2. 8 8
			x x x xによる本通常実施（使用）権中 x x の持分の一部変更	x 5 2 3 8		4. 2. 8 8
		順位第N番専用実施（使用）権に対する順位第N番質権	x x x xによる質権中 x x の持分変更	x 4 3 3 6		4. 2. 9 0
			x x x xによる質権中 x x の持分の一部変更	x 4 3 3 6		4. 2. 9 0
		順位第N番通常実施（使用）権に対する順位第N番質権	x x x xによる質権中 x x の持分変更	x 5 3 3 6		4. 2. 9 0

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
			x x x x による質権中 x x の持分の一部変更	x 5 3 3 6		4. 2. 9 0
		順位第N番専用実施（使用）権に対する順位第N番根質権	x x x x による根質権中 x x の持分変更	x 4 3 5 4		4. 2. 9 0
			x x x x による質権中 x x の持分の一部変更	x 4 3 5 4		4. 2. 9 0
6 の 続 き		順位第N番通常実施（使用）権に対する順位第N番根質権	x x x x による根質権中 x x の持分変更	x 5 3 5 4		4. 2. 9 0
			x x x x による根質権中 x x の持分の一部変更	x 5 3 5 4		4. 2. 9 0
7	信託の登録申請書	記載なし	x x x x による信託の登録	x 3 Z 0 2		4. 2. 9 5
		順位第N番専用実施（使用）権	x x x x による信託の登録	x 4 Z 0 2		4. 2. 9 5
		順位第N番通常実施（使用）権	x x x x による信託の登録	x 5 Z 0 2		4. 2. 9 5
		順位第N番質権	x x x x による信託の登録	x 6 Z 0 2		4. 2. 9 5
		順位第N番寝質権	x x x x による信託の登録	x 6 Z 0 2		4. 2. 9 5

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
8	抹消登録申請書	記載なし	x x x x による信託の抹消登録	x 3 Z 0 3		4. 2. 9 6
		順位第N番専用実施（使用）権	x x x x による信託の抹消登録	x 4 Z 0 3		4. 2. 9 6
			x x x x による専用実施（使用）権 の抹消	x 4 2 4 0		4. 2. 8 2
		順位第N番通常実施（使用）権	x x x x による信託の抹消登録	x 5 Z 0 3		4. 2. 9 6
			x x x x による通常実施（使用）権 の抹消	x 5 2 4 0		4. 2. 8 9
8 の 続 き		順位第N番質権	x x x x による信託の抹消登録	x 6 Z 0 3		4. 2. 9 6
			x x x x による質権の抹消登録	x 6 3 5 3		4. 2. 9 4
		順位第N番根質権	x x x x による信託の抹消登録	x 6 Z 0 3		4. 2. 9 6
			x x x x による根質権の抹消登録	x 6 3 6 1		4. 2. 9 4
		順位第N番専用実施（使用）権に 対する順位第N番質権	x x x x による信託の抹消登録	x 4 Z 0 3		4. 2. 9 6
			x x x x による質権の抹消登録	x 4 3 5 3		4. 2. 9 4
		順位第N番専用実施（使用）権に 対する順位第N番根質権	x x x x による信託の抹消登録	x 4 Z 0 3		4. 2. 9 6
			x x x x による根質権の抹消登録	x 4 3 6 1		4. 2. 9 4

項番	表題	権利の表示	登録の目的	移転コード	備考	様式別 電子化要領 参照項目
		順位第N番通常実施（使用）権に 対する順位第N番質権	x x x xによる信託の抹消登録	x 5 Z 0 3		4. 2. 9 6
			x x x xによる質権の抹消登録	x 5 3 5 3		4. 2. 9 4
		順位第N番通常実施（使用）権に 対する順位第N番根質権	x x x xによる信託の抹消登録	x 5 Z 0 3		4. 2. 9 6
			x x x xによる根質権の抹消登録	x 5 3 6 1		4. 2. 9 4

4. 2 通常申請書の可変部入力指示

4. 2. 1 様式：本権にかかる移転登録申請書【一般承継】／移転コード：X 3 1 1 1

本申請書の移転申請形態は、「登録権利者による単独申請」のみです。

(1) 電子化レイアウト

項番	0 1		0 2	0 3		0 4		0 5	
項目名	登録番号		0 1 繰り返し	登録義務者 住所		登録義務者 氏名		国籍・地域	
	項目コード	登録番号		項目コード	登録義務者住所	項目コード	登録義務者氏名	項目コード	国籍・地域コード
	A 0 1	nnnnnnnn-mm~		B 0 1		B 0 2		B 0 3	
文字数	3	MAX 3 9		3	MAX 1 0 0 0	3	MAX 1 0 0 0	3	MAX 1 0 2

0 6		0 7		0 8		0 9	
持分		0 3, 0 4, 0 5, 0 6 繰り返し		登録免許税		登録権利者 住所	
項目コード	持分			項目コード	登録免許税	項目コード	登録権利者住所
B 0 4	nnnnnnmmmm			¥		C 0 1	
3	1 0			1	MAX 1 6	3	MAX 1 0 0 0

1 0		1 1		1 2		1 3	
登録権利者 氏名		国籍・地域		持分		0 9, 1 0, 1 1, 1 2 繰り返し	
項目コード	登録権利者氏名	項目コード	国籍・地域コード	項目コード	持分		
C 0 2		C 0 3		C 0 4	nnnnnnmmmm		
3	MAX 1 0 0 0	3	MAX 1 0 2	3	1 0		

次頁に続く

項番	1 4		1 5		1 6		1 7	
項目名	代理人識別 番号		郵便番号		代理人住所		代理人氏名	
	項目コード	代理人識別番号	項目コード	郵便番号	項目コード	代理人住所	項目コード	代理人氏名
	X 0 1		X 0 2		X 0 3		X 0 4	
文字数	3	9	3	7	3	MAX 1 0 0 0	3	MAX 1 0 0 0

1 8		1 9		2 0	
共有の特約等の事項		特約事項		記事（タイ トルなし）	
項目コード	共有の特約等の事項	項目コード	特約事項	項目コード	記事（タイトルなし）
# 2 4		# 5 1		# 4 4	
3	MAX 1 0 0 0	3	MAX 1 0 0 0	3	MAX 6 0 0 0

(2) 入力指示

項番	項目名	項目 コード	内容
0 1	登録番号	A 0 1	登録番号を入力する。
0 2	0 1 繰り返し		登録番号が複数件存在する場合、項番 0 1 を繰り返し入力する。
0 3	登録義務者住所	B 0 1	申請人（被承継人）の住所を入力する。
0 4	登録義務者氏名	B 0 2	被承継人の氏名（名称）を入力する。
0 5	国籍・地域	B 0 3	1. 被承継人の国籍・地域が外国の場合、国籍・地域コードを入力する。 2. 上記以外の場合、項目コードも含め入力しない。
0 6	持分	B 0 4	1. 被承継人の持分の記載がある場合、該当被承継人の持分を入力する。 2. 上記以外の場合、項目コードも含め入力しない。
0 7	0 3, 0 4, 0 5, 0 6 繰り返し		被承継人が複数人存在する場合、項番 0 3, 0 4, 0 5, 0 6 を繰り返し入力する。
0 8	登録免許税	¥	登録免許税を入力する。
0 9	登録権利者住所	C 0 1	申請人（承継人）の住所を入力する。
1 0	登録権利者氏名	C 0 2	申請人（承継人）の氏名（名称）を入力する。
1 1	国籍・地域	C 0 3	1. 申請人（承継人）の国籍・地域が外国の場合、国籍・地域コードを入力する。 2. 上記以外の場合、項目コードも含め入力しない。
1 2	持分	C 0 4	1. 申請人（承継人）の持分の記載がある場合、該当申請人（承継人）の持分を入力する。 2. 上記以外の場合、項目コードも含め入力しない。
1 3	0 9, 1 0, 1 1, 1 2 繰り返し		申請人（承継人）が複数人存在する場合、項番 0 9, 1 0, 1 1, 1 2 を繰り返し入力する。

項番	項目名	項目 コード	内容
1 4	代理人識別番号	X 0 1	1. 代理人識別番号の記載がある場合、該当コードを入力する。 2. 上記以外の場合、項目コードも含め入力しない。
1 5	郵便番号	X 0 2	1. 代理人識別番号の記載がない場合、代理人の郵便番号を入力する。 2. 上記以外の場合、項目コードも含め入力しない。
1 6	代理人住所	X 0 3	1. 代理人識別番号の記載がない場合、代理人の住所を入力する。 2. 上記以外の場合、項目コードも含め入力しない。
1 7	代理人氏名	X 0 4	1. 代理人識別番号の記載がない場合、代理人の氏名を入力する。 2. 上記以外の場合、項目コードも含め入力しない。
1 8	共有の特約等の事項	# 2 4	1. 共有の特約等の事項・特約事項若しくは別段の定めのある記載がある場合、該当項目を入力する。 2. 上記以外の場合、項目コードも含め入力しない。
1 9	特約事項	# 5 1	1. 項目コードも含め入力しない。
2 0	記事(タイトルなし)	# 4 4	1. 特許庁による入力指示がある場合、指示された内容を入力する。 2. 上記以外の場合、項目コードも含め何も入力しない。

(3) 申請書様式例

相続による特許権移転登録申請書	
平成31年3月9日	
特許庁長官 宗像 直子殿	
1. 特許番号	第 <u>1 2 3 4 5 6 7</u> 号 ^{A01}
2. 被承継人の表示	
住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u> ^{B01}
氏名	<u>特許 太郎</u> ^{B02}
3. 登録の目的	本特許権の移転
4. 登録免許税	金 <u>3, 0 0 0</u> 円 [¥]
5. 申請人 (相続人)	
(1) 住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u> ^{C01}
持分	<u>1 / 2</u> ^{C04}
氏名	<u>特許 花子</u> ^{C02}
(2) 住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u> ^{C01}
持分	<u>1 / 4</u> ^{C04}
氏名	<u>特許 一郎</u> ^{C02}
(3) 住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u> ^{C01}
持分	<u>1 / 4</u> ^{C04}
氏名	<u>特許 次郎</u> ^{C02}
6. 代理人	
住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u> ^{X03}
氏名	<u>(1 2 3 4 5 6 7 8 9)</u> ^{X01}
	弁理士 <u>岡本 代次郎</u> ^{X04}
6. 添付書面の目録	
(1) 相続を証明する書面	x 通

【「相続」の場合の「x x 権移転登録申請書」の例】

被承継人が外国人の記載例

2. 被承継人の表示
住所 <u>オーストラリア国 ウイーン エリザベートシュトラッセ 1 2</u> ^{B01}
氏名 <u>フェライニヒテ エーデルシュタールヴェルケ アクチ</u> <u>エンゲゼルシャフト (ファウ エー ヴェー)</u> ^{B02}
国籍・地域 <u>オーストラリア国</u> ^{B03}

申請人が相続人以外の記載例

5. 申請人 (承継人)
住所 <u>x x 県 x x 市 x x 町無番地</u> ^{C01}
氏名 <u>特許 花子</u> ^{C02}

5. 2 氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書

5. 2. 1 権利者、義務者、申請人、代理人、嘱託人、通知人等の氏名（名称）の抽出について【国内】（H11.4.1 変更）

抽 出 基 準	入 力 例
① 法人、団体の名称は、スペースの場合を除いて記載のとおり抽出する。なお、 <u>スペースは詰めて抽出</u> する。（代表者の名称は入力しない。） ただし、（株）の記載があるときは、「株式会社」と抽出する。	東 京 株式会社 ――> 東京株式会社 株式会社 パテント アンド パテント ――> 株式会社パテントアンドパテント (日本パテント株式会社) ――> (日本パテント株式会社) 株式会社 J－P O ――> 株式会社 J－P O 株式会社 J－P O ――> 株式会社 J－P O 株式会社 J - P O ――> 株式会社 J - P O
② 個人の氏名は、すべて記載のとおり抽出する。（「△（スペース）」も含む）	特許 太郎 ――> 特許 太郎 特許太郎 ――> 特許太郎
③ 「外 名」は入力しない。	特許太郎 外 1 名 ――> 特許太郎

5. 2. 2 権利者、義務者、申請人、代理人、嘱託人、通知人等の住所（居所等）の抽出について【国内】

抽 出 基 準	入 力 例
① すべて申請書通り抽出する。 (※氏名では、(株)を「株式会社」と抽出するが、住所では(株)のままとする)	千代田区霞が関 ー> 千代田区霞が関 京都市四条通二番3号 ー> 京都市四条通二番3号 1丁目3番2号(飯野ビル) ー> 1丁目3番2号(飯野ビル) 1-3-2(飯野ビル) ー> 1-3-2(飯野ビル)

抽 出 基 準	入 力 例
②東京都府中市又は広島県府中市はその都県名の表示が省略されている場合、行政区画便覧等で調査し都県名から抽出する。	1—3—2（飯野ビル） → 1—3—2（飯野ビル） 1-3-2（飯野ビル） → 1-3-2（飯野ビル） 府中市～ → 広島県府中市～ → 東京都府中市～
③複数番地及び特殊な表示は右記の例のように抽出する。	6 2 5 } 6 2 6 } 番地 → 6 2 5 ・ 6 2 6 番地 1 5 ¹ / ₂ 番地 → 1 5 △ 1 / 2 △ 番地
④ 建物表示や社名部署等の中のスペースはカットし、詰めて抽出する。	～3号 特 許 ビ ル 1 0 1 → ～3号△特許ビル101 ○○株式会社 ○ ○ 部門 → ○○株式会社○○部門

5. 2. 3 権利者、義務者、申請人、代理人、嘱託人、通知人等の氏名（名称）の抽出について 【外国】

抽 出 基 準	入 力 例
すべて記載のとおり抽出する。（「、」「,」「-」「ー」「△（スペース）」等も含む	ジャパン トレード リミティッド → ジャパン△トレード△リミティッド エー、ビー、シー、コーポレーション → エー、ビー、シー、コーポレーション Agatha Christien limited Ægâtha Christiën limited

記号の後ろに△（スペース）がある場合は、△（スペース）を抽出しない。	アムカ△スキン△アンド△ボディ（ピィティワイ）リミテッド ※実際の申請書では、リミテッドの前に△（スペース）が存在。
------------------------------------	---

5. 2. 4 権利者、義務者、申請人、代理人、嘱託人、通知人等の住所（居所等）・国籍の抽出について【外国】

抽 出 基 準	入 力 例
①住所項目の入力に際しては、台湾を表す国名を除き、申請書通り抽出する。	紐育州 ー ー ー 紐育州 注：紐育州（ニューヨーク州）
②台湾を表す国籍・地域、国名は台湾に置き換えて抽出する。	住所項目の場合 中華民国台湾省台北市 ー ー ー 台湾台北市 国籍・地域項目の場合 中華民国台湾省 ー ー ー T W
③国籍・地域項目の抽出に際しては、国・地域コード一覧表にある国名はその国籍・地域コードを抽出する。表に存在しない国籍・地域はコード‘X X’に続いて国名をそのまま抽出する。	米国 ー ー ー U S オランダ国領アンチル ー ー ー X X オランダ国領アンチル
④国際商標（マド・プロ）については、すべて記載のとおり抽出する。	Portland House Place Road London M.K23 England Pörtländ Höuse Plâce Röad Löndön M.K23 Engländ

6. 2 データの基本構成

6. 2. 1 通常移転申請書の申請書納品データの形式

(1)移転申請書データはMQヘッダ部と実データ部（固定部、可変部）で構成される。

MQヘッダ部（36 バイト固定）

データ識別コード	作成年月日	作成時分秒	一連番号	データ部レングス長	予備
RLI001	yyyymmdd	hhmmss	bbbb	bbbb	XXXXXXXX

(1)MQヘッダ部の属性は1 バイト英数字若しくはバイナリ（一連番号、データ部レングス長）である。

実データ部

ファイル ID	移転 コード	受付年月日	受付番号	併 合 の 有 無	出 直 識 別	移 転 申 請 形 態	項目 1		項目 2		・・・	項目 n	
							項目 コード	データ	項目 コード	データ		項目 コード	データ
RLI001	NNXNN	gyymmdd	nnnnnnn-m	X	X	X	A01	nnnnnnnn-m・・・m	B01	XX・・・XXX		Xnn	XX・・・XXX
← 固定部							← 可変部 →						

(1)実データ部の属性は2 バイト全角文字である。

(2)可変部は、項目コード（3桁）＋データ（可変長）の繰り返しである。

(3)項目コードは各項目毎のデータ切り出し記号として使用する。

(4)通常移転申請書の申請書納品データの項目コードを以下に示す。項目欄が‘――’の項目コードについては、移転申請書の種類により異なる。

詳細については項番4「項目コード付与基準」にて様式別に規定する。

項番	項目コード	項 目	項番	項目コード	項 目	項番	項目コード	項 目
1	A 0 1	登録番号	8	C 0 3	----	1 5	E 0 2	----
2	B 0 1	----	9	C 0 4	----	1 6	E 0 3	----
3	B 0 2	----	1 0	D 0 1	----	1 7	E 0 4	----
4	B 0 3	----	1 1	D 0 2	----	1 8	F 0 1	----
5	B 0 4	----	1 2	D 0 3	----	1 9	F 0 2	----
6	C 0 1	----	1 3	D 0 4	----	2 0	F 0 3	----
7	C 0 2	----	1 4	E 0 1	----	2 1	F 0 4	----
2 2	G 0 1	----	3 4	X 0 1	代理人コード	4 6	¥	登録免許税
2 3	G 0 2	----	3 5	X 0 2	代理人郵便番号	4 7	# 7 7	権利の表示
2 4	G 0 3	----	3 6	X 0 3	代理人住所	4 8	# 2 4	共有の特約等の事項
2 5	G 0 4	----	3 7	X 0 4	代理人氏名	4 9	# 5 0	担保すべき債権の範囲の定め
2 6	H 0 1	----	3 8	X 0 5	代理人コード	5 0	# 5 1	特約事項
2 7	H 0 2	----	3 9	X 0 6	代理人郵便番号	5 1	# 5 9	弁済期
2 8	H 0 3	----	4 0	X 0 7	代理人住所	5 2	# 6 0	利息の定め
2 9	H 0 4	----	4 1	X 0 8	代理人氏名	5 3	# 6 4	存続期間
3 0	I 0 1	----	4 2	@	対価の額	5 4	# 6 5	確定期日の定め
3 1	I 0 2	----	4 3	&	対価の額又はその支払方法若しくは時期の定め	5 5	# 6 6	違約金若しくは賠償の額
3 2	I 0 3	----	4 4	# 4 3	記事（タイトルあり）	5 6	# 6 7	質権の定め
3 3	I 0 4	----	4 5	# 4 4	記事（タイトルなし）	5 7	A 0 2	国際登録番号
						5 8	A 0 3	事後指定年月日

6. 2. 2 特殊移転申請書の申請書納品データの形式

(1)特殊移転申請書データはMQヘッダ部と実データ部（固定部、可変部1、可変部2）で構成される。

MQヘッダ部

データ識別	作成年月日	作成時分秒	一連番号	データ部レングス長	予備
RLI001	yyyymmdd	hhmmss	bbbb	bbbb	XXXXXXXX

(1)MQヘッダ部の属性は1バイト英数字若しくはバイナリ（一連番号、データ部レングス長）である。

実データ部

ファイル ID	移転 コード	受付 年月日	受付番号	併 合 の 有 無	出 直 識 別	移 転 申 請 形 態	項目 1			項目 2				項目 n		
							項 目 コ ー ド	ア イ テ ム ID	登 録 番 号	項 目 コ ー ド	ア イ テ ム ID	登 録 の 目 的		項 目 コ ー ド	ア イ テ ム ID	デ ー タ
RLI001	NNXNN	gyymmdd	nnnnnnn-m	X	X	X	A01	△△△	nnnnnnnn-m・m	B01	△△△	XXX・・・XX		nnn	△△△	XXX・・・XX
← 固定部 →							← 可変部 1 →									

項目 1'			項目 2'			...	項目 n'		
項目 コード	アイテム ID	データ	項目 コード	アイテム ID	データ		項目 コード	アイテム ID	データ
Xnn	nnn	XXX・・・XXX	Xnn	nnn	XX・・・XXX		Xnn	nnn	XX・・・XXX
可変部 2									

- (1) 実データ部の属性は2バイト全角文字である。
- (2)可変部1および可変部2は、項目コード（3桁）＋アイテムID（3桁）＋データ（可変長）の繰り返しである。
- (3)項目コードは各項目毎のデータ切り出し記号として使用する。
- (4)可変部1について

可変部1は、特殊移転申請書の項目のうち、アイテムIDを持たない（スペース）項目を格納する。この項目は特殊移転申請書の共通項目である。項目コード一覧を次に示す。

特殊移転申請書共通の項目コード一覧（可変部1に格納するもの）【特許・実用・意匠・商標（国際商標を除く）】

項番	項目コード	アイテムID	必須	項 目
1	A 0 1	△△△	○	登録番号
2	¥	△△△		登録免許税
3	C 0 1	△△△		申請人住所
4	C 0 2	△△△		申請人氏名
5	D 0 1	△△△		外何名
6	X 0 1	△△△		代理人コード
7	X 0 2	△△△		代理人郵便番号（嘱託人または通知人郵便番号）
8	X 0 3	△△△		代理人住所（嘱託人または通知人住所）
9	X 0 4	△△△		代理人氏名（嘱託人または通知人氏名）
1 0	X 0 5	△△△		代理人コード
1 1	X 0 6	△△△		代理人郵便番号
1 2	X 0 7	△△△		代理人住所
1 3	X 0 8	△△△		代理人氏名

特殊移転申請書共通の項目コード一覧（可変部1に格納するもの）【国際商標】

項番	項目コード	アイテムID	必須	項 目
1	A 0 2	△△△	○	国際登録番号
2	A 0 3	△△△		事後指定年月日
3	¥	△△△		登録免許税
4	C 0 1	△△△		申請人住所
5	C 0 2	△△△		申請人氏名
6	D 0 1	△△△		外何名
7	X 0 1	△△△		代理人コード
8	X 0 2	△△△		代理人郵便番号（嘱託人または通知人郵便番号）
9	X 0 3	△△△		代理人住所（嘱託人または通知人住所）
1 0	X 0 4	△△△		代理人氏名（嘱託人または通知人氏名）
1 1	X 0 5	△△△		代理人コード
1 2	X 0 6	△△△		代理人郵便番号
1 3	X 0 7	△△△		代理人住所
1 4	X 0 8	△△△		代理人氏名

(5)可変部2について

可変部2は、各特殊移転申請書固有の項目が格納される。項目コード一覧を以下に示す。なお、各項目コードがどの特殊移転申請書に含まれるかは、移転申請書の種類により異なるため、項番4「項目コード付与基準」で様式別に規定する。

特殊移転申請書固有の項目コード一覧（可変部2に格納するもの）

項番	項目コード	アイテムID	項 目	項番	項目コード	アイテムID	項 目
1	G 0 1	0 3 7	目的（タイトル）	3	I01～I99	0 2 5	登録権利者持分
2	H 0 1	0 7 7	権利の表示	4	I01～I99	0 1 9	登録権利者住所

項番	項目コード	アイテムID	項 目	項番	項目コード	アイテムID	項 目
5	I01～I99	0 7 0	登録権利者国籍・地域	2 7	I01～I99	1 4 0	債権者住所
6	I01～I99	0 2 0	登録権利者氏名	2 8	I01～I99	0 7 0	債権者国籍・地域
7	I01～I99	0 2 5	通常実施権者持分	2 9	I01～I99	1 4 1	債権者氏名
8	I01～I99	1 3 0	通常実施権者住所	3 0	I01～I99	0 2 5	質権者持分
9	I01～I99	0 7 0	通常実施権者国籍・地域	3 1	I01～I99	1 4 6	質権者住所
1 0	I01～I99	1 3 1	通常実施権者氏名	3 2	I01～I99	0 7 0	質権者国籍・地域
1 1	I01～I99	0 2 5	通常使用権者持分	3 3	I01～I99	1 4 7	質権者氏名
1 2	I01～I99	1 3 2	通常使用権者住所	3 4	I01～I99	0 2 5	根質権者持分
1 3	I01～I99	0 7 0	通常使用権者国籍・地域	3 5	I01～I99	1 4 8	根質権者住所
1 4	I01～I99	1 3 3	通常使用権者氏名	3 6	I01～I99	0 7 0	根質権者国籍・地域
1 5	I01～I99	0 2 5	専用実施権者持分	3 7	I01～I99	1 4 9	根質権者氏名
1 6	I01～I99	1 3 4	専用実施権者住所	3 8	J01～J99	1 4 4	通知人
1 7	I01～I99	0 7 0	専用実施権者国籍・地域	3 9	J01～J99	0 9 0	管理人住所
1 8	I01～I99	1 3 5	専用実施権者氏名	4 0	J01～J99	0 7 0	国籍・地域（管理人）
1 9	I01～I99	0 2 5	専用使用権者持分	4 1	J01～J99	0 9 1	管理人氏名
2 0	I01～I99	1 3 6	専用使用権者住所	4 2	J01～J99	1 2 9	嘱託人
2 1	I01～I99	0 7 0	専用使用権者国籍・地域	4 3	K 0 1	0 4 5	実施権等の範囲
2 2	I01～I99	1 3 7	専用使用権者氏名	4 4	K 0 1	0 8 1	地域
2 3	I01～I99	0 2 5	受託者持分	4 5	K 0 2	0 8 2	期間
2 4	I01～I99	1 3 8	受託者住所	4 6	K 0 3	0 8 3	内容
2 5	I01～I99	0 7 0	受託者国籍・地域	4 7	L 0 1	0 4 6	対価の額
2 6	I01～I99	1 3 9	受託者氏名	4 8	L 0 1	0 4 7	対価の額又はその支払方法若しくは 時期の定め

項番	項目コード	アイテムID	項 目	項番	項目コード	アイテムID	項 目
4 9	M01/S01	0 5 1	特約事項	6 7	P01～P99	0 9 6	目的たる権利番号
5 0	N 0 1	0 5 0	担保すべき債権の範囲の定め	6 8	Q 0 1	0 5 2	債権額
5 1	N 0 2	0 6 5	確定期日の定め	6 9	Q 0 1	1 2 6	債権極度額
5 2	N 0 1	0 5 9	弁済期	7 0	Q 0 1	0 6 9	一部譲渡債権額（一部代位弁済債権額）
5 3	N 0 2	0 6 0	利息の定め	7 1	R 0 1	0 4 0	一部放棄に係る項目
5 4	N 0 3	0 6 4	存続期間	7 2	S01	1 6 9	転質権者住所
5 5	N 0 4	0 6 6	違約金若しくは賠償の額	7 3	S01	1 7 0	転質権者氏名
5 6	N 0 5	0 6 7	質権の定め	7 4	S01	1 7 1	受益者住所
5 7	O01	1 6 6	競売の権利	7 5	S01	1 7 2	受益者氏名
5 8	O01	1 6 7	競売の代価	7 6	S01	1 7 4	代位者住所
5 9	O01	1 6 8	弁済額	7 7	S01	1 7 5	代位者氏名
6 0	O01	1 7 3	（根質権の表示）	7 8	Y 0 1	0 2 4	共有の特約等の事項
6 1	O01	1 7 6	代位原因	7 9	T01～T99	1 4 2	連帯債務者住所
6 2	O01	1 7 9	被担保債権及びその発生年月日並び に債権の設定及びその成立日	8 0	T01～T99	0 7 0	国籍（連帯債務者）
				8 1	T01～T99	1 4 3	連帯債務者氏名
6 3	O01	1 8 0	被担保債権及びその発生年月日並び に追加担保契約及びその成立日	8 2	T01～T99	0 8 4	債務者住所
				8 3	T01～T99	0 7 0	国籍・地域（債務者）
6 4	O01	1 8 1	被担保債権及びその発生年月日並び に転質及びその成立日	8 4	T01～T99	0 8 5	債務者氏名
				8 5	U01～U99	0 4 3	記事（タイトルあり）
6 5	O01	1 8 2	被担保債権及びその発生年月日並び に譲渡及びその成立日	8 6	U01～U99	0 4 4	記事（タイトルなし）
				8 7	Z 0 2	0 3 7	目的
6 6	O01	1 8 3	被担保債権及びその発生年月日並び に放棄及びその成立日	8 8	Z 0 3	0 2 3	信託番号

6. 2. 3 項目別原簿更正記事情報作成要領

移転申請書から入力を行う項目とその入力要領を、項目別入力形式一覧に示す。移転申請書毎の入力項目及び入力順は項番4「項目コード付与基準」で様式別に規定する。

全項目共通事項

1. 申請書上の記載が最大桁数及び固定桁数を超過する場合、以下のいずれかで対応する。
 - (1)申請書一件を丸ごと入力せず、当該データを付箋リストに出力する。
 - (2)特許庁に即時に問い合わせ対応する。
2. 特別のことわりがある場合を除き、項目名称は入力しない。

項目別入力形式一覧

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
1	ファイルID	6	英字	‘RLIO01’	1. ‘RLIO01’を入力する。	
2	移転コード			NNXNN	1.項番3「移転コード付与基準」に従って決定した 移転コードをそのまま入力する。 例1 相続による特許権移転登録申請書 ↓ 13111	
	四法コード	1	数字	$1 \leq N \leq 4 \text{ or } N=6$		
	事項欄種別コード	1	数字	$1 \leq N \leq 9$		
	移転種別コード	1	英数字	$1 \leq X \leq 9 \text{ or } A \leq X \leq Z$		
	原因コード	2	数字	$01 \leq N \leq 99$		

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
3	受付年月日			GYYMMDD	1.申請書受領印の受付年月日の先頭元号コードを付与し、 入力する。和暦年、月、日が1桁の場合、右詰めおよび上位桁をゼロ埋めして入力する。 例1  例2 	
	元号コード	1	数字	$1 \leq G \leq 5$		
	和暦年	2	数字	$01 \leq YY \leq 99$		
	月	2	数字	$01 \leq MM \leq 12$		
	日	2	数字	$01 \leq DD \leq 31$		
4	受付番号			NNNNNN-M または NNNNNN△△	1.受付番号部分が6桁に満たない場合は右詰め、および上位桁をゼロ埋めして入力する。 2.枝番が存在しない場合はハイフン、枝番ともにスペースを入力する。 例1 1 2 3 4 5 6 → 1 2 3 4 5 6 △△ 3.枝番が1桁の場合はそのまま入力する。 例2 1 2 3 4 - A → 0 0 1 2 3 4 - A	
	受付番号	6	数字	$0 < NNNNNN$		
	ハイフン	1	英字	- または △		
	枝番	1	英数字	$1 \leq M \leq 9 \text{ or } A \leq M \leq Z$ または△		

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	受付番号の続き				4.枝番が2桁の場合、数字を入力する。 例3 1 2 3 4 5 6 - 1 A → 1 2 3 4 5 6 - 1 1 2 3 4 5 6 - 1 B 1 2 3 4 5 6 - 1	
5	併合申請の有無	1	数字	0 または 1	1.特許（登録）番号の記載が一件の場合‘0’（単件）、複数件の場合‘1’（併合）を入力する。 例1 実用新案登録番号 第1 2 3 4 5 6 7号 ↓ 0 例1 実用新案登録番号 第1 2 3 4 5 6 7号 第2 3 4 5 6 7 8号 ↓ 1 例2 特許番号 第1 1 1 1 1号 他10件別紙目録の通り ↓ 1	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
6	出直識別	1	数字	0 または 1 または 2	1. 発注時の序の指示（移転送付表）により以下の様に入力する。 直 → 0（直接） 出 → 1（郵送） OL → 2（オンライン） 例 1 移転送付票 特許 実用 意匠 商標 マドプロ 受付日 6月21日 出・直・OL → 1 開始受付番号 第 2272 号 最終受付番号 第 号 送付件数 1 件	
7	移転申請形態	1	数字	1 または 2 または 3	1.申請書の記載事項のパターンより移転申請形態を判断して以下のように入力する。表6. 2. 3－1 参照。 ・登録権利者（承継人、申請人、嘱託人、通知人）による単独申請 → 1 ・登録義務者による単独申請 → 2 ・双方申請 → 3	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
8	登録番号					
	特許番号 実用新案登録番号 意匠登録番号	7	数字	NNNNNNN 0 < NNNNNNN	1.登録番号の数字のみを入力する。7桁に満たない場合は右詰め、および上位桁をゼロ埋めして入力する。 例1 特許番号 特許第 <u>1 2 3 4 5 6 7</u> 号 ↓ 1 2 3 4 5 6 7 例2 特許番号 <u>0 1 2 3 4 5 6</u> ↓ 0 1 2 3 4 5 6 例3 実用新案登録番号 第 <u>1 2 3 4 5</u> 号 ↓ 0 0 1 2 3 4 5 例4 意匠登録番号 第 <u>1、2 3 4、5 6 7</u> 号 ↓ 1 2 3 4 5 6 7	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	商標登録番号			NNNNNNNN [-M~M]	1.登録番号部分については前記と同様に入力する。	
	登録番号	7	数字	0 < NNNNNNNN		
	ハイフン	1	英字	—	2.分割番号が存在しない場合、登録番号部分のみデータエントリする。	
	分割番号	MAX 3 1	数字	M= 1 or 2	3.分割番号が存在する場合、分割番号の前に‘—’を付加し、数字のみを、記載されている桁数分左詰めで入力する。 例1 第1 2 3 4 号の1の2の1 ↓ 0 0 0 1 2 3 4—1 2 1 例2 第1 2 3 4 号—1 2 1 ↓ 0 0 0 1 2 3 4—1 2 1	
9	国際登録番号	1 0		L L M M M M M M M N	1.1 0桁の場合、国際登録番号をそのまま入力する。	
	更新回数	2	英数	L L	2.上位1桁又は2桁目に‘R’が存在しない場合、上位2桁目までを△△で埋める。その後に、登録番号を入力する。	
	登録番号	7	数字	M M M M M M M	ただし、登録番号が7桁存在しない場合は、7桁になるまで上位部にゼロ埋めし7桁にし入力する。その後に、分割番号（A～Zの英字）が存在する場合、入力する。分割番号が存在しない場合、△をデータエントリする。	
	分割番号	1	英字	N		

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					3.上位1桁目に‘R’が存在する場合、上位1桁目に△で埋め上位2桁目に‘R’を入力する。その後に、登録番号を入力する。ただし、登録番号が7桁存在しない場合は、7桁になるまで上位部にゼロ埋めし7桁にし入力する。その後に、分割番号（A～Zの英字）が存在する場合、入力する。分割番号が存在しない場合△を入力する。 4.上位2桁目に‘R’が存在する場合、上位2桁目そのまま入力する。その後に、登録番号を入力する。ただし、登録番号が7桁存在しない場合は、7桁になるまで上位部にゼロ埋めし7桁にし入力する。その後に、分割番号（A～Zの英字）が存在する場合、入力する。分割番号が存在しない場合△を入力する。 例1 国際登録番号 第<u>2 R 1 2 3 4 5 6 7 A</u>号 ↓ 2 R 1 2 3 4 5 6 7 A 例2 国際登録番号 第<u>1 2 3 4 5 6 7</u>号 ↓ △△ 1 2 3 4 5 6 7 △	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					例 3 国際登録番号 第 <u>1 2 3 4 5 6</u> 号 ↓ △△ 0 1 2 3 4 5 6 △ 例 4 国際登録番号 第 <u>1 2 3 4 5 6 A</u> 号 ↓ △△ 0 1 2 3 4 5 6 A 例 5 国際登録番号 第 <u>R 1 2 3 4 5 6 7 A</u> 号 ↓ △ R 1 2 3 4 5 6 7 A 例 6 国際登録番号 第 <u>R 1 2 3 4 5 6 A</u> 号 ↓ △ R 0 1 2 3 4 5 6 A 例 7 国際登録番号 第 <u>2 R 1 2 3 4 5 6 7 A</u> 号 ↓ 2 R 1 2 3 4 5 6 7 A	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					例 8 国際登録番号 第 <u>2 R 1 2 3 4 5</u> 号 ↓ 2 R 0 0 1 2 3 4 5 △	
1 0	事後指定年月日	8	数字	YYYYMMDD	1. YYYYYMMDDは西暦年月日で実在日である。 (1)YYYYは、西暦である。 (2)MMは、月である。 (3)DDは、日である。 2. 和暦の場合、西暦に変換して入力する。 3. 月及び日が1桁の場合、ゼロ埋めして入力する。 例 1 事後指定年月日 2 0 1 8 年 1 月 8 日 ↓ 2 0 1 8 0 1 0 8 例 2 事後指定年月日 平成 3 0 年 1 月 8 日 ↓ 2 0 1 8 0 1 0 8	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
1 1	指定商品区分	2	数字	NN 0 < NN	1.指定商品区分または指定役務区分の数字のみを入力する。 1 桁の場合は右詰め、および上位桁をゼロ埋めして入力する。 例 1 指定商品及び商品の区分 第<u>3 0</u>類 菓子、パン → 3 0 例 2 指定商品及び商品の区分 第<u>4</u>類 歯磨き → 0 4 例 3 指定役務及び役務の区分 第<u>3 6</u>類 損害保険の引き受け → 3 6	
1 2	発明の数	3	数字	NNN 0 < NNN	1.発明の数または請求項の数を、3 桁に満たない場合は右詰め、および上位桁をゼロ埋めして入力する。 例 1 発明の数 1 0 0 → 1 0 0 例 2 発明の数 1 → 0 0 1	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					例 3 請求項の数 2 0 → 0 2 0	
1 3	登録権利者住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 質権（根質権）、専用（通常）実施権（使用権）以外の移転申請の場合、「項番 5. 2 「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
1 4	登録権利者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 質権（根質権）、専用（通常）実施権（使用権）以外の移転申請の場合、「項番 5. 2 「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
1 5	登録義務者住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 項番 5. 2 「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
1 6	登録義務者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 項番 5. 2 「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
1 7	共有の特約等の事項	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 特記事項のうち、「共有」または「分割／不分割」に関わる契約の記載事項をそのまま入力する。 2. 特記事項のうち、「共有」または「分割／不分割」に関与しないものをそのまま入力する。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					例1 特約 毎年3月31日迄に250,000円を支払う。 ↓ 毎年3月31日迄に250,000円を支払う。	
18	持分			NNNNNMMMMM	1.持分の数字のみを入力する。分子、分母がそれぞれ5桁に満たない場合は右詰め、および上位桁をゼロ埋めする。漢数字の場合は数字に直してから同様に入力する。 例1 持分 <u>10000</u>/<u>50000</u> ↓ 1000050000 例2 持分 <u>1</u>/<u>10</u> → 0000100010 例3 持分 五十分の一 → 0000100050	
	分子	5	数字	0<NNNNN		
	分母	5	数字	0<MMMMM		

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
19	一部放棄に係る項目	MAX 1000		K～K△KK～KK	1.タイトルを含めて以下の様に入力する。 1.1 特許・実用の場合 一部放棄に係る請求項△第1項、第2項 1.2 意匠の場合 一部放棄に係る類似意匠△類似意匠登録第1号、類似意匠登録第2号 1.3 商標の場合 (1)区分≧35の場合 一部放棄に係る指定役務並びに役務の区分△第42類△ソフトウェア (2)区分≦34の場合 一部放棄に係る指定商品並びに商品の区分△第△1類△化学品 (3)放棄する区分の記載がない場合 一部放棄に係る指定商品並びに商品の区分△第△△類△化学品 区分の記載がない場合、区分にはスペースを入力する (4)放棄する指定商品（役務）の区分が複数の場合 放棄する指定商品（役務）の区分があるだけ項目コードから繰り返して入力する。	
	タイトル		漢字	特許・実用 一部放棄に係る請求項 意匠 一部放棄に係る類似意匠 商標 区分≧35の場合 一部放棄に係る指定役務 並びに役務の区分 区分≦34の場合 一部放棄に係る指定商品 並びに商品の区分		
	スペース		漢字	△		
	内容		漢字	特許・実用 第XX項〔、第XX項…〕 意匠 類似意匠登録第XX号〔、 類似意匠登録第XX号…〕 商標 第XX類△KKK～KKK 区分 商品（役務）名		

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	一部放棄に係る項目の 続き				D 0 1 一部放棄に係る指定商品並びに商品の区分 △第△ 1 類△化学品 D 0 1 一部放棄に係る指定役務並びに役務の区分 △第 4 2 類△ソフトウェア (5)特定の区分を全て放棄する場合は、申請書に「全部」 「全指定商品」または「全指定役務」と記載されて いるので、「全部」という文言を入力する。 「指定商品」「指定役務」の記載が無い場合も「全部」 と入力する。 一部放棄に係る指定商品並びに商品の区分 △第△ 1 類△全部	
2 0	実施権等の範囲	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.「専用実施権の範囲」、「専用使用権の範囲」、「通常実 施権の範囲」、「通常使用権の範囲」について入力する。 2.記載内容が(1)地域、(2)期間、(3)内容、の項目に分かれて いる場合、項目「地域」、「期間」、「内容」にそれぞれ データエントリするので、本項目ではデータエントリしな い。 例 1 専用使用権の範囲 地域 日本国内全域 期間 本商標権存続期間中 → 入力しない。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	実施権等の範囲の続き				内容 指定商品 ウイスキー 2.上記以外の場合、そのまま入力する。 例 2 専用使用権の範囲 全部 → 全部	
2 1	対価の額	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.対価の額以外に、「支払方法」、「支払時期」についても記載されている場合は、項目「対価の額又はその支払方法若しくは時期の定め」で入力するので、本項目では入力しない。 例 1 対価 対価の額 年間 3 0 0 万円 支払方法 商標権者が指定する銀行口座へ振込む 支払時期の定め 平成 8 年 1 2 月末日 ↓ 入力しない 例 2 対価 月額 1 1 4 , 0 0 0 円を、存続期間満了になる迄毎月末迄の銀行振り込みとする。 ↓ 入力しない 2.上記以外の場合、金額は‘金 N N ~ N N 通貨単位’の形で入力する。N N ~ N N は数字である。漢数字の場合は数字	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	対価の額の続き				に直してから同様に入力する。 ただし外国通貨単位の場合は、‘金’は入力しない。 例 3 対価の額 <u>900,000円也</u> ↓ 金900000円 例 4 対価の額 <u>金壹千万円</u> → 金10000000円 例 5 対価の額 <u>5000米国ドル</u> ↓ 5000米国ドル 3.項番1、2以外の場合、そのまま入力する。 例 6 対価の額 <u>無償</u> → 無償 例 7 対価の額 実施権者が販売した許諾製品の正味ドル販売高の 2.5% ↓ 実施権者が販売した許諾製品の正味ドル販売高の	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					2. 5%	
2 2	対価の額又はその支払方法若しくは時期の定め	MAX 1000	漢字	△ または K K K ~ K K K	1.対価の額、支払方法、支払時期、の項目に分かれている場合、スペース 1 桁を入力する。（対価の額、支払方法、支払時期は記事（タイトルあり）で入力する。項番 7 3 参照） 例 1 対価の額又はその支払方法若しくは時期の定め 対価の額 年間 3 0 0 万円 支払方法 商標権者指定の銀行口座へ振込む 支払時期の定め 平成 8 年 1 2 月末日 ↓ △ 2.各項目に分かれていないが、記事の中で前記の 3 項目について言及している場合、そのまま入力する。 例 2 対価の額 月額 1 1 4, 0 0 0 円を、存続期間満了になる迄毎月末迄の銀行振り込みとする。 ↓ 月額 1 1 4, 0 0 0 円を、存続期間満了になる迄毎月末迄の銀行振り込みとする。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
2 3	担保すべき債権の範囲の定め	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.そのまま入力する。 例 1 担保すべき債権の 製版・印刷・製本等継続的商取引 範囲の定め ↓ 製版・印刷・製本等継続的商取引	
2 4	特約事項	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.何も入力しない。	
2 5	債権額	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 債権額が日本円の場合、‘金NN～NN円’の形で入力する。NN～NNは数字である。漢数字の場合も数字で入力する。 例 1 債権額 金 5 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円 ↓ 金 5 0 0 0 0 0 0 0 円 例 2 債権額 金 壹 億 五 千 万 円 ↓ 金 1 5 0 0 0 0 0 0 0 円	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	債権額の続き				2. 債権額が日本円以外の場合、‘NN～NN通貨単位’の形で入力する。NN～NNは数字である。漢数字の場合も数字で入力する。 例3 債権額 <u>500,000米ドル</u> ↓ 500000米ドル	
26	弁済期	MAX 1000	漢字	KKK～KKK	1. 和暦で記載されている場合、そのまま入力する。 例1 弁済期 平成25年1月1日より平成34年12月 31日迄10年間 ↓ 平成25年1月1日より平成34年12月 31日迄10年間 2. 西暦で記載されている場合、和暦に変換して入力する。 例2 弁済期 2016年1月1日より2025年12月 31日迄10年間 ↓ 平成28年1月1日より平成37年12月 31日迄10年間	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
27	利息の定め	MAX 1000	漢字	KKK～KKK	1.そのまま入力する。 例1 利息の定め 年8.0% → 年8.0%	
28	存続期間	MAX 125	漢字	KKK～KKK	1. 和暦で記載されている場合、そのまま入力する。 例1 存続期間 平成26年2月2日から平成31年2月 1日迄 ↓ 平成26年2月2日から平成31年2月 1日迄 2.西暦で記載されている場合、和暦に変換して入力する。 例2 存続期間 2010年2月2日から2019年2月 1日迄 ↓ 平成22年2月2日から平成31年2月 1日迄	
29	確定期日の定め	MAX	漢字	KKK～KKK	1.そのまま入力する。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
		125				
3 0	違約金若しくは賠償の額	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.項目のタイトルが「違約金若しくは賠償の額」の場合、内容をそのまま入力する。 例 1 違約金若しくは賠償の額 元金又は利息の支払を延滞した場合には延滞期間中年 1 4 %の割合による延滞損害金を支払う。 ↓ 元金又は利息の支払を延滞した場合には延滞期間中年 1 4 %の割合による延滞損害金を支払う。 2.違約金、賠償金に関する項目で、タイトルが上記以外の場合、‘タイトル△内容’の形式で入力する。 例 2 違約金の定め 元金又は利息の支払を延滞した場合には延滞期間中年 1 4 %の割合による延滞損害金を支払う。 ↓ 違約金の定め△元金又は利息の支払を延滞した場合には延滞期間中年 1 4 %の割合による延滞損害金を支払う。 例 3	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					延滞利息 年14% → 延滞利息△年14%	
31	質権の定め	MAX 1000	漢字	KKK～KKK	1.そのまま入力する。	
32	一部譲渡債権額 (一部代位弁済債権額)	MAX 1000	漢字	KKK～KKK	1. 一部譲渡債権額が日本円の場合、‘金NN～NN円’の形で入力する。NN～NNは数字である。漢数字の場合も数字で入力する。 例1 一部譲渡債権額 <u>金500,000,000円</u> ↓ 金500000000円 例2 一部譲渡債権額 <u>金壹億五千万円</u> ↓ 金150000000円 2.一部譲渡債権額が日本円以外の場合、‘NN～NN通貨単位’の形で入力する。NN～NNは数字である。漢数字の場合も数字で入力する。 例3 一部譲渡債権額 <u>500,000米ドル</u> ↓ 500000米ドル	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
3 3	国籍・地域			x x K K K ~ K K K	1.付録の国籍・地域コードテーブル一覧を基に、記載された国籍・地域に対応する国籍・地域コードを特定し、国籍・地域コードのみ入力する。 例 1 国籍・地域 アメリカ合衆国 → U S 2.記載された国籍・地域に対応する国籍・地域コードが存在しない場合 国籍・地域コードに‘X X’、国籍・地域名に記載内容をそのまま入力する。 例 2 国籍・地域 オランダ国領アンチル ↓ X Xオランダ国領アンチル 3.住所(居所)及び氏名(名称)欄より、外国在住と判断できる場合であって、国籍・地域の記載がない場合は、住所(居所)の欄に記載された国と同位置の国籍・地域を上記項番 1.又は 2. の要領で入力する。	
	国籍・地域コード	2	英字	A ≤ x ≤ Z		
	国籍・地域名	MAX 100	漢字			

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	国籍・地域の続き				例 3 住所 オーストラリア国ウイーンエリザベートシュトラッセ 12 氏名 フェラニヒテ エーデルシュタール アクチエンゲルシャフト ↓ AU 4.住所(居所)が外国かつ日本人の場合、国籍・地域は日本(‘JP’)を設定する。(「在外邦人」と呼称する。)	
3 4	指定商品名	MAX 6000	漢字	KKK~KKK	1.指定商品名又は指定役務名に「全部」，「全指定商品」または「全指定役務」と記載されている場合、「全部」という文言を入力する。 例 1 指定商品並びに商品の区分 △第△1類△<u>全指定商品</u> → 全部 2.上記以外の場合，指定商品名又は指定役務名をそのまま入力する。 例 1 指定商品並びに商品の区分 第4類 <u>歯磨き</u> → 歯磨き	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					例 2 指定役務並びに役務の区分 第 3 6 類 <u>損害保険の引受</u> → 損害保険の引受 例 3 指定商品並びに商品の区分 第 1 7 類 <u>被服, 布製身回品, 寝具類</u> ↓ 被服, 布製身回品, 寝具類	
3 5	権利の表示	MAX1 000	漢字	K K K ~ K K K	1.当該権利自身を示す順位番号および権利名称を、スペースを含む場合は除いて入力する。 例 1 権利の表示 <u>順位第一番 専用使用権</u> 専用使用権の範囲 地域 日本国全域 期間 本商標権存続期間中 範囲 指定商品全部 ↓ 順位第一番専用使用権	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	権利の表示の続き				例 2 権利の表示 乙区順位第 2 番専用実施権に設定された <u>丙区順位第 2 番通常実施権</u> ↓ 丙区順位第 2 番通常実施権 (当該権利自身を示す順位番号および権利名称) 2.権利の表示が必須項目であるのに権利の表示の項が無い 場合で、申請書タイトルその他により当該権利の順位番号 及び権利名称を特定できる場合は、それを基にして入力す る。 例 3 質権の目的たる権利の表示 (1)特許第 7 6 5 4 3 2 1 号 (2)特許第 7 6 5 4 3 2 1 号の<u>順位第一番質権</u> ↓ 順位第一番質権	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	権利の表示の続き				例 4 (順位第 1 番専用実施権についての<u>順位第 1 番通常実施権</u>を目的とする) 根質権設定登録申請書 ↓ 順位第 1 番通常実施権 (当該権利自身を示す順位番号および権利名称)	
3 6	申請人住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 双方申請の場合は登録義務者住所、単独申請の場合は申請人住所を項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
3 7	申請人氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 双方申請の場合は登録義務者氏名、単独申請の場合は申請人氏名を項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
3 8	代理人識別番号	9	数字	N N N N N N N N N	1. 番号が 9 桁の場合、 () をはずして、番号のみを入力する。 例 1 (<u>11111111</u>) 弁理士 特許代次郎 ↓ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2. 番号が 9 桁以外の場合、入力しない。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
39	郵便番号	7	数字	NNNNNNN	1.代理人識別番号が記載されていない場合のみ、代理人の郵便番号を数字のみ入力する。数字のみの桁数が7桁に満たない場合は左詰め、および下位桁をスペースで埋める。 例1 代理人 〒<u>100-1001</u> 住所 東京都千代田区丸の内XX番XX号 氏名 特許代次郎 ↓ 1001001 例2 代理人 〒<u>100-11</u> 住所 東京都千代田区霞ヶ関XX番XX号 氏名 出願代次郎 ↓ 10011△△ 2.代理人識別番号および郵便番号が無い場合は、何も入力しない。 例3 代理人 住所 東京都千代田区霞ヶ関XX番XX号 氏名 出願代次郎 ↓ パンチ不要	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
4 0	代理人住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.嘱託書、通知書以外で、代理人識別番号が記載されていない場合、項番5．2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。 例1 代理人 〒100-1001 住所 <u>東京都千代田区丸の内XX番XX号</u> 氏名 (11111111) 特許代次郎 ↓ 入力しない（代理人識別番号がある為） 2.嘱託書および通知書の場合、嘱託人または通知人の所属する機関（裁判所、法務局等）の住所を調査し、項番4．3「特殊申請書の可変部入力指示」に従い、入力する。	
4 1	代理人氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.嘱託書、通知書以外で、代理人識別番号が記載されていない場合、項番5．2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。 例1 代理人 〒100-1001 住所 東京都千代田区丸の内XX番XX号 氏名 (11111111) <u>特許代次郎</u> ↓	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	代理人氏名の続き				入力しない（代理人識別番号がある為） 2.嘱託書および通知書の場合、嘱託人または通知人の氏名の 前をスペース 1 桁で区切り、その他のスペースは除いて 入力する。 例 2 大阪地方裁判所第一民事部 裁判所書記官 嘱託 人三郎 ↓ 大阪地方裁判所第一民事部裁判所書記官△嘱託人三郎 例 3 東京法務局新宿出張所 登記官 通知 人三郎 ↓ 東京法務局新宿出張所登記官△通知人三郎	
4 2	地域	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.そのまま入力する。 例 1 専用使用権の範囲 地域 <u>日本国全域</u> 期間 本商標権存続期間中 範囲 指定商品全部 ↓	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					日本国全域	
4 3	期間	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.そのまま入力する。 例 1 専用使用権の範囲 地域 日本国全域 期間 <u>本商標権存続期間中</u> 範囲 指定商品全部 ↓ 本商標権存続期間中	
4 4	内容	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.そのまま入力する。 例 1 専用使用権の範囲 地域 日本国全域 期間 本商標権存続期間中 範囲 <u>指定商品全部</u> → 指定商品全部	
4 5	債務者住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
4 6	債務者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
4 7	管理人住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
4 8	管理人氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
4 9	債権極度額	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1. 債権極度額が日本円の場合、‘金NN～NN円’の形で入力する。NN～NNは数字である。漢数字の場合も数字で入力する。 例 1 債権極度額 <u>金 5 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円</u> ↓ 金 5 0 0 0 0 0 0 0 0 円 例 2 債権極度額 <u>金 壹 億 五 千 万 円</u> ↓ 金 1 5 0 0 0 0 0 0 0 円 2. 債権極度額が日本円以外の場合、‘NN～NN通貨単位’の形で入力する。NN～NNは数字である。漢数字の場合も数字で入力する。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	債権極度額の続き				例 3 債権極度額 <u>500,000</u> 米ドル ↓ 500000米ドル	
50	嘱託人	MAX1 000	漢字	KKK～KKK	1.嘱託者の記述から、所属部課名及び氏名を除いて入力する。 例 1 <u>大阪地方裁判所第一民事部</u> <u>裁判所書記官</u> 嘱託 人三郎 ↓ 大阪地方裁判所裁判所書記官	
51	通常実施権者住所	MAX 1000	漢字	KKK～KKK	1.通常実施権に関する移転申請の場合、登録権利者住所を項番5.2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
52	通常実施権者氏名	MAX 1000	漢字	KKK～KKK	1.通常実施権に関する移転申請の場合、登録権利者氏名を項番5.2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
53	通常使用権者住所	MAX 1000	漢字	KKK～KKK	1.通常使用権に関する移転申請の場合、登録権利者住所を項番5.2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
5 4	通常使用権者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.通常使用権に関する移転申請の場合、登録権利者氏名を項番5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
5 5	専用実施権者住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.専用実施権に関する移転申請の場合、登録権利者住所を項番5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
5 6	専用実施権者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.専用実施権に関する移転申請の場合、登録権利者氏名を項番5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
5 7	専用使用権者住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.専用使用権に関する移転申請の場合、登録権利者住所を項番5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
5 8	専用使用権者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.専用使用権に関する移転申請の場合、登録権利者氏名を項番5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
5 9	受託者住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.項番5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
6 0	受託者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.項番5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
6 1	債権者住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.項番5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
6 2	債権者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.項番5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
6 3	連帯債務者住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
6 4	連帯債務者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
6 5	質権者住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.質権に関する移転申請の場合、登録権利者住所を項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
6 6	質権者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.質権に関する移転申請の場合、登録権利者氏名を項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
6 7	根質権者住所	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.根質権に関する移転申請の場合、登録権利者住所を項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
6 8	根質権者氏名	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.根質権に関する移転申請の場合、登録権利者氏名を項番 5. 2「氏名・住所に関する原簿更正記事情報抽出仕様書」に従い、入力する。	
6 9	目的たる権利番号				1. 目的たる権利番号の記載が登録番号形式の場合。 1.1 特許・実用新案・意匠の場合。 先頭に四法及びハイフンを付与し、登録番号の数字のみ入力する。登録番号が7桁に満たない場合は右詰め、および上位桁をゼロ埋めして入力する。	
	特許・実用新案・意匠			N - N N N N N N N		
	四法	1	数字	$1 \leq N \leq 3$		
	ハイフン	1	英字	—		
	特許（登録）番号	7	数字	$0 < N N N N N N N$		

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					例1 特許番号 <u>特許第1234567号</u> ↓ 1-1234567 例2 <u>特許番号</u> <u>0123456</u> ↓ 1-0123456 例3 <u>実用新案登録番号</u> <u>第12345号</u> ↓ 2-0012345 例4 <u>意匠登録番号</u> <u>第1、234、567号</u> ↓ 3-1234567	
	商標			4-NNNNNNNN [-M~M]	1.2 商標の場合。	
					(1)登録番号部分については前記と同様に入力する	
	四法	1	数字	4		
	ハイフン	1	英字	-		
	登録番号	7	数字	0<NNNNNNN	(2)分割番号が存在しない場合、登録番号部分のみ入力する。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	ハイフン 分割番号	1 MAX	英字 数字	— M= 1 or 2	(3)分割番号が存在する場合、分割番号の前に‘—’を付加し、数字のみを、記載されている桁数分左詰めで入力する。	
	目的たる権利番号の続き	3 1			例 5 商標登録番号 商標第 1 2 3 4 号<u>の 1 の 2 の 1</u> ↓ 4－0 0 0 1 2 3 4－<u>1 2 1</u> 例 6 商標登録番号 商標第 1 2 3 4 号<u>－ 1 2 1</u> ↓ 4－0 0 0 1 2 3 4－<u>1 2 1</u> 2. 目的たる権利番号の記載が登録番号形式以外のものを含む場合、登録番号形式のもののみ入力する。 登録番号形式以外のものは入力しない。（記事（タイトル無し）で、入力する。項番 7 4 参照） 例 7 質権の目的たる (1)特許第<u>1 2 3 4 5 6 7</u>号 権利の表示 (2)特許第 1 2 3 4 5 6 7 号について 設定した順位第一番通常実施権 ↓	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					1 - 1 2 3 4 5 6 7 3. 目的たる権利番号の記載が登録番号形式以外の場合、スペース 1 桁を入力する。（記事（タイトル無し）で、入力する。項番 7 4 参照） 例 8 質権の目的たる (1)特許第 1 2 3 4 5 6 7 号について 権利の表示 設定した順位第一番通常実施権 ↓ △	
	目的たる権利番号の続き 目的たる権利番号が 国際商標の場合 四法 ハイフン 更新回数 登録番号 分割番号	1 1 2 7 1	数字 英字 英数 数字 英字	6 - L L M M M M M M M N 又は 6 - L L M M M M M M M N Y Y Y M M D D N = 6 — L L M M M M M M M N	4. 目的たる権利番号の記載が国際登録番号形式の場合。 4.1 国際商標の場合。 先頭に四法種別 ‘6’ 及びハイフン ‘—’ を付与し更新回数、登録番号、分割番号を入力する。事後指定年月日が存在する場合、ハイフン ‘—’ を付与し、続けて入力する。 ※更新回数、登録番号、分割番号、事後指定年月日の入力形式は『項番 9 「国際登録番号」、項番 1 0 「事後指定年月日」』の入力形式に準ずる。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	ハイフン 事後指定年月日	1 8	英字 数字	— Y Y Y Y M M D D	例 1 国際登録番号 第 <u>2 R 1 2 3 4 5 6 7 A</u> 号 ↓ 6 — 2 R 1 2 3 4 5 6 7 A 例 2 国際登録番号 第 <u>R 1 2 3 4 5 6 7 A</u> 号 ↓ 6 — △ R 1 2 3 4 5 6 7 A 例 3 国際登録番号 第 <u>1 2 3 4 5 6</u> 号 ↓ 6 — △ △ 0 1 2 3 4 5 6 7 △ 例 4 国際登録番号 第 <u>2 R 1 2 3 4 5 6 7 A</u> 号 事後指定 年月日 2 0 0 1, 1, 1 0 ↓ 6 — 2 R 1 2 3 4 5 6 7 A — 2 0 0 1 0 1 1 0 例 5 国際登録番号 第 <u>1 2 3 4 5</u> 号 事後指定年月日 2 0 0 1, 1, 1 0 ↓ 6 — △ △ 0 0 1 2 3 4 5 △ — 2 0 0 1 0 1 1 0	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
7 0	通知人	MAX 1000	漢字	K K K ~ K K K	1.通知書登記官の記述から、所属部課名及び氏名を除いて入力する。 例 1 <u>東京法務局新宿出張所</u> <u>登記官</u> 通知 人三郎 ↓ 東京法務局新宿出張所登記官	
7 1	登録免許税	MAX 1 5	数字	N N N ~ N N N	1. 登録免許税の欄に金額が記載されている場合、もしくは送付票に登録免許税の額が記載されている場合は、数字のみを記載されている桁数分左詰めで入力する。漢数字の場合は数字に直してから同様に入力する 例 1 登録免許税 金<u>5, 0 0 0</u>円 → 5 0 0 0 例 2 登録免許税 金<u>壹千</u>円 → 1 0 0 0 例 3 登録免許税 金<u>1 万 8 千</u>円 → 1 8 0 0 0 2. 登録免許税が 2 つ以上に分割して記載されている場合は総計を上記と同様に入力する。 例 4 登録免許税 移 転 分 <u>1 5, 0 0 0</u>円 信託抹消分 <u>1, 0 0 0</u>円	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	登録免許税の続き				↓ 1 6 0 0 0 例 5 登録免許税 移 転 分 <u>壹万五</u>千円 信託抹消分 <u>壹千</u>円 ↓ 1 6 0 0 0 3. 登録免許税の欄に金額の記載が無い、または登録免許税の欄そのものが無い場合、かつ印紙が貼付されていない場合は‘0’を入力する。 例 6 登録免許税 登録免許税法第7条の規定により<u>非課税</u> ↓ 0 4.登録免許税の欄が無くても、印紙が貼付されている場合は貼付されている印紙の合計金額の数字のみを左詰めで入力する。	
7 2	外何名	MAX 1 4	漢字	K K K ~ K K K	1.「外X～X名」の形式で左詰めで入力する。 X～Xは、以下の要領で編集する。 1.1 双方申請の場合。	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	外何名の続き				登録義務者が複数存在する場合、登録義務者数から 1 マイナスした数。 例 1 申請人（登録権利者） 氏名 権利 一郎 申請人（登録義務者） → 外 2 名 氏名 <u>義務</u> 一郎 氏名 <u>義務</u> 二郎 氏名 <u>義務</u> 三郎 1.2 単独申請の場合。 申請人が複数存在する場合、申請人数から 1 マイナスした数。 例 2 申請人（登録権利者） 氏名 <u>権利</u> 一郎 氏名 <u>権利</u> 二郎 → 外 1 名 登録義務者 氏名 義務 一郎 例 3 登録権利者 氏名 権利 一郎 申請人（登録義務者） → 外 2 名 氏名 <u>義務</u> 一郎	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
					氏名 <u>義務 二郎</u> 氏名 <u>義務 三郎</u>	
7 3	信託番号	5	数字	NNNNN	1.信託登録申請書副本に、特許庁職員により信託番号が付与されている場合、右詰め及び前をゼロ埋めして入力する。 例 1 信託番号 1 0 0 → 0 0 1 0 0	
7 4	目的（タイトル）	MAX 250	漢字	【KKK～KKK】	1.特殊申請（移転コード：x x x 9 9）の場合に入力する。 2.移転申請書上の「登録の目的」の項の記載により、一意の文言を【XXXX】の形で入力する。 (詳細は付録6 参照) 例 1 登録の目的 順位第3 番専用実施権の移転の仮登録 _____ → 【専用実施権の移転の仮登録】	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
7 5	記事（タイトルあり）	MAX 6000		K～K△K K K～K K K	1.本一覧表に規定した項目に当てはまらない項目のうち、項目名称を持つ項目を、入力する。 例 1 対価の額、支払方法、支払時期、が別項目に分かれている場合、1項目毎に1記事（タイトルあり）で入力する。 対価の額又はその支払方法若しくは時期の定め 対価の額 年間300万円 支払方法 商標権者指定の銀行口座へ振込む 支払時期の定め 平成30年12月末日 ↓ <u>対価の額△年間300万円</u> 記事（タイトルあり） <u>支払方法△商標権者指定の銀行口座へ振込む</u> 記事（タイトルあり） <u>支払時期の定め△平成30年12月末日</u> 記事（タイトルあり） 2. 本項目は移転申請書の種類により、多くのパターンが存在する。詳細については項目コード付与基準（項番4）を参照のこと。	
	項目名称	任意	漢字			
	スペース	1	△			
	記事	任意	漢字			
7 6	記事（タイトルなし）	MAX 6000	漢字	K K K～K K K	1.本一覧表に規定した項目に当てはまらない項目のうち、項目名称を持たない項目をそのまま入力する。 例 1 目的たる権利番号の記載が登録番号形式以外のものを含む場合、登録番号形式以外のものを権利単位に1つの	

項番	項目名称	桁数	使用文字	入力形式	入力要領	備考
	記事（タイトルなし）の 続き				記事（タイトルなし）にて項番等の表示を削除し、下記のように入力する。 （権利の表示が複数存在する場合は、記事（タイトルなし）の項目を繰り返し入力する。） 質権の目的たる 権利の表示 (1)特許第 1 2 3 4 5 6 7 号 (2)特許第 1 2 3 4 5 6 7 号について 設定した順位第一番通常実施権 ↓ 特許第 1 2 3 4 5 6 7 号について設定した順位第一番 通常実施権 2. 本項目は移転申請書の種類により、多くのパターンが存在する。詳細については項番 4 「項目コード付与基準」を参照のこと。	

表 6. 2. 3-1 移転申請形態一覧

移転申請書の記載事項のパターンより、移転申請形態を判断する。

項番	移転コード	記載事項	移転申請形態	入力要領	備考
1	X 3 1 1 1	例 1	承継人による単独申請	1	
	X 3 1 1 5	被承継人の表示			
	X X 2 1 1	申請人（承継人）			
	X X 2 1 5	例 2			
	X X 3 1 1	被承継人の表示			
	X X 3 1 5	申請人（承継人）			
	X X 3 4 5	代理人			
	X 3 1 2 1				
	X 3 1 2 2				
	X X 2 2 5				
	X X 2 2 6				
	X X 3 2 5				
	X X 3 2 6				
	X X 3 2 7				
	X X 3 2 8				
2	X 3 1 1 3	例 1	双方申請	3	

項番	移転コード	記載事項	移転申請形態	入力要領	備考
	X 3 1 1 4 X 3 1 1 7 X 3 1 1 8 X 3 G 9 9 X X 2 0 1 X X 2 1 3 X X 2 1 4 X X 2 1 7 X X 2 1 8 X X 2 2 1 X X 3 0 3	申請人（登録権利者） 申請人（登録義務者） 例 2 申請人（登録権利者） 申請人（登録義務者） 代理人 例 3 申請人（登録権利者） 代理人 申請人（登録義務者） 代理人	双方申請	3	
	XX 3 0 4 XX 3 1 3 XX 3 1 4 XX 3 1 7 XX 3 1 8 XX 3 2 1 XX 8 0 3 4 1 T 0 1	例 4 申請人（登録権利者） 登録義務者 例 5 申請人（登録権利者） 登録義務者 代理人 例 6 登録権利者 申請人（登録義務者） 例 7 登録権利者	登録権利者による単独申請 登録義務者による単独申請	1 2	

項番	移転コード	記載事項	移転申請形態	入力要領	備考
		申請人（登録義務者） 代理人			
3	X X 2 3 0 X X 3 3 0 x x 3 3 3	例 1 申請人（登録権利者，受託者） 申請人（登録義務者，委託者） 例 2 申請人（登録権利者，受託者） 申請人（登録義務者，委託者） 代理人	双方申請	3	
		例 3 申請人（登録権利者，受託者） 代理人 申請人（登録義務者，委託者） 代理人	双方申請	3	
		例 4 申請人（登録権利者，受託者） 委託者 例 5 申請人（登録権利者，受託者） 委託者 代理人	受託者による単独申請	1	

項番	移転コード	記載事項	移転申請形態	入力要領	備考
4	X 3 1 3 1 X X 2 3 1 X X 3 3 1 x x 3 3 4	例 1 申請人（登録権利者，受託者） 申請人（登録義務者，委託者） 例 2 申請人（登録権利者，受託者） 申請人（登録義務者，委託者） 代理人	双方申請	3	
4		例 3 申請人（登録権利者，受託者） 代理人 申請人（登録義務者，委託者） 代理人 例 4 登録権利者（受託者） 申請人（登録義務者，委託者） 例 5 登録権利者（受託者）	双方申請 受託者による単独申請	3 1	

項番	移転コード	記載事項	移転申請形態	入力要領	備考
		申請人（登録義務者，委託者） 代理人			
5	X 3 1 3 2 X X 2 3 2 X X 3 3 2 x x 3 3 5	例 1 申請人（登録権利者，委託者，受益者 又は譲受人） 申請人（登録義務者，受託者） 例 2 申請人（登録権利者，委託者，受益者 又は譲受人） 申請人（登録義務者，受託者） 代理人	双方申請	3	
		例 3 申請人（登録権利者，委託者，受益者 又は譲受人） 代理人 申請人（登録義務者，受託者） 代理人	双方申請	3	

項番	移転コード	記載事項	移転申請形態	入力要領	備考
		例 4 申請人（登録権利者，委託者，受益者 又は譲受人） 登録義務者（受託者） 例 5 申請人（登録権利者，委託者，受益者 又は譲受人） 登録義務者（受託者） 代理人	委託者による単独申請	1	
6	X 7 4 2 1	例 1 特許権者の表示 申請人（特許管理人）	管理人による単独申請	1	基本形 X X 権者の表示 申請人（X X 管理人）
7	X 7 4 2 2	例 1 商標管理人の表示 申請人（商標権者）	登録権利者による単独申請	1	基本形 X X 管理人の表示 申請人（X X 権者）

項番	移転コード	記載事項	移転申請形態	入力要領	備考
8	XX5XX XX6XX 表示変更 および 表示更正 移転申請書	例1 申請人 例2 申請人 代理人	登録名義人による単独申請	1	
9	XX801 XX802 XX805 42805	例1 申請人（商標権者） 例2 申請人（意匠権者） 代理人	登録権利者による単独申請	1	基本形 申請人（XX権者）
		例3 申請人 例4 申請人 代理人	登録権利者による単独申請	2	
10	41L88	例1 申請人（商標権者） 例2 申請人（商標権者） 代理人	商標権者による単独申請	1	基本形 商標権者
11	X3F99	例1	嘱託人による単独申請	1	「嘱託者」の項目名称

項番	移転コード	記載事項	移転申請形態	入力要領	備考
		登録権利者 登録義務者 嘱託者 例 2 嘱託者 債権者＝登録権利者			は無い場合もある。
1 2	XXJ99 XXK99	例 1 嘱託者 登録名義人＝登録権利者	嘱託人による単独申請	1	「嘱託者」の項目名称 は無い場合もある。
1 3	XXL99	例 1 申請人 例 2 申請人 代理人	申請人による単独申請	1	
		例 3 嘱託者 登録名義人＝登録権利者	嘱託人による単独申請	1	
1 4	XXI99	例 1 通知人	通知人による単独申請	1	「通知人」の項目名称 は無い場合もある。

項番	移転コード	記載事項	移転申請形態	入力要領	備考
15	41T02	例1 申請人（商標権者） 例2 申請人（商標権者） 代理人	商標権者による単独申請	1	

6. 5 データチェック基準

一申請書（ファイルID）単位にデータチェックを行う。

6. 5. 1 申請書受入ファイル固定部データチェック

項番	項 目 名	桁数	属性	内 容
1	ファイルID	6	N	1. ‘RLI001’ であること。
2	移転コード	5	N	1. 移転コードテーブルまたは特殊移転コードテーブルに存在すること。
3	受付年月日	7	N	1. 以下の形式であること。 GYYMMDD (1) $1 \leq G \leq 5$ であること。YYは和暦年、MMは月、DDは日を示す数字であること。 2. 実在日であること。
4	受付番号	8	N	1. 以下の形式であること。 NNNNNN-M (1) NNNNNNはオールゼロ以外の数字であること。 (2) M（枝番）が存在する（スペース以外である）場合は7桁目が‘-’で、かつM（枝番）は1～9またはA～Zであること。 (3) Mが存在しない（スペースである）場合は、7桁目もスペースであること。
5	併合申請の有無	1	N	1. ゼロまたは‘1’であること。
6	出直識別	1	N	1. ゼロまたは‘1’または‘2’であること。
7	移転申請形態	1	N	1. ‘1’または‘2’または‘3’であること。

6. 5. 2 通常申請時の可変部データチェック

項番	項 目 名	アイテムID	桁数	属性	内 容
1	特許番号	0 0 1	7	N	1. オールゼロ以外の数字であること。
2	登録番号	0 0 2	MAX 3 9	N	1. 7桁以上であること。 2. 以下の形式であること。 NNNNNNNN-MMM.....MMM (1) NNNNNNNNはオールゼロ以外の数字であること。 (2) 9桁以上の場合、8桁目は‘-’であること。 (3) 9桁以上の場合、Mは1または2であること。
3	指定商品区分	0 1 0	2	N	1. 0 < NN の数字であること。
4	発明の数	0 1 1	3	N	1. 0 < NNN の数字であること。
5	登録権利者住所	0 1 9	MAX 1000	N	1. 特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
6	登録権利者氏名	0 2 0	MAX 1000	N	1. 特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
7	登録義務者住所	0 2 1	MAX 1000	N	1. 特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
8	登録義務者氏名	0 2 2	MAX 1000	N	1. 特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
9	信託番号	0 2 3	5	N	1. 0 < NNNNN の数字であること。
10	共有の特約等の事項	0 2 4	MAX 1000	N	1. 特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）

項番	項 目 名	アイテムID	桁数	属性	内 容
1 1	持分	0 2 5	1 0	N	1.以下の形式であること。 NNNNNNMMMM (1)0 < NNNNNN及び0 < MMMMMの数字であること。
1 2	一部放棄に係る項目	0 4 0	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6．1 原簿更正記事情報作成処理 全体に関する事項の3．参照）
1 3	記事（タイトルあり）	0 4 3	MAX 6000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6．1 原簿更正記事情報作成処理 全体に関する事項の3．参照）
1 4	記事（タイトルなし）	0 4 4	MAX 6000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6．1 原簿更正記事情報作成処理 全体に関する事項の3．参照）
1 5	実施権等の範囲	0 4 5	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6．1 原簿更正記事情報作成処理 全体に関する事項の3．参照）
1 6	対価の額	0 4 6	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6．1 原簿更正記事情報作成処理 全体に関する事項の3．参照）
1 7	対価の額又はその支払方法 若しくは時期の定め	0 4 7	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6．1 原簿更正記事情報作成処理 全体に関する事項の3．参照）
1 8	担保すべき質権の範囲の定め	0 5 0	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6．1 原簿更正記事情報作成処理 全体に関する事項の3．参照）
1 9	特約事項	0 5 1	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6．1 原簿更正記事情報作成処理 全体に関する事項の3．参照）
2 0	債権額	0 5 2	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6．1 原簿更正記事情報作成処理 全体に関する事項の3．参照）
2 1	登録免許税	0 5 8	MAX 1 5	N	1.数字であること。

項番	項 目 名	アイテムID	桁数	属性	内 容
2 2	弁済期	0 5 9	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
2 3	利息の定め	0 6 0	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
2 4	存続期間	0 6 4	MAX 250	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
2 5	確定期日の定め	0 6 5	MAX 250	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
2 6	違約金若しくは賠償の額	0 6 6	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
2 7	質権の定め	0 6 7	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
2 8	一部譲渡債権額（一部代位弁済債権額）	0 6 9	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
2 9	国籍・地域	0 7 0	MAX 102	N	1.以下の形式であること。 x x または x x KKK……KKK (1) x x は英字であること。KKK……KKKは漢字またはカナ文字または英数字であること。 (2) x x が ‘X X’（無国籍）の場合 ①KKK……KKKが存在すること。

項番	項 目 名	アイテムID	桁数	属性	内 容
	国籍・地域の続き				(3) x x が ‘X X’ 以外の場合 ① x x が国籍・地域コードテーブルに存在すること。 ② K K K …… K K K はデータの有無に関わらず無視する。
3 0	指定商品名	0 7 2	MAX 6000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
3 1	権利の表示	0 7 7	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
3 2	申請人住所	0 7 8	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
3 3	申請人氏名	0 7 9	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
3 4	代理人表示		—	—	1.代理人識別番号がスペースでない場合、代理人識別番号のみチェックする。 2.上記以外の場合、郵便番号、代理人住所、代理人氏名をチェックする。
	代理人識別番号	項目コード X 0 1 または X 0 5	9	N	1.数字であること。
	郵便番号	項目コード X 0 1 または X 0 5	7	N	1.3 桁、5 桁、7 桁の数字であること。 2.数字が7 桁に満たない場合、下位桁はスペースであること。

項番	項 目 名	アイテムID	桁数	属性	内 容
3 6	代理人住所	項目コード X 0 1 または X 0 5	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
3 7	代理人氏名	項目コード X 0 1 または X 0 5	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
3 8	地域	0 8 1	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
3 9	期間	0 8 2	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
4 0	内容	0 8 3	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
4 1	債務者住所	0 8 4	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
4 2	債務者氏名	0 8 5	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
4 3	管理人住所	0 9 0	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
4 4	管理人氏名	0 9 1	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）

項番	項 目 名	アイテムID	桁数	属性	内 容
4 5	目的たる権利番号	0 9 6	1 1 又は MAX 4 3	N	1.特許・実用・意匠・商標の場合、以下のいずれかの形式であること。 特許第NNNNNNNN号 実用第NNNNNNNN号 意匠第NNNNNNNN号 商標第NNNNNNNN号－MMM・……・MMM (1)NNNNNNNNはオールゼロ以外の数字であること。 (2)商標の場合 (a) 1 3桁以上の場合、1 2桁目が‘－’であること。 (b) 1 3桁以上の場合、Mは1 または2 であること 2.国際商標の場合、以下のいずれかの形式であること。 国際登録第L L M M M M M M M M N 号 国際登録第L L M M M M M M M M N 号－事後指定年月日Y Y Y Y M M D D (1)L Lは、△△、△R、2 R であること。 (2)M M M M M M M Mは、オールゼロ以外の数字であること。 (3)Nは、△またはA～Zの英字であること。 (4)事後指定年月日がある場合、1 9桁であること。 (5)1 9桁の場合、1 1桁目は‘－’ であること。 (6)Y Y Y Yは、西暦であること。 (7)M Mは、月（0 1～1 2） であること。 (8)D Dは、日（0 1～3 1） であること。
4 6	指定商品又は指定役務の区分	1 0 4	2	N	1. 0 < NN であること。
4 7	指定役務名	1 2 5	MAX 6000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6． 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3． 参照）

項番	項 目 名	アイテムID	桁数	属性	内 容
4 8	債権極度額	1 2 6	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
4 9	嘱託人	1 2 9	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
5 0	通常実施権者住所	1 3 0	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
5 1	通常実施権者氏名	1 3 1	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
5 2	通常使用権者住所	1 3 2	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
5 3	通常使用権者氏名	1 3 3	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
5 4	専用実施権者住所	1 3 4	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
5 5	専用実施権者氏名	1 3 5	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
5 6	専用使用権者住所	1 3 6	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
5 7	専用使用権者氏名	1 3 7	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
5 8	受託者住所	1 3 8	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）

項番	項 目 名	アイテムID	桁数	属性	内 容
5 9	受託者氏名	1 3 9	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
6 0	債権者住所	1 4 0	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
6 1	債権者氏名	1 4 1	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
6 2	連帯債務者住所	1 4 2	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
6 3	連帯債務者氏名	1 4 3	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
6 4	質権者住所	1 4 6	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
6 5	質権者氏名	1 4 7	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
6 6	根質権者住所	1 4 8	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
6 7	根質権者氏名	1 4 9	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
6 8	国際登録番号	1 6 2	1 0	N	1.以下のいずれかの形式であること。 国際登録番号 第 LLMMMMMMMN 号 (1)LLは、△△、△R、2 Rであること。 (2)MMMMMMMは、オールゼロ以外の数字であること。 (3)Nは、△又はA～Zの英字であること。

項番	項 目 名	アイテムID	桁数	属性	内 容
6 9	事後指定年月日	1 6 3	8	N	1. オールゼロ以外の数字であること。 2. 以下の形式であること。 Y Y Y Y M M D D (1) Y Y Y Y は、西暦であること。 (2) M M は、月（0 1 ～ 1 2）であること。 (3) D D は、日（0 1 ～ 3 1）であること。

6. 5. 3 特殊申請時の可変部データチェック

6. 5. 3. 1 項目コードとアイテムIDの対応チェック

項番	項 目	項目コード	アイテムID	項番	項 目	項目コード	アイテムID
1	登録番号	A 0 1	△△△	2 3	通常実施権者住所	I01～I99	1 3 0
2	国際登録番号	A 0 2	△△△	2 4	通常実施権者国籍・地域	I01～I99	0 7 0
3	事後指定年月日	A 0 3	△△△	2 5	通常実施権者氏名	I01～I99	1 3 1
4	登録免許税	¥△△	△△△	2 6	通常使用権者持分	I01～I99	0 2 5
5	申請人住所	C 0 1	△△△	2 7	通常使用権者住所	I01～I99	1 3 2
6	申請人氏名	C 0 2	△△△	2 8	通常使用権者国籍・地域	I01～I99	0 7 0
7	外何名	D 0 1	△△△	2 9	通常使用権者氏名	I01～I99	1 3 3
8	代理人コード	X 0 1	△△△	3 0	専用実施権者持分	I01～I99	0 2 5
9	代理人郵便番号	X 0 2	△△△	3 1	専用実施権者住所	I01～I99	1 3 4
1 0	代理人住所	X 0 3	△△△	3 2	専用実施権者国籍・地域	I01～I99	0 7 0
1 1	代理人氏名	X 0 4	△△△	3 3	専用実施権者氏名	I01～I99	1 3 5
1 2	代理人コード	X 0 5	△△△	3 4	専用使用権者持分	I01～I99	0 2 5
1 3	代理人郵便番号	X 0 6	△△△	3 5	専用使用権者住所	I01～I99	1 3 6
1 4	代理人住所	X 0 7	△△△	3 6	専用使用権者国籍・地域	I01～I99	0 7 0
1 5	代理人氏名	X 0 8	△△△	3 7	専用使用権者氏名	I01～I99	1 3 7
1 6	目的（タイトル）	G 0 1	0 3 7	3 8	受託者持分	I01～I99	0 2 5
1 7	権利の表示	H 0 1	0 7 7	3 9	受託者住所	I01～I99	1 3 8
1 8	登録権利者持分	I01～I99	0 2 5	4 0	受託者国籍・地域	I01～I99	0 7 0
1 9	登録権利者住所	I01～I99	0 1 9	4 1	受託者氏名	I01～I99	1 3 9

項番	項 目	項目コード	アイテムID	項番	項 目	項目コード	アイテムID
2 0	登録権利者国籍・地域	I01～I99	0 7 0	4 2	債権者住所	I01～I99	1 4 0
2 1	登録権利者氏名	I01～I99	0 2 0	4 3	債権者国籍・地域	I01～I99	0 7 0
2 2	通常実施権者持分	I01～I99	0 2 5	4 4	債権者氏名	I01～I99	1 4 1
4 5	質権者持分	I01～I99	0 2 5	6 7	弁済期	N 0 1	0 5 9
4 6	質権者住所	I01～I99	1 4 6	6 8	利息の定め	N 0 2	0 6 0
4 7	質権者国籍・地域	I01～I99	0 7 0	6 9	存続期間	N 0 3	0 6 4
4 8	質権者氏名	I01～I99	1 4 7	7 0	違約金若しくは賠償の額	N 0 4	0 6 6
4 9	根質権者持分	I01～I99	0 2 5	7 1	質権の定め	N 0 5	0 6 7
5 0	根質権者住所	I01～I99	1 4 8	7 2	競売の権利	O01～O99	1 6 6
5 1	根質権者国籍・地域	I01～I99	0 7 0	7 3	競売の代価	O01～O99	1 6 7
5 2	根質権者氏名	I01～I99	1 4 9	7 4	弁済額	O01～O99	1 6 8
5 3	通知人	J01～J99	1 4 4	7 5	(根質権の表示)	O01～O99	1 7 3
5 4	管理人住所	J01～J99	0 9 0	7 6	代位原因	O01～O99	1 7 6
5 5	国籍・地域 (管理人)	J01～J99	0 7 0	7 7	被担保債権及びその発生年月日並びに債権の設定及びその成立日	O01～O99	1 7 9
5 6	管理人氏名	J01～J99	0 9 1				
5 7	嘱託人	J01～J99	1 2 9	7 8	被担保債権及びその発生年月日並びに追加担保契約及びその成立日	O01～O99	1 8 0
5 8	実施権等の範囲	K 0 1	0 4 5				
5 9	地域	K 0 1	0 8 1	7 9	被担保債権及びその発生年月日並びに転質及びその成立日	O01～O99	1 8 1
6 0	期間	K 0 2	0 8 2				
6 1	内容	K 0 3	0 8 3	8 0	被担保債権及びその発生年月日並びに譲渡及びその成立日	O01～O99	1 8 2
6 2	対価の額	L 0 1	0 4 6				
6 3	対価の額又はその支払方法若しくは時期の定め	L 0 1	0 4 7	8 1	被担保債権及びその発生年月日並びに放棄及びその成立日	O01～O99	1 8 3

項番	項 目	項目コード	アイテムID	項番	項 目	項目コード	アイテムID
6 4	特約事項	M01/S01	0 5 1	8 2	転質権者住所	O01～O99	1 6 9
6 5	担保すべき債権の範囲の定め	N 0 1	0 5 0	8 3	転質権者氏名	O01～O99	1 7 0
6 6	確定期日の定め	N 0 2	0 6 5	8 4	受益者住所	O01～O99	1 7 1
8 5	一部譲渡債権額（一部代位弁済債権額）	Q 0 1	0 6 9	9 5	国籍・地域（連帯債務者）	T01～T99	0 7 0
8 6	一部放棄に係る項目	R 0 1	0 4 0	9 6	連帯債務者氏名	T01～T99	1 4 3
8 7	転質権者住所	S 0 1	1 6 9	9 7	債務者住所	T01～T99	0 8 4
8 8	転質権者氏名	S 0 1	1 7 0	9 8	国籍・地域（債務者）	T01～T99	0 7 0
8 9	受益者住所	S 0 1	1 7 1	9 9	債務者氏名	T01～T99	0 8 5
9 0	受益者氏名	S 0 1	1 7 2	100	記事（タイトルあり）	U01～U99	0 4 3
9 1	代位者住所	S 0 1	1 7 4	101	記事（タイトルなし）	U01～U99	0 4 4
9 2	代位者氏名	S 0 1	1 7 5	102	目的	Z 0 2	0 3 7
9 3	共有の特約等の事項	Y 0 1	0 2 4	103	信託番号	Z 0 3	0 2 3
9 4	連帯債務者住所	T01～T99	1 4 2	104	原因	Z 0 4	0 3 6

6. 5. 3. 2 項目コードのみ入力される（アイテムIDが存在しない）項目のチェック

項番	項 目 名	項目コード	桁数	属性	内 容
1	登録番号	A 0 1	MAX 3 9	N	1.7桁以上であること。 2.以下の形式であること。 NNNNNNNN－MMM……MMM (1)NNNNNNNNはオールゼロ以外の数字であること。 (2)9桁以上の場合、8桁目は‘－’であること。 (3)9桁以上の場合、Mは1または2であること。
2	国際登録番号	A 0 2	1 0	N	1.以下の形式であること。 国際登録番号 第LLMMMMMMMN号 (1)L Lは、△△、△R、2 Rであること。 (2)MMMMMMは、オールゼロ以外の数字であること。 (3)Nは、△又はA～Zの英字であること。
3	事後指定年月日	A 0 3	8	N	1.数字であること。 2.以下の形式であること。 YYYYMMDD (1)YYYY は西暦であること。 (2)MM は月（0 1から1 2）であること。 (3)DD は日（0 1から3 1）であること。
4	登録免許税	¥△△	MAX 1 5	N	1.数字であること。
5	申請人住所	C 0 1	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）

項番	項 目 名	項目コード	桁数	属性	内 容
6	申請人氏名	C 0 2	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6． 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3． 参照）
7	他何名	D 0 1	MAX 1 4	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6． 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3． 参照）
8	代理人識別番号	X 0 1 または X 0 5	9	N	1.数字であること。
9	郵便番号	X 0 2 または x 0 6	7	N	1.3 桁、5 桁、7 桁の数字であること。 2.7 桁に満たない場合、下位桁はスペースであること。
1 0	代理人住所	X 0 3 または X 0 7	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6． 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3． 参照）
1 1	代理人氏名	X 0 4 または X 0 8	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6． 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3． 参照）

6. 5. 3. 3 アイテムIDが存在する項目（6. 5. 3. 2以外）のチェック

通常申請時の申請書受入ファイル可変部データと重複する項目については同様のチェックを行う。それ以外の（特殊移転申請特有の）項目については下記のチェックを行う。

項番	項 目 名	アイテムID	桁数	属性	内 容
1	原因	0 3 6	MAX 250	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
2	目的	0 3 7	MAX 250	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）
3	通知人	1 4 4	MAX 1000	N	1.特許庁が指定するコードであること。（詳細は項番6. 1 原簿更正記事情報作成処理全体に関する事項の3. 参照）

6. 6 早期受付情報データ

- (1) 早期受付情報データは、T X T形式のファイル（RD11.txt）とする。
- (2) 早期受付情報データは申請書単位で作成する。同一番号が複数ある場合、複数作成する。
 移転申請書の受付番号に枝番（A，B）がある場合など、同じ登録番号が存在するが、受付番号A、受付番号Bの両方の登録番号を重複で作成する。
- (3) データ項目
 4 法，登録番号，分割番号，予備
- (4) 文字コードについて
 文字コードは、S J I Sコードで作成すること。
- (5) データレイアウト

付録7：ファイルデータ構造仕様（移転受付登録番号一覧ファイル）を参照。

項番	1	2	3	4
項目名	四法	登録番号	分割番号	予備
文字種別	漢字	漢字	漢字	漢字
桁数	1	7	3 1	1
属性	N	N	N	N
バイト数	2	1 4	6 2	2

(6) 入力指示

項番	項目名	内容
0 1	四法	1：特許 2：実用 3：意匠 4：商標 ただし、6：国際商標は対象外とする。
0 2	登録番号	1. 登録番号を入力する。
0 3	分割番号	1. 分割番号を入力する。 2. 分割番号がない場合はスペースを入力する。
0 4	予備	1. スペースを入力する。

6. 7 移転送付先情報データ

(1) 提出用データ

移転申請書の送付先単位にデータを作成する。（※移転申請書（マドプロ）・手続補正書は、データ作成の対象外とする。）

付録7：ファイルデータ構造仕様（移転送付先情報データファイル）を参照。

(2) 記録形式

記録形式	Open SSL による AES256CBC を使用した暗号化。
ファイル名	R B I 1 J 0 （※実際のファイル名は半角となります）
使用コード	S J I S

(3) データ項目

四法コード，受付年月日，移転受付番号，当日繰り返し番号，送付先種別，送付先識別番号，送付先住所，送付先氏名，予備

(4) 文字コードについて

文字コードは、S J I S コードで作成すること。

(5) データ作成対象の特定について

以下15のケースにしたがい、データ作成対象を特定する。

ただし、登録権利者・登録義務者どちらの代理人であるかが申請書に明示的に記載されていない場合には、下記のとおり特定する。

申請人（登録権利者）、代理人A、申請人（登録義務者） → ケース3と同様（登録権利者の代理人とする）

申請人（登録権利者）、申請人（登録義務者）、代理人A → ケース9と同様（双方代理と特定し、登録権利者の代理人とする）

なお、データ作成対象欄に下線が引かれている者が複数名記載されている場合、全員分のデータを作成すること。

代理人が複数名記載されている場合、登録権利者側の代理人と登録義務者側の代理人、それぞれ先頭に記載された代理人のみデータを作成すること。

また、特許庁職員が移転申請書にデータ作成対象を直接指定している場合があるため、その場合は指示に従うこと。（嘱託書を含む）

ケース		例				データ作成対象
1	登録権利者と登録義務者による共同申請	申請人（登録権利者）		申請人（登録義務者）		<u>申請人（登録権利者）</u> <u>申請人（登録義務者）</u>
2	登録権利者の代理人Aと登録義務者の代理人Bによる共同申請	申請人（登録権利者）	代理人A	申請人（登録義務者）	代理人B	代理人A 代理人B
3	登録権利者の代理人Aと登録義務者による共同申請	申請人（登録権利者）	代理人A	申請人（登録義務者）		代理人A <u>申請人（登録義務者）</u>
4	登録権利者と登録義務者の代理人Aによる共同申請	申請人（登録権利者）		申請人（登録義務者）	代理人A	<u>申請人（登録権利者）</u> 代理人A
5	登録権利者による単独	申請人（登録権利者）		登録義務者		<u>申請人（登録権利者）</u>

	申請					
6	登録権利者の代理人A による単独申請	申請人（登録権利者）	代理人A	登録義務者		代理人A
7	登録義務者による単独 申請	登録権利者		申請人（登録義務者）		<u>申請人（登録義務者）</u>
8	登録義務者の代理人A による単独申請	登録権利者		申請人（登録義務者）	代理人A	代理人A
9	登録権利者の代理人A と登録義務者の代理人 Aによる共同申請	申請人（登録権利者）	代理人A	申請人（登録義務者）	代理人A	代理人A ※申請人（登録権利者）の代理 人として1レコードを作成す る。
10	登録名義人による申請 （抹消登録申請を含む）	登録名義人				<u>登録名義人</u>
11	登録名義人の代理人A による申請 （抹消登録申請を含む）	登録名義人	代理人A			代理人A
12	代位申請人による申請	代位申請人				<u>代位申請人</u>
13	代位申請人の代理人A による申請	代位申請人	代理人A			代理人A
14	承継人・相続人による 申請	承継人・相続人				<u>承継人・相続人</u>
15	承継人・相続人による 申請	承継人・相続人	代理人A			代理人A

具体的イメージ（参考例）

特許権移転登録申請書		令和6年4月1日
特許庁長官 ○○○○殿		
1. 特許番号	第 <u>1 2 3 4 5 6 7</u> 号	
2. 登録の目的	本特許権の移転	
3. 登録免許税	金 <u>1 5, 0 0 0</u> 円 [¥]	
4. 申請人（登録権利者）		
住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u>	
氏名	特許 太郎	
代理人		
住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u>	
氏名	<u>(1 2 3 4 5 6 7 8 9)</u>	
弁理士	田中 一郎	
5. 申請人（登録義務者）		
(1) 住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u>	
持分	<u>1 / 2</u>	
氏名	特許 花子	
(2) 住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u>	
持分	<u>1 / 2</u>	
氏名	特許 一郎	
代理人		
住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u>	
氏名	<u>(1 2 3 4 5 6 7 8 9)</u>	
弁理士	岡本 代次郎	
6. 添付書面の目録		
(1) 譲渡証書	1 通	

(住所変更による)		令和6年4月1日
登録名義人の表示変更登録申請書		
特許庁長官 ○○○○殿		
1. 特許番号	第 <u>1 2 3 4 5 6 7</u> 号	
2. 変更に係る表示		
変更前の表示		
住所	<u>x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地</u>	
変更後の表示		
住所	<u>x x 県 x x 市 x x 3 丁目 1 0 0 番地</u>	
3. 登録免許税	金 <u>1, 0 0 0</u> 円	
4. 申請人		
住所	<u>x x 県 x x 市 x x 3 丁目 1 0 0 番地</u>	
氏名	<u>(1 2 3 4 5 6 7 8 9)</u>	
	特許 太郎	
5. 添付書面の目録		
(1) 委任状	1 通	

(6) データレイアウト

付録7：詳細は、ファイルデータ構造仕様（移転送付先情報データファイル）を参照。

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9
項目名	四法 コード	受付年月日	移転 受付番号	当日繰り返し 番号	送付先 種別	送付先 識別番号	送付先住所	送付先氏名	予備
桁数	1	8	8	2	1	9	200	200	51
バイト数	1	8	8	2	1	9	400	400	51

(7) 入力指示

6. 7 (5) で特定した送付先について、以下のデータを作成すること。

なお、送付先が複数となる場合は、以下の項番1～9までのセットを複数回分作成する。

また、特許庁職員の指示により、送付先情報を作成する必要がない移転申請書については、データを作成しない。

項番	項目名	内容
1	四法コード	1：特許 2：実用 3：意匠 4：商標（※6：国際商標は対象外とする。）
2	受付年月日	YYYYMMDD 形式で入力する。
3	移転受付番号	999999-X 形式で入力する。ただし、枝番が無い場合は、後ろ2桁を半角スペースとする。 例) 枝番あり 012345-A 、 枝番なし 123456△△
4	当日繰り返し 番号	同日に同一の移転受付番号（999999-X）を複数投入する場合は、本体の移転パンチデータを入力する順番と同じ順番で、移転申請書の単位ごとに01から連番を付与する。（※）
5	送付先種別	1：権利者申請人、2：義務者申請人、3：権利者代理人、4：義務者代理人、9：その他 なお、以下に記載のケースについては、例示にしたがい送付先種別を特定する。 ・移転申請（一般承継）の場合 承継人・相続人による手続：1（権利者申請人）、代理人による手続：3（権利者代理人） ・登録名義人・代位申請人の表示変更の場合

項番	項目名	内容
		登録名義人・代位申請人による手続：1（権利者申請人）、代理人による手続：3（権利者代理人） ・嘱託の場合 9（その他）
6	送付先識別番号	移転申請書に記載のある、申請人または代理人の申請人識別番号を 9 桁で設定する。なお、9 桁に満たない場合は、前ゼロ埋めする。 また、申請人識別番号の記載がない場合は、初期値(半角スペース 9 桁) を設定する。
7	送付先住所	移転申請書の申請人または代理人の住所を設定する。 200 文字に満たない場合は、200 文字になるまで全角スペース埋めを行う。なお、住所が 200 文字を超える場合は 200 文字で打ち切る。
8	送付先氏名	移転申請書の申請人または代理人の氏名（名称）を設定する。 200 文字に満たない場合は、200 文字になるまで全角スペース埋めを行う。なお、氏名（名称）が 200 文字を超える場合は 200 文字で打ち切る。
9	予備	半角スペースを 51 バイト分設定する。

(※) 「当日繰り返し番号」について

当日投入する移転受付番号（XXXXXX-X）に同一の番号が複数存在する場合、以下にならない「当日繰り返し番号」を連番で付与する。

例) ■移転パンチデータ

移転受付番号：001042-1	移転コード:43803(契約解除)
移転受付番号：001042-1	移転コード：43113（譲渡）

■移転送付先情報データ

移転受付番号：001042-1	当日繰り返し番号：01、送付先 A
移転受付番号：001042-1	当日繰り返し番号：01、送付先 B
移転受付番号：001042-1	当日繰り返し番号：02、送付先 C
移転受付番号：001042-1	当日繰り返し番号：02、送付先 D

6. 8 手続補正書データ

(1) 提出用データ

手続補正書単位にデータを作成する。

付録7：ファイルデータ構造仕様（手続補正書データファイル）を参照。

(2) 記録形式

記録形式	Open SSL による AES256CBC を使用した暗号化。
ファイル名	R B I 3 A 0 （※実際のファイル名は半角となります）
使用コード	S J I S

(3) データ項目

書類種別，四法，起案番号，提出日、差出日又は受付日，受付番号，予備

(4) データレイアウト

※手続補正書データはMQヘッダなし。80バイト固定長。

付録7：ファイルデータ構造仕様（手続補正書データファイル）を参照。

項番	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5	0 6
項目名	書類種別	四法	起案番号	提出日、差出日 又は受付日	受付番号	予備
文字種別	漢字（全角）	漢字（全角）	漢字（全角）	漢字（全角）	漢字（全角）	漢字（全角）
桁数	1	1	8	8	8	1 4
属性	N	N	N	N	N	N
バイト数	2	2	1 6	1 6	1 6	2 8

(5) 入力指示

項番	項目名	内容
0 1	書類種別	書類名が「手続補正書」の場合、‘1’を入力する。
0 2	四法	1. 四法は「特許」「実用新案（実用）」「意匠」「商標」を指す。 四法が「特許」の場合‘1’を入力する。 四法が「実用（新案）」の場合‘2’を入力する。 四法が「意匠」の場合‘3’を入力する。 四法が「商標」の場合‘4’を入力する。 2. 以下の順位でコードに変換し入力する。 ①特許（登録）番号（7桁の数字）の前に四法（「特許」「実用（新案）」「意匠」「商標」）の記載が

項番	項目名	内容
		ある場合は記載された四法を入力する。 ②特許（登録）番号（7桁の数字）が複数記載され、複数の四法が記載されている場合は、先頭の番号に記載された四法を入力する。 ③特許（登録）番号（7桁の数字）の前に四法の記載がない場合は書類の項目名「1. ○○番号」に記載された四法を入力する。
03	起案番号	起案番号は「和暦（2）＋ハイフン「－」（1）＋番号（5）」または「西暦（4）＋ハイフン「－」（1）＋番号（5）」で記載される。 ただし、「西暦の下2桁（2）＋ハイフン「－」（1）＋番号（5）」で記載される場合がある。 和暦が「30」または「31」以外の場合、西暦と判断する。 元号（1）＋和暦（2）＋番号（5）または元号（1）＋西暦下二桁（2）＋番号（5）を入力する。 1. 元号を以下のコードで入力する。 明治：「1」，大正：「2」，昭和：「3」，平成：「4」，令和：「5」，西暦：「0」 2. 和暦・西暦 ①和暦を入力する。 ②西暦4桁の場合、下2桁を入力する。 3. 番号 番号を入力する。記載された番号が5桁に満たない場合は右詰め及び上位桁をゼロ埋めして入力し、5桁とする。 起案番号の記載がない場合は全てスペースを入力する。 例：和暦の場合 平成31－00011 → 43100011

項番	項目名	内容
		例：西暦の場合 2019-00022 → 01900022 19-00033 → 01900033
04	提出日、差出日又は受付日	「提出日」は、書面右上部に記載された日付を指す。 「差出日」は、提出日の上部又は下部に「平成○年○月○日差出」と記載された日付を指す。 「受付日」は、特許庁が押印した日付印の日付を指す。 1. 提出日、差出日又は受付日（全て和暦）を以下の順位で、西暦に変換して入力する。 ①提出日の周囲に$\square$マークがある場合は「提出日」を入力する。 ②提出日の周囲に$\square$マークがなく、提出日の上部又下部に「平成○年○月○日差出」の記載がある場合は「差出日」を入力する。 ③提出日の周囲に$\square$マークがなく、差出日の記載がない場合は「受付日」を入力する。 2. 月、日が1桁の場合、右詰め及び上位桁をゼロ埋めして入力する。 例1：31年4月2日 → 20190402 31. 4. 2 → 20190402
05	受付番号	受付番号（6）＋ハイフン「－」（1）＋枝番（1） 1. 受付番号を入力する。受付番号が6桁に満たない場合は右詰め及び上位桁をゼロ埋めして6桁とする。 例：1234-A → 001234-A 2. 枝番が存在しない場合はハイフン、枝番ともスペースを入力する。 例：2345 → 002345△△ 3. 枝番が存在する場合はハイフン及び枝番を入力する（枝番が英数字の場合、ハイフンは省略されている場合がある）。

項番	項目名	内容
		例：1 2 3 4 5 6 A → 1 2 3 4 5 6 - A 4. 枝番が2桁の場合、数字を入力する。 例：1 2 3 4 5 6 - 1 A → 1 2 3 4 5 6 - 1
0 6	予備	1. スペースを入力する。

(3) 申請書様式例

収入紙 10000 円 収入紙 5000 円	適 (15,000 円)	<u>手続補正書</u> 書類種別	適	
		平成31年4月10日 提出日		
		平成31年4月11日 差出日		
特許庁長官 殿				
1. 特許番号 (項目名) 四法 特許第 1 2 3 4 5 6 7 号				
2. 申請人 (登録権利者) 住所 x x 県 x x 市 x x 1 丁目 6 0 2 番地 氏名 特許 花子				
3. 代理人 住所 x x 県 x x 市 x x 1 丁目 1 2 3 番地 氏名 (1 2 3 4 5 6 7 8 9) 弁理士 岡本 代次郎				
4. 補正命令の日付 平成31年 2月20日				
特許庁 3 1 . 4 . 1 2 出願課				
5. 起案番号及び書類名 <u>3 1 - 0 0 0 1 2</u> 起案番号 手続補正指令書 <u>(2 0 1 9 - 0 0 0 1 2</u> 起案番号)				
6. 補正に係る書類名 代理権を証する書面、登録免許税				
7. 補正の内容 代理権を証する書面及び登録免許税15,000円を追加補正します。				
8. 添付書類の目録 (1) 委任状 1 通				
			<u>1 2 3 4 A</u> 受付番号	

- ・「四法」は以下の順位で入力する。
 - ①特許（登録）番号（7桁）の前に四法の記載がある場合はその四法を入力する。
 - ②特許（登録）番号の前に四法の記載がない場合は書類の項目名「1. ○○番号」の四法を入力する。
- ・「提出日、差出日又は受付日」は以下の順位で入力する。
 - ①提出日の周囲に「適」マークがある場合は「提出日」を入力する。
 - ②提出日の周囲に「適」マークがなく、差出日がある場合は「差出日」を入力する。
 - ③提出日に「適」マークがなく、差出日もない場合は「受付日」を入力する。
- ・「起案番号」は元号をコード化（和暦（平成）の場合は‘4’、西暦の場合は‘0’＋西暦下2桁）して入力する。
 番号が5桁に満たない場合は前ゼロを入力する。
 番号がない場合はスペースを入力する。
- ・「受付番号」が6桁に満たない場合は受付番号に前ゼロを入力する。
 受付番号に枝番が存在する場合は‘－’（ハイフン）を入力する。
 受付番号に枝番が存在しない場合はハイフン、枝番にスペースを入力する。

7. 移転申請書（職権訂正データ）

7. 1. データの基本構成

・納品データの形式

移転申請書データはMQヘッダ部と実データ部（固定部、可変部）で構成される。

1つの移転受付番号に対して、MQヘッダ部と実データ部（固定部）を作成し、実データ部（固定部）の後に実データ部（可変部）を繰り返す。

移転受付番号が変わった際には、MQヘッダ部の作成からはじめ、上記作業を繰り返す。詳細は、ファイル構造仕様を参照すること。

(1) MQヘッダ部（36 バイト固定）

データ識別コード	作成年月日	作成時分秒	一連番号	データ部レングス長	予備
RLI001	yyyymmdd	hhmmss	bbbb	bbbb	XXXXXXXX

MQヘッダ部の属性は1バイト英数字若しくはバイナリ（一連番号、データ部レングス長）である。

(2) 実データ部

ファイル ID	移転 コード	受付年月日	受付番号	併 合 の 有 無	出 直 識 別	移 転 申 請 形 態	項目 1		項目 2			項目 n	
							項目 コード	データ	項目 コード	データ		項目 コード	データ
RLI001	NNXNN	gyymmdd	nnnnnnn-m	X	X	X	A01	nnnnnnnn-m...m	B01	XX...XXX		Xnn	XX...XXX
← 固定部 →							← 可変部 →						

- ・実データ部の属性は2バイト全角文字である。
- ・可変部は、項目コード（3桁）＋データ（可変長）の繰り返しである。

・項目コードは各項目毎のデータ切り出し記号として使用する。

7. 2. データ作成方法

特許庁から提供されたデータ作成対象一覧に基づき、以下の順序でデータを作成する。

項番	項目名称	項目 コード	桁数	使用文字	入力形式	入力要領
1	ファイルID		6	英字 数字	R L I 0 0 1	1. ‘R L I 0 0 1’を入力する。
2	移転コード		5	数字	1 6 3 0 3 2 6 3 0 3 3 6 3 0 3 4 6 3 0 3	1. 特許庁から指定された移転コードを入力する。
3	受付年月日		7	数字	G Y Y M M D D	1. 特許庁から指定された数字を入力する。
4	受付番号		8	数字	N N N N N △ △	1. 特許庁から指定された数字を入力する。
5	併合申請の有無		1	数字	1	1. ‘1’を入力する。
6	出直識別		1	数字	1	1. ‘1’を入力する。
7	移転申請形態	1	1	数字	1	1. ‘1’を入力する。
8	登録番号 特許番号	A 0 1	7	数字	N N N N N N N	1. 登録番号の数字のみを入力する。7桁に満たない場合は右詰め、および上位桁をゼロ埋めして入力する。

項番	項目名称	項目 コード	桁数	使用文字	入力形式	入力要領
	実用新案登録番号 意匠登録番号 商標登録番号 ・登録番号 ・ハイフン ・分割番号		7 7 7 1 MAX 3 1	数字 英字 数字	0 < NNNNNNNN NNNNNNNN [－M～M] － M= 1 or 2	例 1 特許番号 特許第 <u>1 2 3 4 5 6 7</u> 号 ↓ 1 2 3 4 5 6 7 例 2 特許番号 <u>0 1 2 3 4 5 6</u> ↓ 0 1 2 3 4 5 6 2. 商標登録番号の分割番号が存在しない場合、登録番号部分のみ入力する。 3. 分割番号が存在する場合、分割番号の前に‘－’を付加し、数字のみを、記載されている桁数分左詰めで入力する。 例 1 第 1 2 3 4 号 <u>の 1 の 2 の 1</u> ↓ 0 0 0 1 2 3 4 <u>－ 1 2 1</u> 例 2 第 1 2 3 4 号 <u>－ 1 2 1</u> ↓ 0 0 0 1 2 3 4 <u>－ 1 2 1</u>

[illegible]

7. 3. 記録形式

- (1) 記録形式 Open SSL による AES256CBC を使用した暗号化。
- (2) ファイル名 R B I 1 1 0 （※実際のファイル名は半角となります）
- (3) 使用コード S J I S

7. 4. ファイル構造仕様

項番	レベル	項目名	項目 I D	文字種別	桁数	属性	バイト数	繰返回数	初期値	記事 (全角: SJIS, 半角: SJIS)
1	02	MQヘッダ		-	-	-	-			
2	05	データ識別コード		英数字	6	X	6		オールスペース(Δ)	'RLI001'を設定
3	05	処理通番		-	-	-	-			
4	07	年		数字	4	X	4		オールゼロ(0)	データ作成日付の年
5	07	月		数字	2	X	2		オールゼロ(0)	データ作成日付の月
6	07	日		数字	2	X	2		オールゼロ(0)	データ作成日付の日
7	07	時		数字	2	X	2		オールゼロ(0)	データ作成日付の時
8	07	分		数字	2	X	2		オールゼロ(0)	データ作成日付の分
9	07	秒		数字	2	X	2		オールゼロ(0)	データ作成日付の秒
10	07	一連番号		数字	9	B	4			1回の出力での連番
11	05	実メッセージ長		数字	9	B	4			データ部のレングス長
12	05	予備		英数字	8	X	8		オールスペース(Δ)	
13	02	データ部		-	-	-	-			移転申請書受入ファイル
14	03	固定部		-	-	-	-			
15	05	ファイルID		文字	6	N	12			'RLI001'を設定
16	05	移転コード		文字	5	N	10			特許庁から指定された、以下のいずれかの移転コードを入力する。 '16303' '26303' '36303' '46303'
17	05	受付年月日		文字	7	N	14			特許庁から指定された数字を入力する。
18	05	受付番号ー8		文字	8	N	16			特許庁から指定された数字を入力する。
19	05	併合申請の有無		文字	1	N	2		スペース	'1'を入力する。
20	05	出直識別		文字	1	N	2		スペース	'1'を入力する。
21	05	移転申請形態		文字	1	N	2			'1'を入力する。
22	03	可変部		文字	16349	N	32698			項目コード(3桁) + データ(可変長)

移転申請書等送付表

受付日	年 月 日
送付日	年 月 日

特 許	郵	件		日付相違	件
	直	件		日付相違	件
	OL	件		日付相違	件
実 用	郵	件		日付相違	件
	直	件		日付相違	件
	OL	件		日付相違	件
意 匠	郵	件		日付相違	件
	直	件		日付相違	件
	OL	件		日付相違	
商 標	郵	件		日付相違	件
	直	件		日付相違	件
	OL	件		日付相違	
マドプロ	郵	件		日付相違	件
	直	件		日付相違	件
	OL	件		日付相違	
雑件	郵	件		日付相違	件
	直	件		日付相違	件

特許庁 審査業務部審査業務課登録室

課室情報セキュリティ責任者 ○○ ○○ 様

○○○

○○○

機密情報借用書（受領書）

下記のとおり資料及び業務データ等を借用致したく、機密情報借用書を提出します。

（ 契約件名 ： 「移転コード付与及び抽出作業」 ）

当該借用物の使用に当たっては、情報の取扱には十分注意致します。

また、当該借用物の使用が終了した際には、受領した当該機密情報が含まれる媒体及び作成した複製物を速やかに返却又は廃棄致します。

受領日	令和7年4月1日 ～ 令和7年4月30日							
借用期間	自：			至：				
借用目的	移転コード付与及び抽出作業							
提供者	審査業務課登録室			受領者	○○○○			
提供者の情報	(所属)	審査業務課登録室管理班						
	(役職／氏名)	管理第一係長						
	(連絡先)	内 2 7 0 4						
借用者の連絡先	(所属)	○○○○○○○○○○ ○○○○○○課						
	(役職／氏名)	○○○○						
	(連絡先)	○○-○○○○-○○○○						
借用物	1	物件名	移転申請書写し（特許）		媒体	電子	使用後	廃棄
		機密情報	有	提供形式	電子	数量	一式	備考
	2	物件名	移転申請書写し（実用）		媒体	電子	使用後	廃棄
		機密情報	有	提供形式	電子	数量	一式	備考
	3	物件名	移転申請書写し（意匠）		媒体	電子	使用後	廃棄
		機密情報	有	提供形式	電子	数量	一式	備考
	4	物件名	移転申請書写し（商標）		媒体	電子	使用後	廃棄
		機密情報	有	提供形式	電子	数量	一式	備考
	5	物件名	手続補正書写し		媒体	電子	使用後	廃棄
		機密情報	有	提供形式	電子	数量	一式	備考
【特記事項（取扱条件等）】								

受 領 者
受領日：

承 認 者	受 理 者
承認日：	受理日：

特許庁 審査業務部審査業務課登録室
課室情報セキュリティ責任者 ○○ ○○ 様

機密情報返却・廃棄報告書

機密情報借用書（受領書）」をもって
提供された情報について、下記のとおり返却又は廃棄したので
報告します。

管理番号										
廃棄日					廃棄情報	○○○○○○○○○				
廃棄実施者	○○○○				廃棄確認日					
返却確認日										
返却受領者	審査業務課登録室 0				返却・廃棄者	○○○○				
提供物	1	物件名	移転申請書写し（特許）			媒体	電子	数量	一式	
		使用後取扱方法	廃棄	処置方法						
	2	物件名	移転申請書写し（実用）			媒体	電子	数量	一式	
		使用後取扱方法	廃棄	処置方法						
	3	物件名	移転申請書写し（意匠）			媒体	電子	数量	一式	
		使用後取扱方法	廃棄	処置方法						
	4	物件名	移転申請書写し（商標）			媒体	電子	数量	一式	
		使用後取扱方法	廃棄	処置方法						
	5	物件名	手続補正書写し			媒体	電子	数量	一式	
		使用後取扱方法	廃棄	処置方法						
【特記事項】										

承認者	受理者
承認日：	承認日：

移 転 依 頼 書

依頼日 : 2025年4月1日 火	管理番号 : J2025-1
納品日 : 2025年4月3日 木	納品用DVD : 3
廃棄日 : 2025年5月31日 土	機密情報の有無 : 有

移 転 送 付 票 (通 常)

特許	実用	意匠	商標	国際商標
受付日	YYYY/MM/DD	郵 ・ 直 ・ OL		
開始受付番号	第	_____		号
		}		
終了受付番号	第	_____		号
送付件数	_____件			
備考 ※ A B の受番、欠番等を記入				

参考資料8 移転データ案件リスト

移転データ案件リスト（特許）					YYYY. MM. DD	P.	1
4法	受	付	日	受 付 番 号	移転コード	登 録 番 号 (分割番号)	併 合 件 数
1	2.	04.	15	005501-A	13113	1717410	外 1件
1	2.	04.	15	005501-B	13113	1717410	外 1件
1	2.	04.	15	005502	14201	2000136	
1	2.	04.	15	005503	13501	1415999	
1	2.	04.	15	005504	16303	2100001	
1	2.	04.	15	005505-A	13531	1876543	外 21件
1	2.	04.	15	005505-B	13114	1876543	外 21件
1	2.	04.	15	005506	15343	1789321	
1	2.	04.	15	005507	13F99	1653888	
1	2.	04.	15	005508	13501	1645606	
1	2.	04.	15	005509	13501	1657656	
						申 請 書 数	登録番号数
特 許						175件	190件

参考資料8 手続補正書データ案件リスト

移転データ案件リスト (補正書)				YYYY. MM. DD	P. 1
4法	受 付 日	受 付 番 号	書類種別	起 案 番 号	
1	2. 04. 15	005501-A	1	42800168	
1	2. 04. 15	005501-B	1	42800169	
1	2. 04. 15	005502	1	42800170	
1	2. 04. 15	005503	1	42800180	
1	2. 04. 15	005504	1	42800182	
1	2. 04. 15	005505-A	1	01900183	
1	2. 04. 15	005505-B	1	01900184	
1	2. 04. 15	005506	1	01900186	
1	2. 04. 15	005507	1	01900205	
1	2. 04. 15	005508	1	01900206	
1	2. 04. 15	005509	1	01900222	
				申 請 書 数	
特 許				175件	

移転データ合計件数リスト（合計）			YYYY. MM. DD	P.	8
	申 請 書 数	登録番号数			
*特 許	1 7 5 件	1 9 0 件			
*実用新案	4 5 件	5 0 件			
*意 匠	3 0 件	4 0 件			
*商 標	2 5 5 件	3 0 0 件			
*合 計	5 0 5 件	5 8 0 件			

移転データ合計件数リスト（合計）		YYYY. MM. DD	P.	8
	申 請 書 数			
*特	許	7 5 件		
*実用新案		5 件		
*意	匠	3 0 件		
*商	標	1 5 5 件		
*合	計	2 6 5 件		

参考資料 1 0 移転データ合計文字数リスト

移転データ合計文字数リスト				YYYY. MM. DD	P.	1
*特 許						
	アイテムコード	文字数	2 5 1 2	文字		
	漢字データ	文字数	8 4 9 7	文字		
	合計	文字数	1 1 0 0 9	文字		
*実用新案						
	アイテムコード	文字数	1 5 3	文字		
	漢字データ	文字数	5 9 7	文字		
	合計	文字数	7 5 0	文字		
*意 匠						
	アイテムコード	文字数	5 2 8	文字		
	漢字データ	文字数	1 9 6 1	文字		
	合計	文字数	2 4 8 9	文字		
・						
・						
*合 計						
	アイテムコード	文字数	2 5 1 2	文字		
	漢字データ	文字数	8 4 9 7	文字		
	合計	文字数	1 1 0 0 9	文字		

置換処理報告書	
令和 6 年 4 月 3 日	
四法種別	特許 実用 意匠 商標
受付日	令和 6 年 4 月 3 日
受付番号	0 1 2 3 4 5 -
データ項目	F 0 1 申請人（登録権利者）氏名
原 票 文 字	置 換 処 理
楡	に れ

参考資料 1 2 付箋リスト例

付箋リスト

四法：

令和 年 月 日

[illegible]

参考資料 1 3 移転データチェックリスト

移転データチェックリスト				YYYY. MM. DD	P.	1
固定部	1 3 5 3 1	4 2 5 0 5 0 1	0 0 0 0 0 1-A	1	1	1
A 0 1	9 9 9 9 9 9 9					
A 0 1	9 9 9 9 9 9 9					
B 0 1	東京都千代田区霞が関・・・・・・・・					
B 0 2	株式会社・・・・・・・・					
C 0 1	東京都千代田区霞が関・・・・・・・・					
〒	2 0 0 0					
D 0 1	東京都港区赤坂・・・・・・・・					
D 0 2	株式会社・・・・・・・・					
X 0 3	東京都千代田区丸の内・・・・・・・・					
X 0 4	代理 太郎					
固定部	1 3 1 1 3	4 2 5 0 5 0 1	0 0 0 0 0 1-B	1	1	1
A 0 1	9 9 9 9 9 9 9					
A 0 1	9 9 9 9 9 9 9					
.						
.						

発注シート（参考1）

項目名	項目コード	値	備考（データ作成基準書の抜粋）
ファイルID	—	R L I 0 0 1	‘R L I 0 0 1’を入力する。
移転コード	—	発注内訳シートを参照	特許庁から指定された移転コードを入力する。
受付年月日	—	5 0 6 0 8 0 1	特許庁から指定された数字を入力する。
受付番号	—	発注内訳シートを参照	特許庁から指定された数字を入力する。
併合申請の有無	—	1	‘1’を入力する。
出直識別	—	1	‘1’を入力する。
移転申請形態	—	1	‘1’を入力する。
登録番号	A 0 1	発注内訳シートを参照	1. 登録番号の数字のみを入力する。7桁に満たない場合は右詰め、および上位桁をゼロ埋めして入力する。 2. 商標登録番号の分割番号が存在しない場合、登録番号部分のみ入力する。 3. 分割番号が存在する場合、分割番号の前に‘-’を付加し、数字のみを、記載されている桁数分左詰めで入力する。
目的たる権利番号	B 0 1		ハイフンと特許庁から指定された数字を入力する。
記事（タイトルなし）	# 4 4		特許庁から指定された数字や文字を入力する。（ただし上限を6 0 0 0文字とする。）
記事（タイトルなし）	# 4 4		特許庁から指定された日付や文字を入力する。
目的（タイトル）	G 0 1		特許庁から指定された日付や文字を入力する。

移転コード	受付番号	登録番号
16303		
26303		
36303		
46303		